

(案)

いのち支えるいちかわ 自殺対策計画

(第 3 次)

令和 6 年度～令和 10 年度

【2024～2028 年度】



いのち支える

令和 6 年 3 月

市川市



目 次

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の数値目標	4

第2章 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の評価

1 前計画の評価と課題	6
(1) 基本施策実績	8
(2) 重点施策実績	10
(3) こころの健康と自殺対策に関するアンケート調査結果（抜粋）	11
(4) 関連事業の施策別指標の評価	31
2 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の総合評価	40

第3章 市川市における自殺の現状

1 市川市の自殺者数の推移	43
2 自殺者数の推移 全国・千葉県・市川市	43
3 自殺死亡率の推移	44
4 男女別自殺者数の推移	44
5 年代別自殺者数の推移	45
6 死因分類 全国・千葉県・市川市	45
7 市川市の主な死因の状況	46
8 市川市の原因・動機別自殺者数の推移	47
9 市川市における職業別自殺者数の推移	48
10 年代別自殺死亡率の推移 全国・市川市	49
11 男女別の同居等の状況及び職業の有無別自殺死亡率 全国・市川市	50
12 小・中・高・大学生・専修学校生等の自殺の原因・動機の比率（全国）	51
13 市川市における自損行為による搬送状況の年代別推移	52
14 市川市の自殺者における未遂歴の総数	53
15 乳児家庭全戸訪問におけるE P D S（エジンバラ産後うつ病質問票）の結果	53
16 原因・動機別自殺者数のうち健康問題の内訳 全国	53
17 死亡小票における市川市の現状	54

第4章 自殺の実態からみる支援が優先される対象群

1 国から提供された市川市の自殺の特徴	56
2 自殺の危機経路	56
3 統計から分析した市川市の自殺の特徴	57
4 市川市として支援が優先されるべき対照群	57
5 重層的支援体制整備事業と自殺対策の関係性	57

第5章 いのち支える自殺対策推進のための取組

1 主な事業体系図	60
2 基本理念	62
3 基本目標	62
4 基本施策	62
5 重点施策	66
6 市川市の自殺対策推進体制	70

第6章 今後の成果指標

1 評価方法	72
2 基本施策に対する指標	72
3 重点施策に対する指標	74

第7章 生きるを支える関連事業一覧

関連事業一覧	77
--------	----

資料編

こころの健康と自殺対策に関するアンケート調査票	83
自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）	87
市川市自殺対策関係機関連絡会	91
市川市自殺対策庁内連絡会	93

○自殺実態の分析について

本章の分析にあたっては、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」、千葉県「衛生統計年報」を使用するとともに、自殺者数と自殺死亡率の2種類の値を参照しました。

(自殺死亡率：人口10万人当たりの人口動態統計による自殺者数)

なお、上記の統計には以下のような違いがあります。

- ① 調査対象の差異：厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としています。千葉県「衛生統計年報」は人口動態統計を基にしています。
- ② 調査時点の差異：厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しています。
- ③ 事務手続き上（訂正報告）の差異：厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。
- ④ 地域自殺実態プロファイルデータ：令和4年度に自殺総合対策推進センターが自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺対策政策パッケージ」として提示したものです。全国的な実施が望まれる施策群である「基本パッケージ」と、自治体の地域特性に応じて地域における自殺対策をより効果的に実施するために「基本パッケージ」に望まれる施策群「重点パッケージ」があります。本計画では「重点パッケージ」を使用しています。

○使用データについて

本市の自殺者数等のデータは、千葉県「衛生統計年報」のデータを中心に分析しています。令和4年の千葉県「衛生統計年報」死亡数・死因分類公表は令和6年2月頃の見通しのため、令和3年のデータを使用しています。また、自殺総合対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル」についても、令和3年までの分析されたデータを使用しています。

○作図に用いたデータ

- 図1 千葉県「衛生統計年報」
図2、3 厚生労働省「人口動態統計」、千葉県「衛生統計年報」
図4、5 千葉県「衛生統計年報」
表1 厚生労働省「人口動態統計」、千葉県「衛生統計年報」
表2、3 千葉県「衛生統計年報を加工」
図6～11 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・居住地）」
図12～15 いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022年更新版）」
図16 内閣府「令和4年版自殺対策白書」加工
図17～19 市川市消防局「消防年報」
図20 いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2022年更新版）」
表4 市川市保健センター健康支援課乳児家庭全戸訪問におけるEPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)の結果
図21 警察庁自殺統計「令和3年中における自殺の状況」

第1章 計画策定の趣旨等

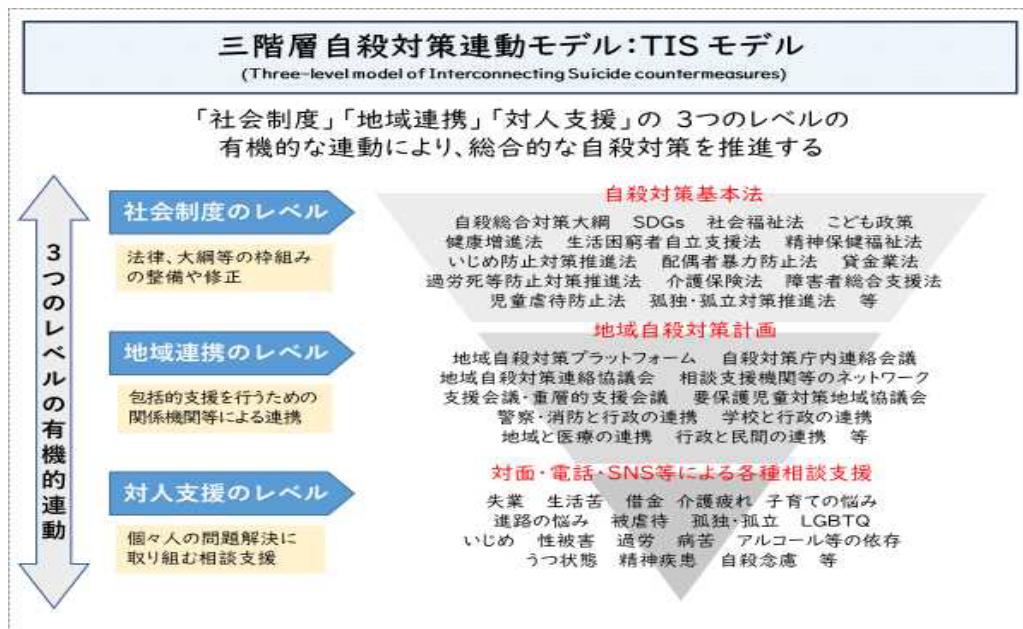
1 計画策定の趣旨

自殺対策基本法が成立した平成18年以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進されてきました。コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取り組みに一定の効果があったと考えられます。一方で、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、更に新型コロナウイルス感染拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、令和2年から女性の自殺者数は増加、小中高生は過去最多の水準となっています。このように非常事態はいまだ続いている、決して楽観できる状況にはありません。

本市の自殺者数は、平成20年に100人に達しましたが、その後は増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいの状態が続いていましたが、令和元年からは増加しています。こうした状況の中、平成22年度に「市川市自殺対策計画」、平成25年度に「市川市自殺対策計画後期実施計画」、平成28年度に「市川市自殺対策計画後期実施計画延長計画」、平成30年度に「いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）」を策定し、積極的な取組を進めてまいりました。

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、「生きることの包括的な支援として推進」「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な運動」「実践と啓発を両輪として推進」「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」の5点が掲げられています。

図 三階層自殺対策運動モデル：TIS モデル



【出典】いのち支える自殺対策推進センター資料

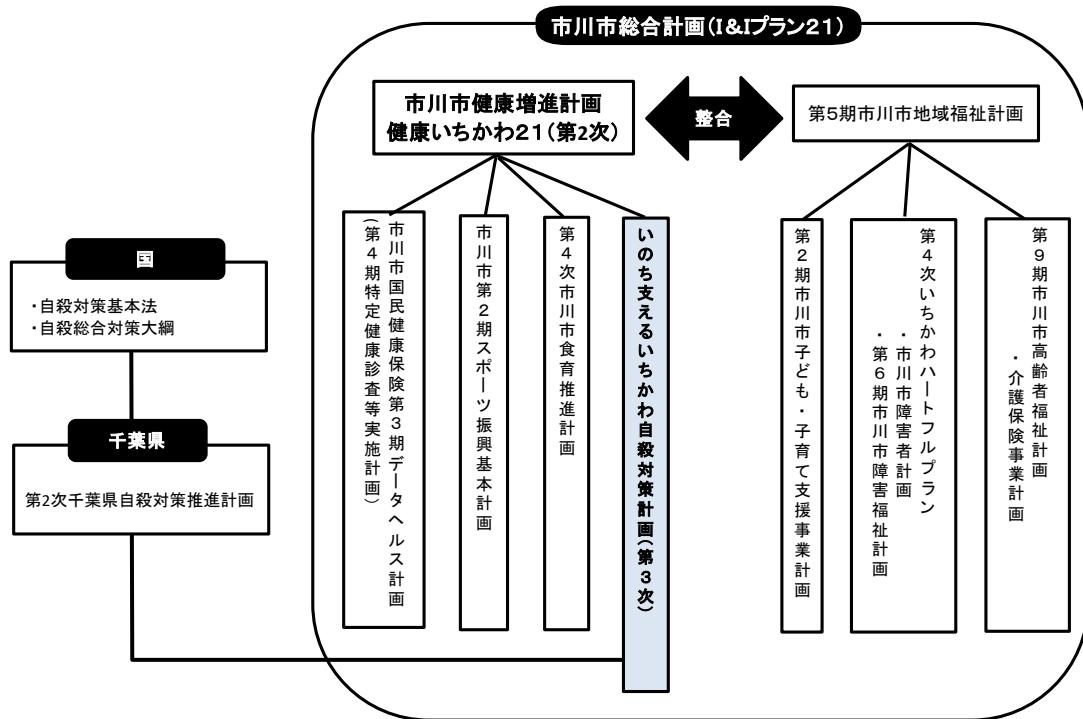
自殺対策は社会全体のリスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」の3つのレベルに分けられ、総合的に推進することが重要です。また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。

これらのこと踏まえて、いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の改定を行います。

改定にあたっては、これまでの取組を基本に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた「女性の自殺対策の推進」「子ども・若者の自殺対策の推進」を重点課題とし、自殺対策を全般的な取組として推進してまいります。

2 計画の位置づけと期間

(1) 本計画は、平成28年度に一部改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として位置づけます。また、市の関連計画との整合性を図っていきます。



(2) 国の自殺総合対策大綱が概ね5年に一度を目安として改定されていることから、本計画は令和6年度を初年度とし、5年に一度を目安として内容見直しを行います。

<計画の期間>

	計画の名称 / 年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
国	自殺総合対策大綱																				
		自殺総合対策大綱 (H19～H24)		自殺総合対策大綱 (H24.8月～H29)		自殺総合対策大綱 (H29.7月～R4.10)		自殺総合対策大綱 (R4.10月～)													
県	千葉県自殺対策推進計画			千葉県自殺対策推進計画 (H22.5月～H29)						第2次千葉県自殺対策推進計画 (H30～H39)											
市川市	市川市自殺対策計画				市川市自殺対策計画(第1次) (H23～H25)			市川市自殺対策計画後期実施計画 (H26～H28)		市川市自殺対策計画※延長計画 (H29～H30)		いのち支えるいちかわ 自殺対策計画(第2次) (H31～R5)			いのち支えるいちかわ 自殺対策計画(第3次) (R6～R10)						

※後期実施計画延長計画

3 計画の数値目標

平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」は、当面の目標として先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年（2026年）までに、自殺死亡率を平成27年（2015年）と比べ、30%以上減少させることが数値目標として設定されました。令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」においても、引き続き、同様の数値目標を設定することとしました。

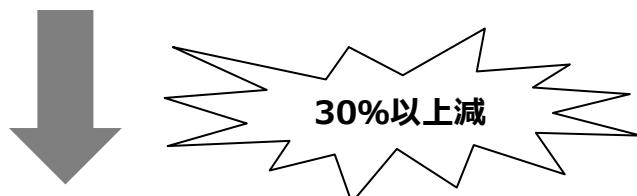
【WHOによる先進諸国の自殺死亡率】

国名(年)	自殺死亡率	
日本(2015)	18.5(2015)	16.4(2020)
フランス(2013)	15.1(2013)	13.1(2016)
アメリカ合衆国(2014)	13.4(2014)	14.9(2019)
ドイツ(2014)	12.6(2014)	11.1(2020)
カナダ(2012)	11.3(2012)	11.3(2016)
イギリス(2013)	7.5(2013)	8.4(2019)
イタリア(2012)	7.2(2012)	6.5(2017)

(平成29年7月、令和4年10月 自殺総合対策大綱より)

平成30年3月に策定された「第2次千葉県自殺対策推進計画」は、千葉県の自殺死亡率を平成26～28年（2014～2016年）平均の18.6から30%以上減少させ、平成36～38年（2024～2026年）の平均自殺死亡率を13.0以下にすることを目標としています。このことより、本市においても令和8年（2026年）の自殺死亡率を13.0以下とし、本計画終了時点で目指す自殺死亡率の数値目標を以下の通りとします。

市川市の現状
平成26年（2014年）～平成28年（2016年）平均
自殺死亡率 17.4



市川市の目標
令和6年（2024年）～令和8年（2026年）平均
自殺死亡率 12.2以下

※自殺死亡率とは人口10万人当たりの人口動態調査による自殺者数を表します。

第2章 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の評価

1 前計画の評価と課題

いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）における令和5年9月末までの評価を行いました。第2次計画において6つの基本施策と5つの重点施策に対して成果指標および目標値を設定し、その進捗をもとに評価を行い施策ごとの評価をまとめます。

【評価基準】

記号	内容
◎	十分達成できた(75%以上)
○	概ね達成できた(50%以上75%未満)
△	やや不十分だった(25%以上50%未満)
×	不十分だった(25%未満)

基本施策

＜基本施策1＞自殺対策を支える人材の育成

市民を対象にした研修を実施することで地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成し、地域の中で様々な問題を抱えた身近にいる人の自殺のサインに気づき、関係機関等に繋ぐことで、安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

＜基本施策2＞市民への周知と啓発

幅広い年代の市民にこころの健康とセルフケアの方法について伝えていきます。さらに、自殺予防週間（9月10日～9月16日）、自殺対策強化月間（3月）に、こころの健康についてPRしていきます。

＜基本施策3＞若い世代に関する支援

若い世代が困った時に、相談する場所があることを伝えていきます。

＜基本施策4＞生きることへの促進要因への支援

生きづらさを抱える人・出産後の精神的な不安を抱える人に対し保健師等による相談支援の充実を図ります。

＜基本施策5＞遺された人への支援

自死遺族に対し、保健師等による相談支援の充実を図ります。

＜基本施策6＞地域におけるネットワークの強化

関係機関・庁内関係部署と連携し、自殺対策の振り返りと在り方についての確認、今後の自殺対策の推進について検討していきます。

重点施策

<重点施策1> 壮年・中年・高齢者に対する自殺対策の推進

加齢に伴う睡眠リズムの変化を理解し、その対応方法について伝えていきます。

<重点施策2> 若い世代に対する自殺対策の推進

若い世代が様々な困難やストレスに直面した際に、悩みを一人で抱え込まず気軽に相談できるよう相談機関の周知を行います。また、対面支援相談を実施し、必要な専門機関へ早期につなぐための取組を行ないます。

<重点施策3> 障がい者に対する自殺対策の推進

障がいなどによる生きづらさを持つ人に対して相談支援を行い、適切な専門機関へつながるよう職員の「聴く」、「つなげる力」を育成します。

<重点施策4> 転入者に対する自殺対策の推進

一人暮らしや引越しを頻繁に繰り返す人は、住民票所在地での支援を知らないことが多く、孤立しやすいため、相談窓口の周知を図り、相談支援に繋がるよう支援します。

<重点施策5> 妊産婦に対する自殺対策の推進

妊娠婦は心身に変調をきたしやすいため、悩みを一人で抱え込まないように支援していきます。

(1) 基本施策実績

○ 基本施策1. 自殺対策を支える人材の育成

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① ゲートキーパー研修(市民向け)の参加者数	事業の目標値	健康支援課	57人	400人 (2019～2023年度までの累計者数)	461人 (2019～2022年度までの累計者数)	580人見込 (2019～2022年度までの累計者数)	◎
② ゲートキーパーの認知度の向上	市民アンケート	健康支援課	3.9%	3.9%以上	——	5.4%	◎
③ ゲートキーパー研修受講者のうち「自殺対策に対する理解が深まった」と回答した人の割合	ゲートキーパー研修受講時のアンケート	健康支援課	——	90%以上を維持	89.4%	90%見込	◎
④ 自殺は社会的な取組で防ぐことが出来る認識の向上	市民アンケート	健康支援課	41.7%	50%以上	——	42.0%	○
⑤ 健康教育でこころの健康について周知した回数	実績	健康支援課	最低6回見込	15回以上	44回	45回見込	◎

○ 基本施策2. 市民への周知と啓発

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 睡眠で休養が十分にとれている人の割合	市民アンケート	健康支援課	66.7%	70%	——	67.9%	○
② メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の本人モードのアクセス数(人数・延)	年間のアクセス数	健康支援課	18,551人	20,000人以上	27,004人	32,000人見込	◎

○ 基本施策3. 若い世代に関する支援

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 若者のための相談ガイドの配布数	実績	健康支援課	22,000 部	現状維持	21,878部	22,000部見込	◎
② 悩みごとや困ったことなどがあったとき、誰かに相談する人の割合	市民アンケート	健康支援課	59.7%	62%以上	——	61.7%	○
③ 市内公立小学校・中学校の教員への相談カード配布数	実績	指導課	——	100%	100%	100%見込	◎

○ 基本施策4. 生きることへの促進要因への支援

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① うつの心配相談に来所した人数(延)	事業実績	健康支援課	46人	40人	50人(※)	55人見込	◎
② 重複・頻回受診者への保健指導実施達成率	事業実績	国民健康保険課 (健康支援課)	——	100%	100%	100%	◎
③ あんしんホットダイヤルにおけるメンタル・こころの相談件数	事業実績	疾病予防課	——	現状維持	現状維持	現状維持	◎

(※) こころの健康相談と保健師による面接実施数

○ 基本施策5. 遺された人への支援

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 自死遺族相談の実施回数	事業実績	健康支援課	月1回	現状維持	随時実施(※2)	随時実施(※2)	◎

(※2) 相談実施日を定めず、相談を希望いただいた際に随時実施した

○ 基本施策6. 地域におけるネットワークの強化

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 「生きるを支える相談窓口一覧」配布数	実績	健康支援課	693部	2,500部 (2019～2023年度までの累計部数)	504部 (2019年度からの累計1,762部)	500部見込 (2019年度からの累計2,262部見込)	◎
② 「生きるを支える相談窓口一覧」活用状況の確認回数	実績	健康支援課	——	年2回	1回	2回予定	◎

(2) 重点施策実績

○重点施策1. 壮年・中年・高齢者に対する自殺対策の推進

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 快適睡眠講座実施後に「睡眠とうつ病の関係」を理解できたか	事業アンケート	健康支援課	18.2%	20%以上	88.7%	89.6%	◎
② 60歳代以上の市民アンケート回収率	市民アンケート	健康支援課	39.1%	45%以上	——	35.0%	○
③ 70歳代以上のうつ病に関する3つのアンケート項目について「知っていた」と回答した人の割合	市民アンケート	健康支援課	69.7%	82.4%以上	——	71.3%	○

○重点施策2. 若い世代に対する自殺対策の推進

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 相談カードの配布数	実績	健康支援課	5,393部	4,500部	6,156部	8,000部見込	◎
② 若年のためのうつの心配相談実施件数(延)	事業目標	健康支援課	27人	平成30年度実績以上	222人	250人見込	◎
③ 若い世代の死因1位が自殺という認識	市民アンケート	健康支援課	21.2%	平成30年度実績以上	——	28.8%	◎
④ 市の自殺対策に関する認知度	市民アンケート	健康支援課	6.6%	10%	——	8.4%	△
⑤ 厚生労働省のSNS相談窓口の紹介について市のSNS等による周知回数	実績	健康支援課	——	4回以上	市公式Webサイトにて常時掲載	市公式Webサイトにて常時掲載	◎

○重点施策3. 障がい者に対する自殺対策の推進

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① ゲートキーパー研修の実施回数(職員向け)	実績	健康支援課	1回	10回以上 (2019～2023年度までの累計回数)	3回	3回予定 (2019年度からの累計回数16回)	◎
② ゲートキーパー研修(市民向け)の参加者数	事業の目標値	健康支援課	57人	400人 (2019～2023年度までの累計者数)	461人 (2019～2022年度までの累計者数)	581人見込 (2019～2022年度までの累計者数)	◎
③ 精神疾患に関する相談に対応した数(延)※面接・電話・訪問を含む	実績	健康支援課	29件	平成30年度実績以上	3,079件(※)	3,100件見込	◎
④ 基幹相談支援センター事業	拠点数	障がい者支援課	3か所	3か所	3か所	3か所	◎

○重点施策4. 転入者に対する自殺対策の推進

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 市川市民のテレホンガイド配布数	実績	健康支援課	18,500部(見込)	現状維持	20,172部	22,000部見込	◎

○重点施策5. 妊産婦に対する自殺対策の推進

成果指標	評価方法	担当課	基準	目標値	実績	実績	結果
			2018年度 (平成30年度)	2023年度	2022年度	2023年度	
① 相談カードの配布数	実績	健康支援課	5,393部	4,500部	6,156部	8,000部見込	◎
② 母と子の相談室の実施回数	実績	健康支援課	年8回	現状維持	年8回	年8回	◎

（3）こころの健康と自殺対策に関するアンケート調査結果（抜粋）

市民のこころの健康と自殺に関する意識等について調査を行うため令和5年4月に「こころの健康と自殺対策に関するアンケート」を実施しました。

調査概要

1. 調査の目的

市民のこころの健康と自殺に関する意識等について調査し、市川市における自殺対策を進めるための基礎資料を収集することを目的として実施

2. 調査対象

住民基本台帳より、市内に居住する18歳以上の男女2,000名を無作為抽出

3. 調査期間

令和5年4月17日～5月31日

4. 調査方法

アンケート調査票の郵送送付・郵送回収
無記名回答

5. 有効回答数

回収数 514人

回収率 25.7%

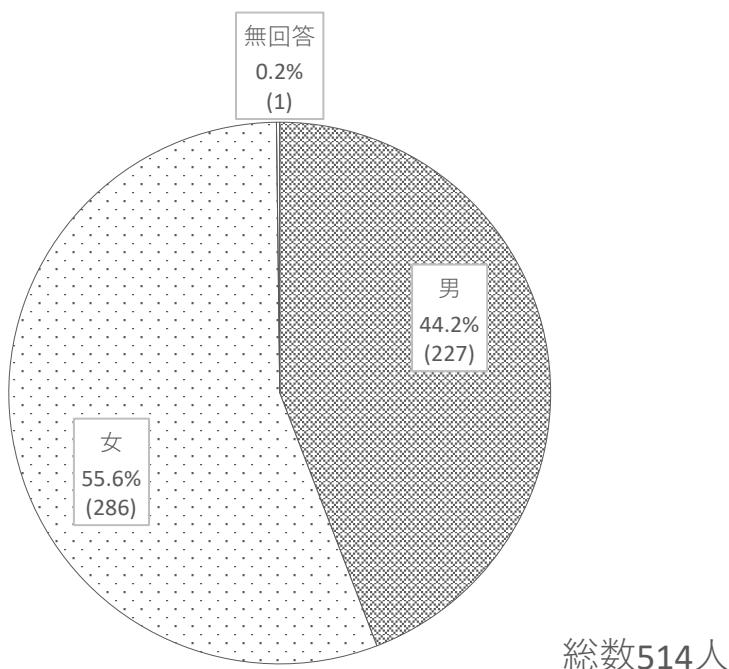
6. 主な調査項目

- ①回答者の属性
- ②こころの健康について
- ③コミュニケーション、相談について
- ④自殺の現状についての認識
- ⑤19歳以下のこころの健康、相談について
- ⑥市の施策について

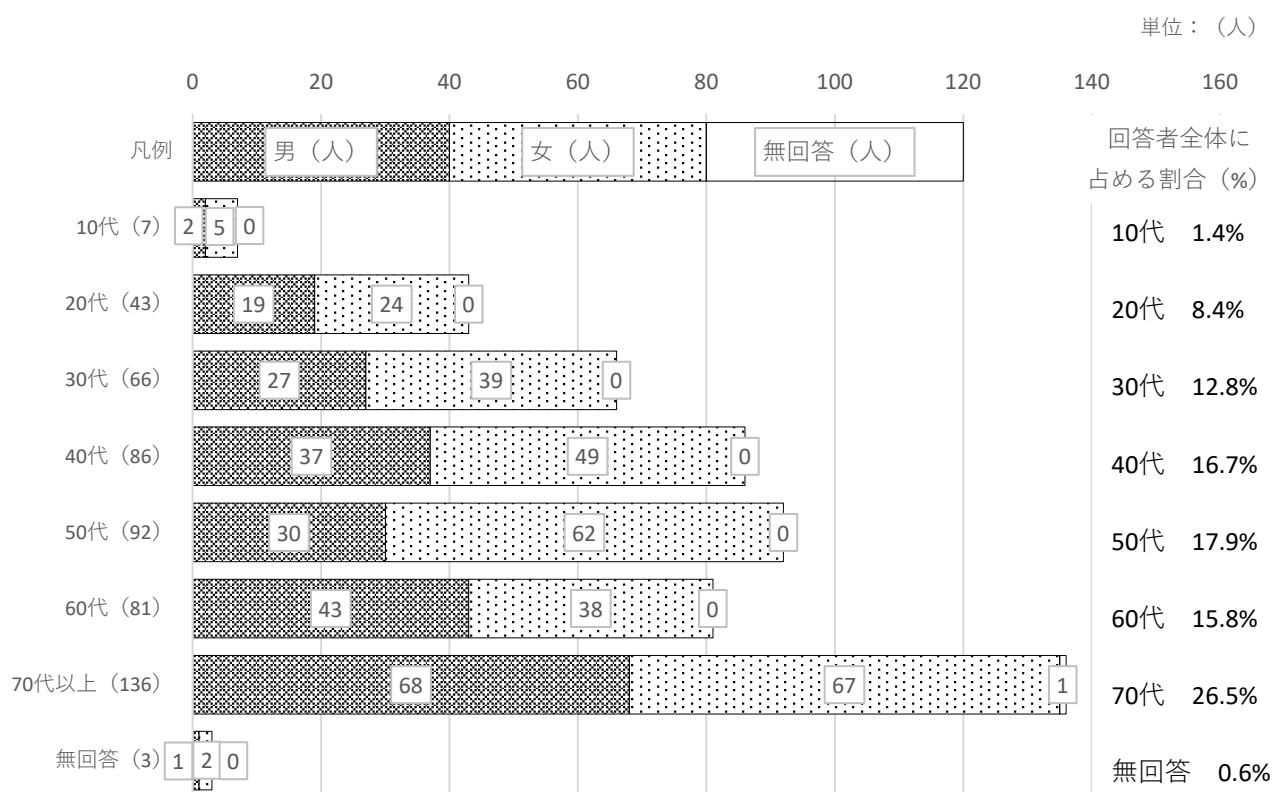
① 回答者の属性

問1．あなたご自身のことについてお答えください。

【性別】

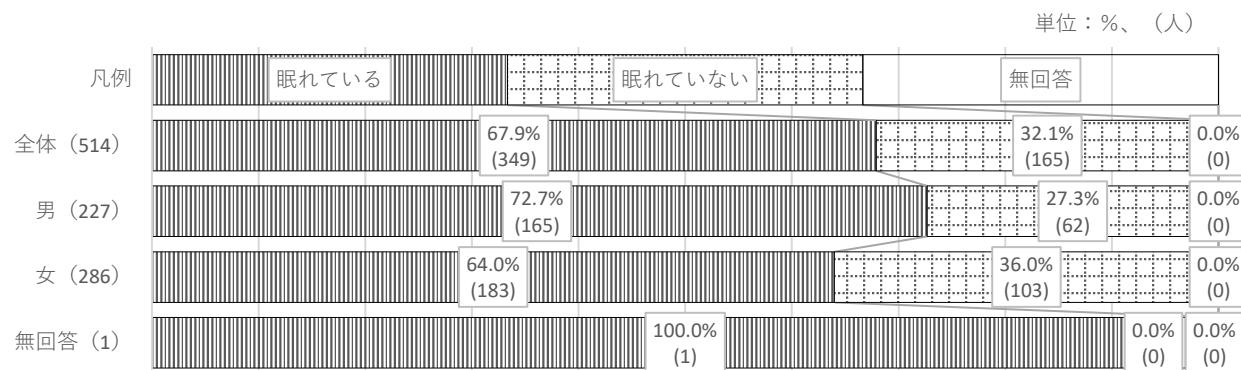


【年齢】

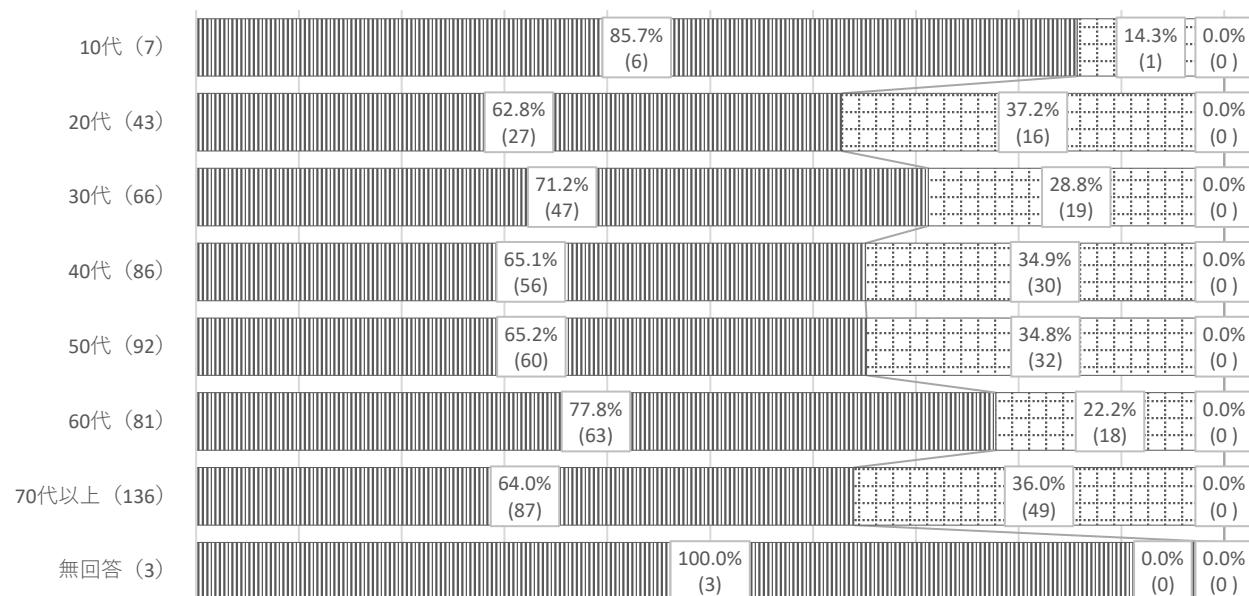


② こころの健康について

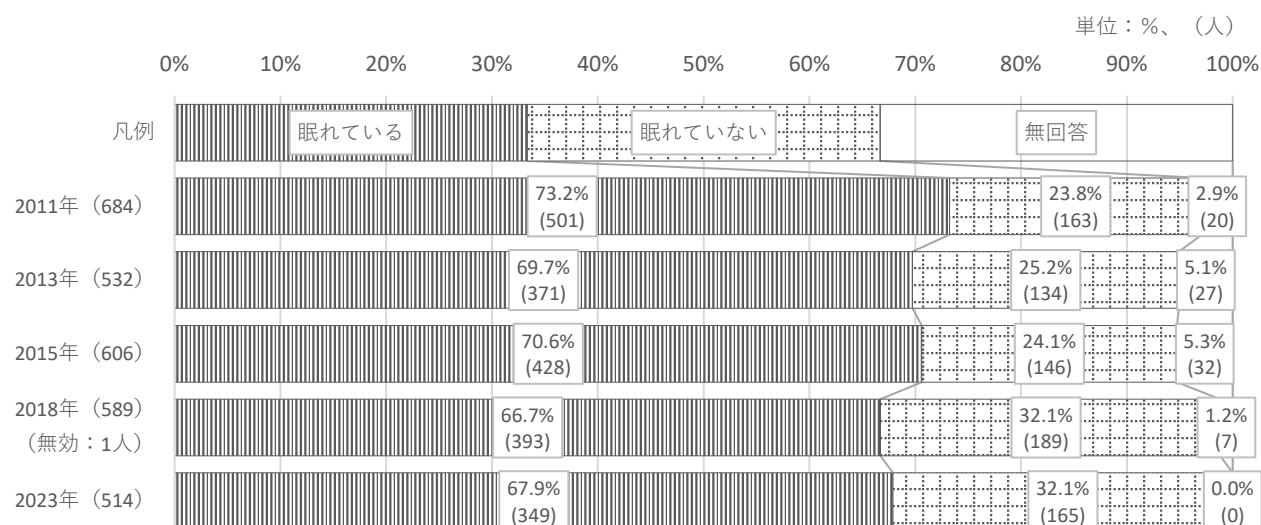
問3 毎日眠れていますか。



【年代別】



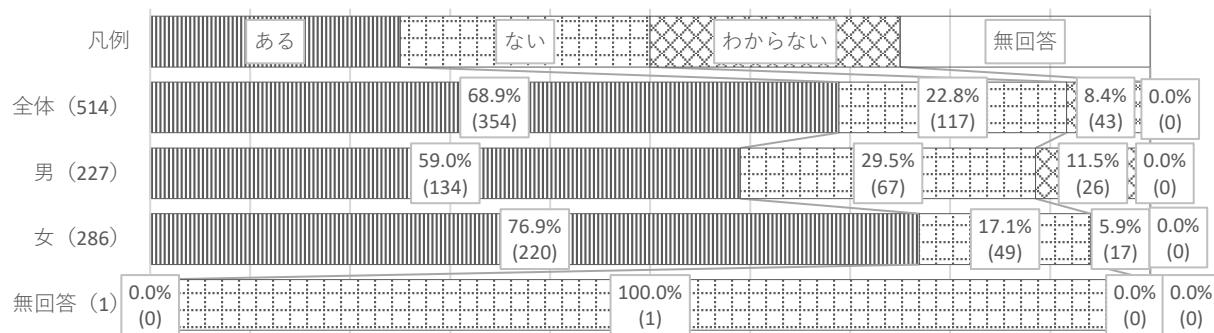
◎過去の実施結果 【毎日眠れていますか】



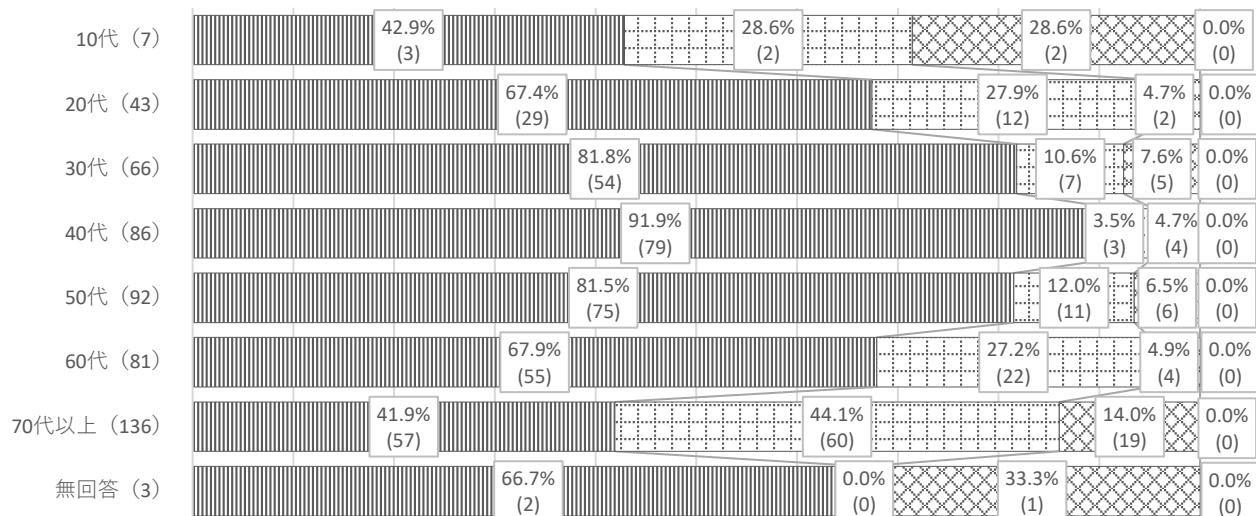
全ての年代で 60%以上の人人が「眠れている」と回答しています。過去の実施結果でもほぼ同様の結果です。

問4 あなたは、日常生活での悩みやストレスがありますか。

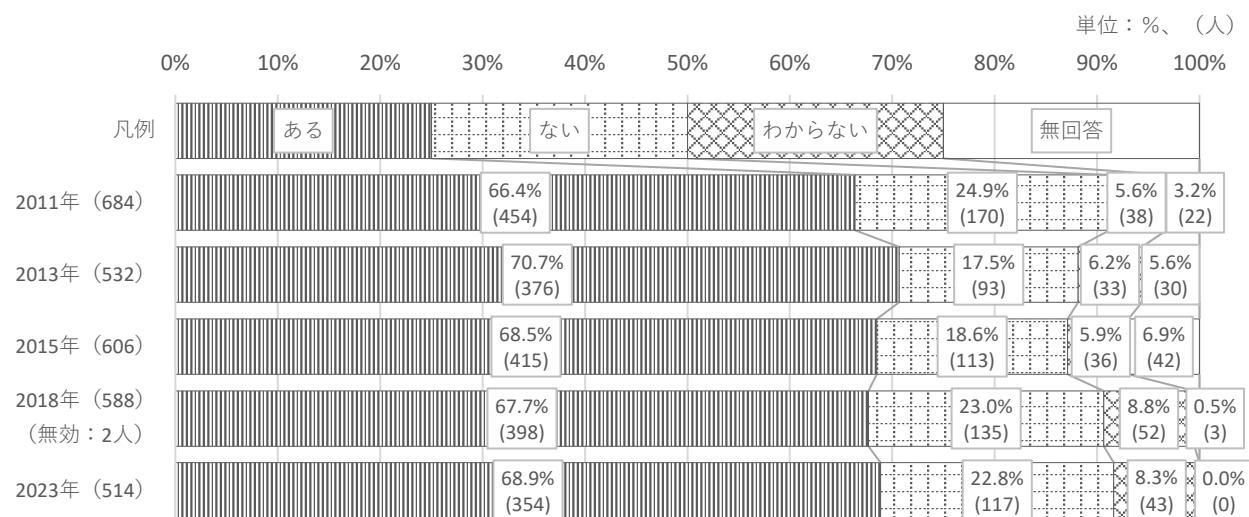
単位：%、(人)



【年代別】



◎過去の実施結果 【悩みやストレスがありますか】



回答全体としては過去の実施結果とほぼ同様の割合ですが、「悩みやストレスがある」と回答した人の割合が、20代では前回調査時（2018年調査：81.7%）に比べて約10%低くなっていることに対し、40代では前回調査時（2018年調査：80.2%）に比べて約10%高くなっています。

問6 問4で悩みやストレスが「ある」と答えた方にうかがいます。悩みやストレスの対象となるものを3つ選び、番号を下欄にご記入ください。

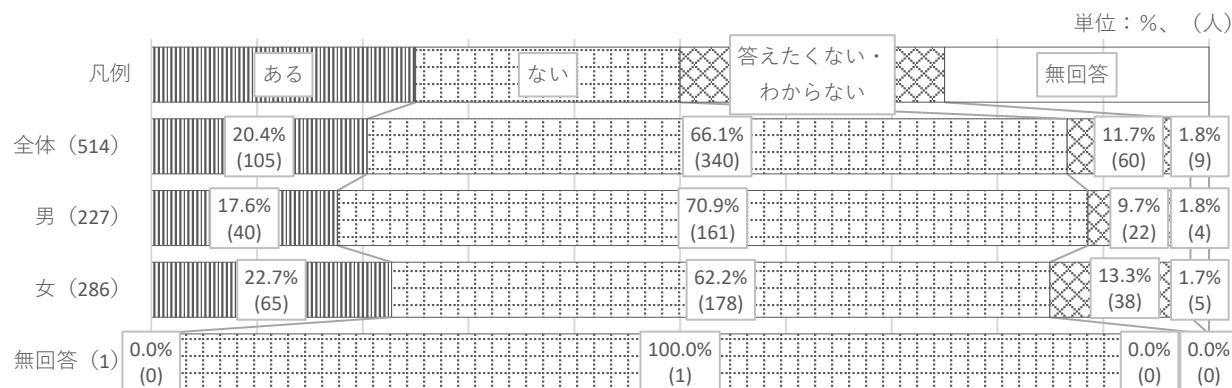
【最もストレスを感じるもの 男女別】



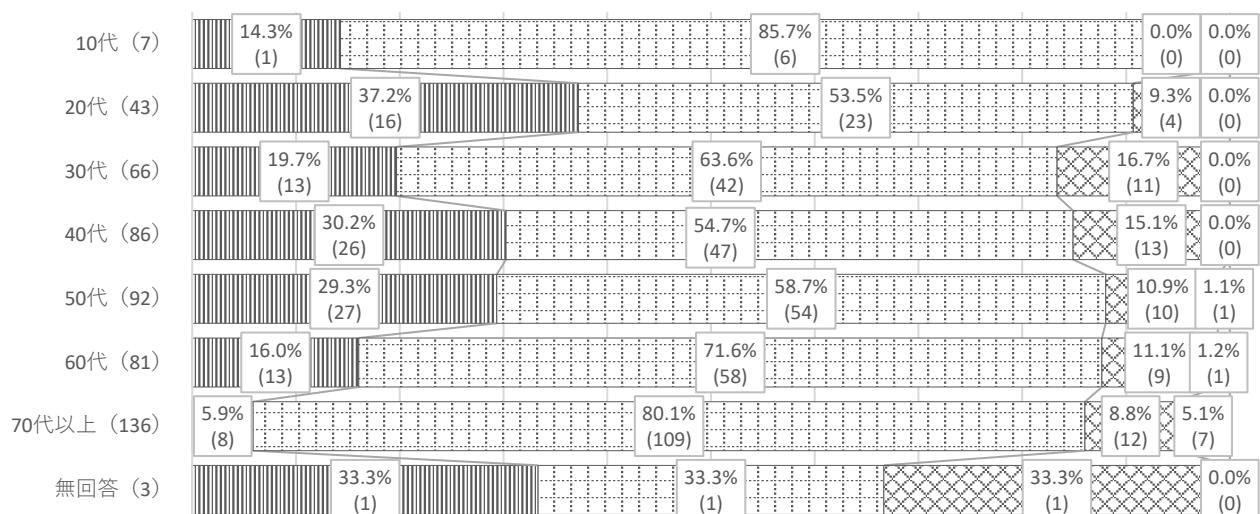
男性は仕事（内容・環境・給与）、将来（自分・家族）、学校や職場の人間関係の順に、女性は将来（自分・家族）、自分の身体的病気、家族内の人間関係の順に最もストレスがあると回答しています。

③ コミュニケーション、相談について

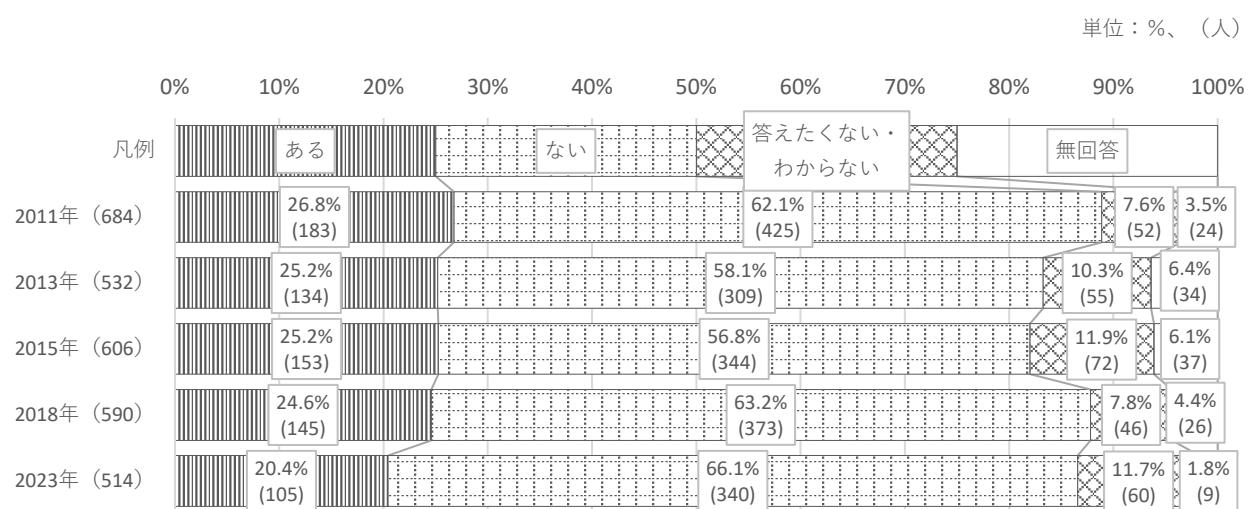
問7 あなたは、今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことがありますか。



【年代別】

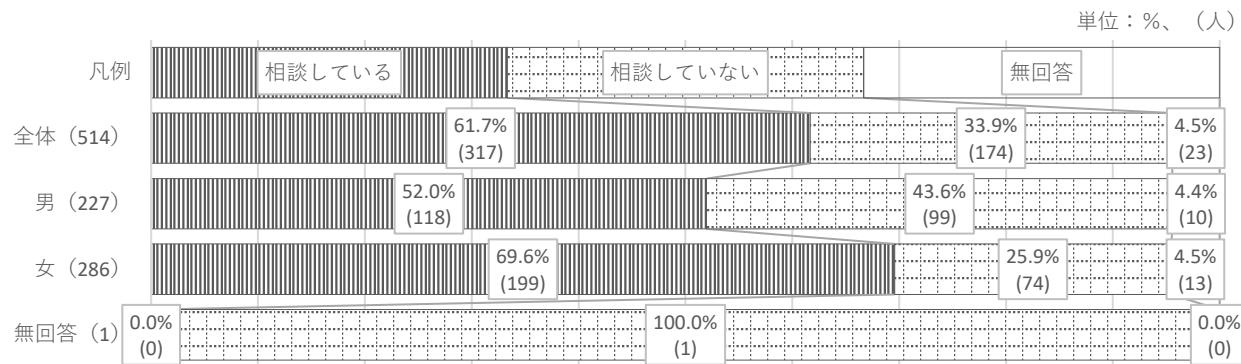


◎過去の実施結果 【死にたいと思いつめるほど悩んだことがある】

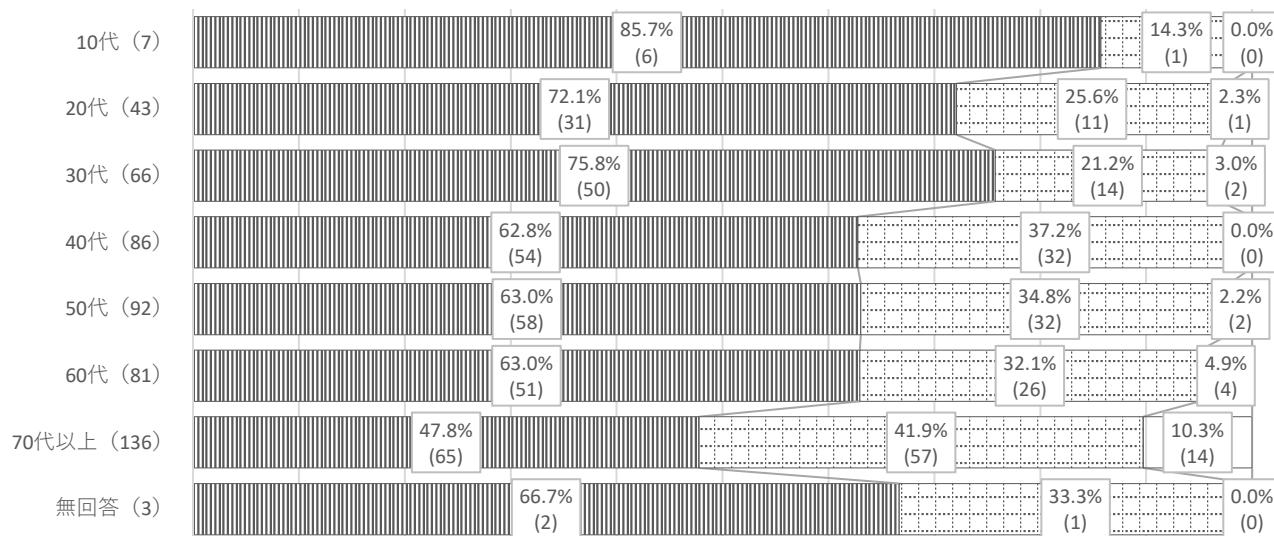


回答全体としては「ある」と回答した人の割合が過去の実施結果に比べ低下がみられ、約5人に1人(20.4%)ですが、10代では「ある」という回答が前回調査時(2018年調査:0%)に比べて高くなっています。

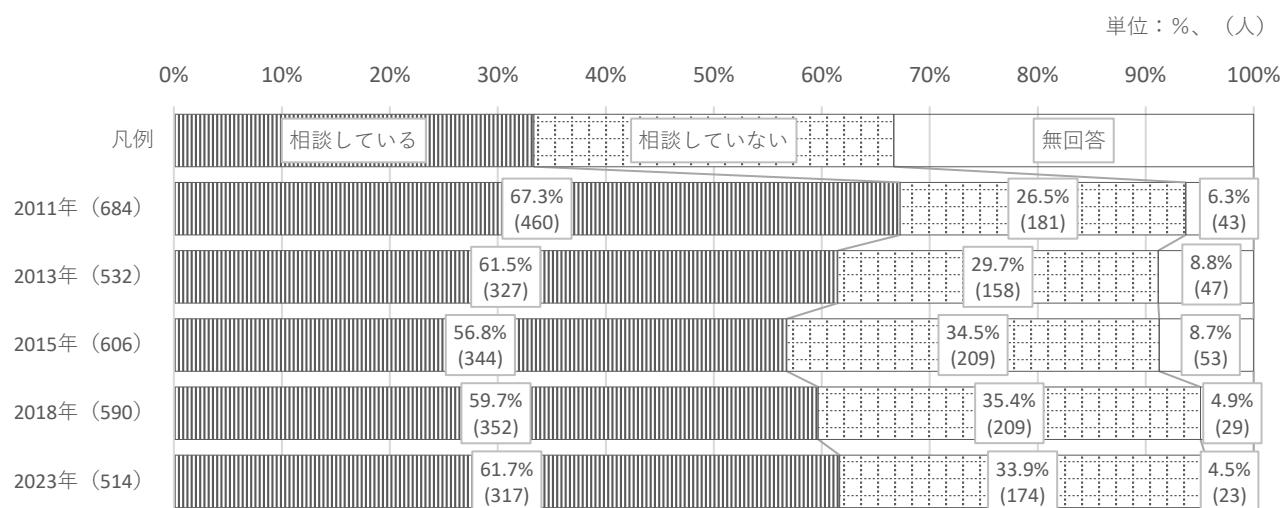
問8 悩みごとや困ったことなどがあったとき、誰かに相談していますか。



【年代別】



◎過去の実施結果 【誰かに相談している】



「相談している」と回答した方は、男性よりも女性の方が多い結果でした。男女とも若年層で「相談している」割合が高くなっています。

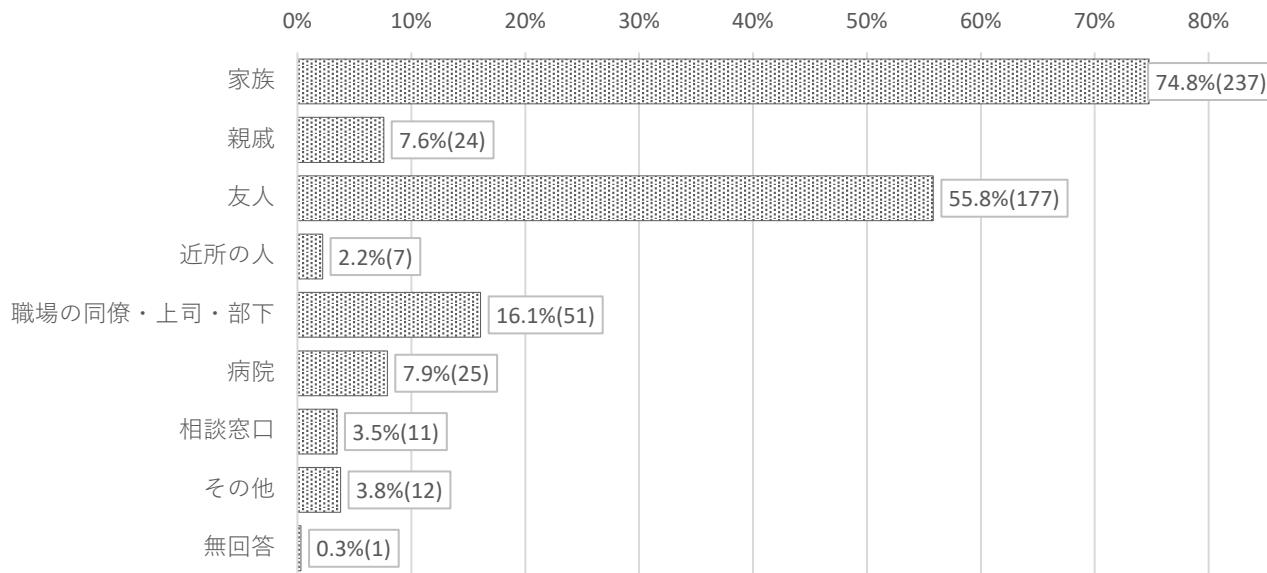
問9 問8で「相談している」と答えた方にうかがいます。

[1] どなたに相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(複数回答可)

(n=317)

単位：%、(人)

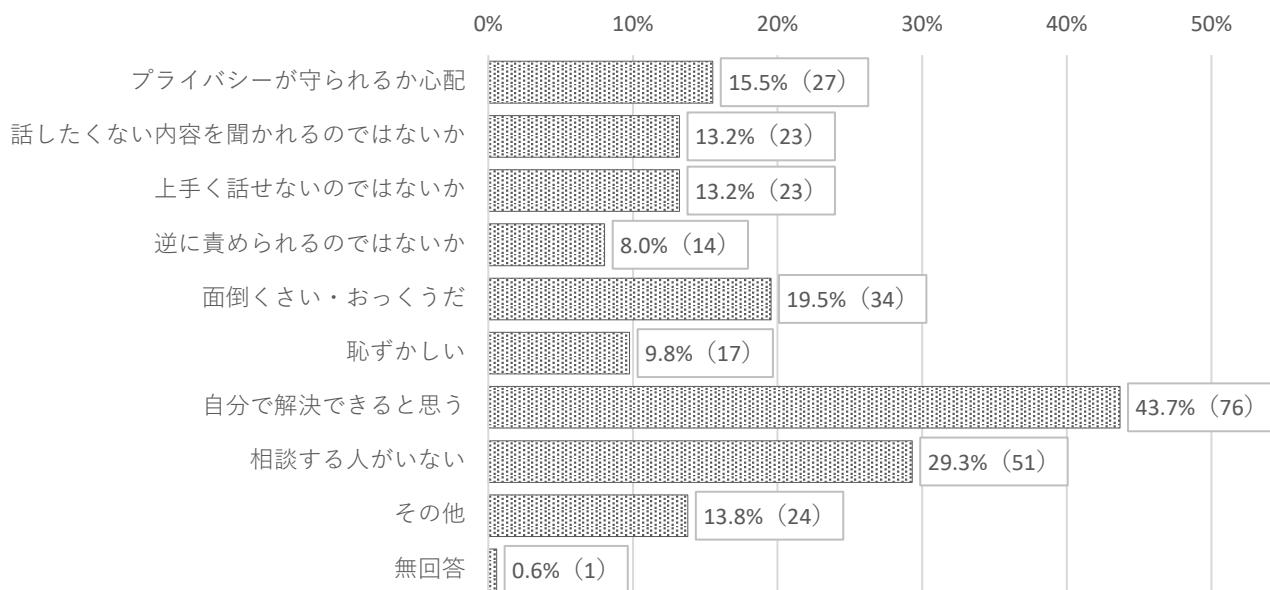


問10 問8で「相談していない」と答えた方にうかがいます。それはなぜですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。(複数回答可)

(n=174)

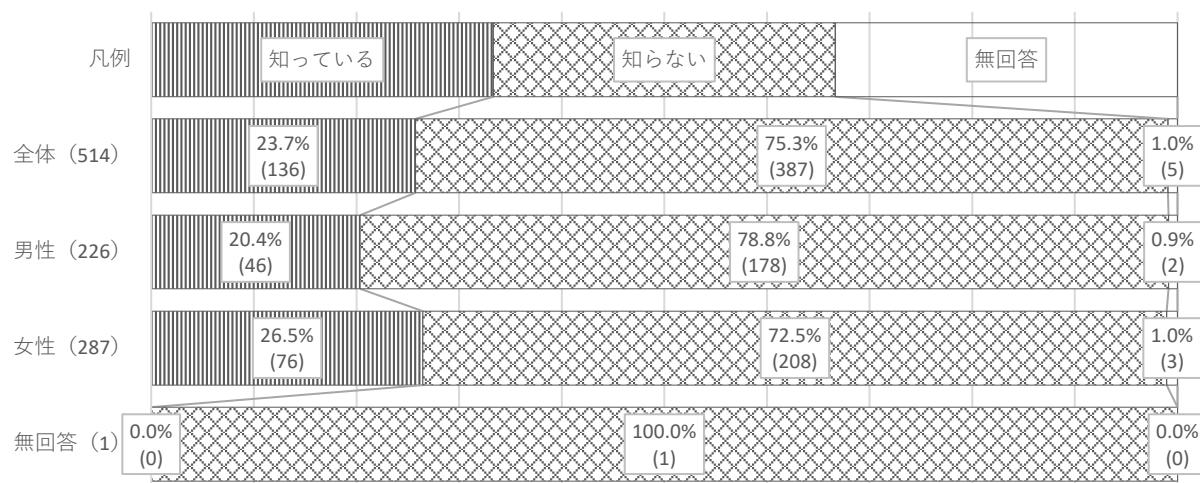
単位：%、(人)



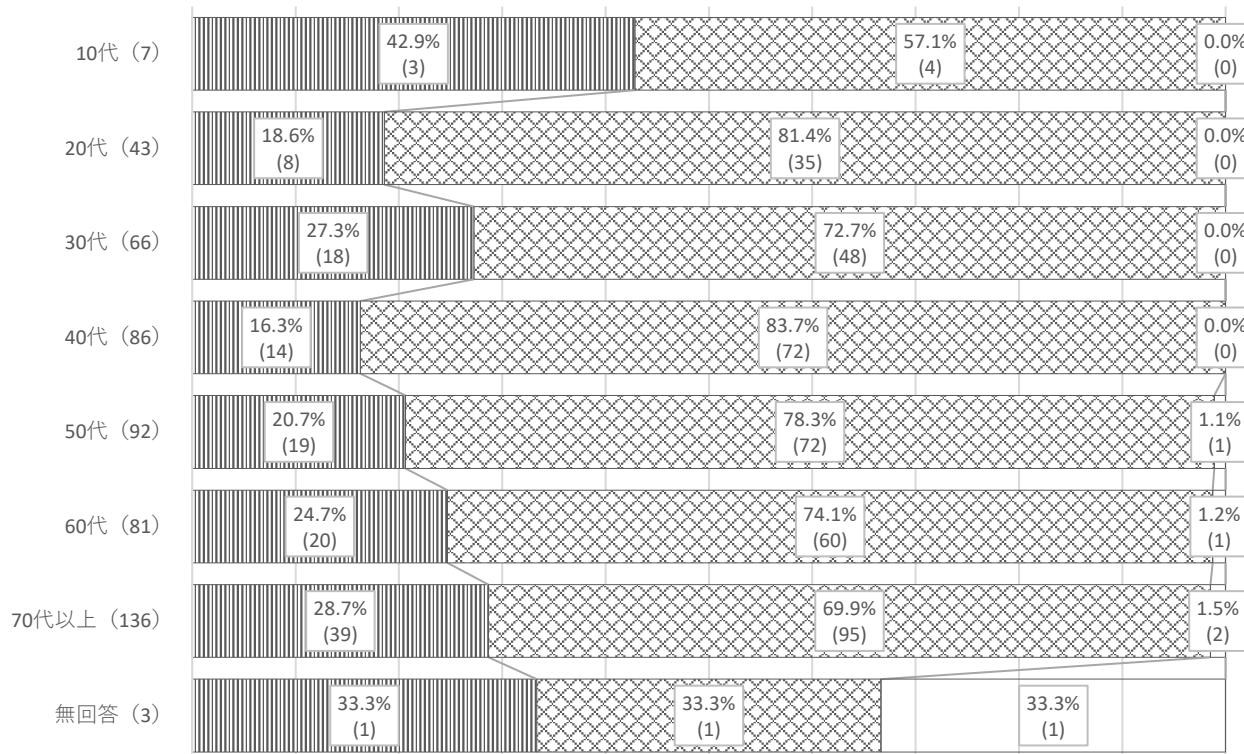
家族や友人など身近な方に相談する人が多い傾向にあります。一方、「相談していない」理由としては、「相談する人がいない」と回答した方も 29.3%であることから、身近な方に相談できる環境にいない人も多くいることが考えられます。

問22 あなたは、市の相談窓口を知っていますか。

単位：%、(人)

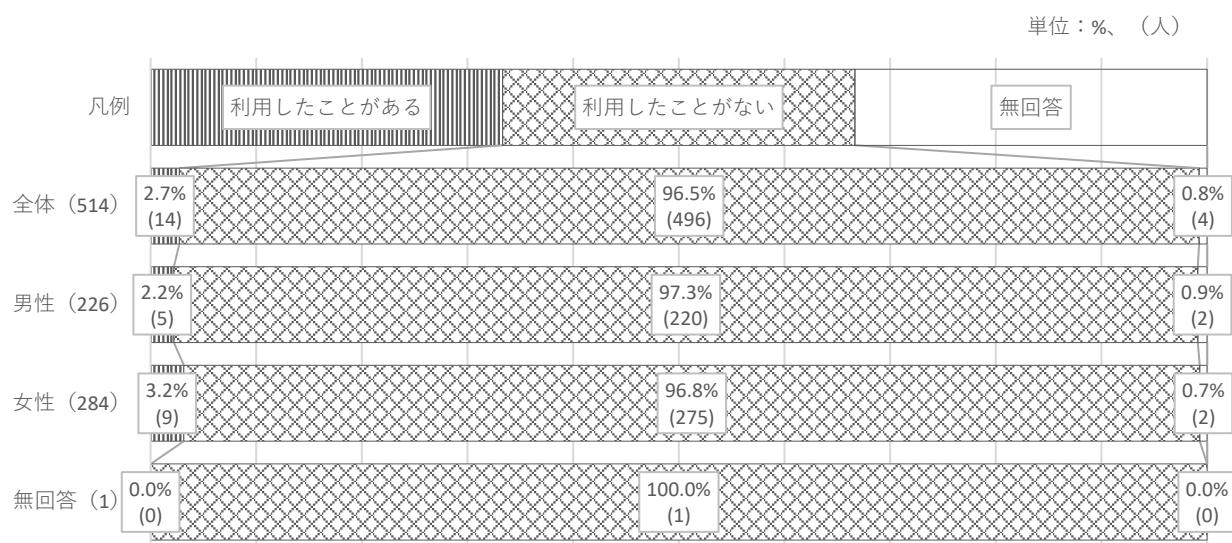


【年代別】

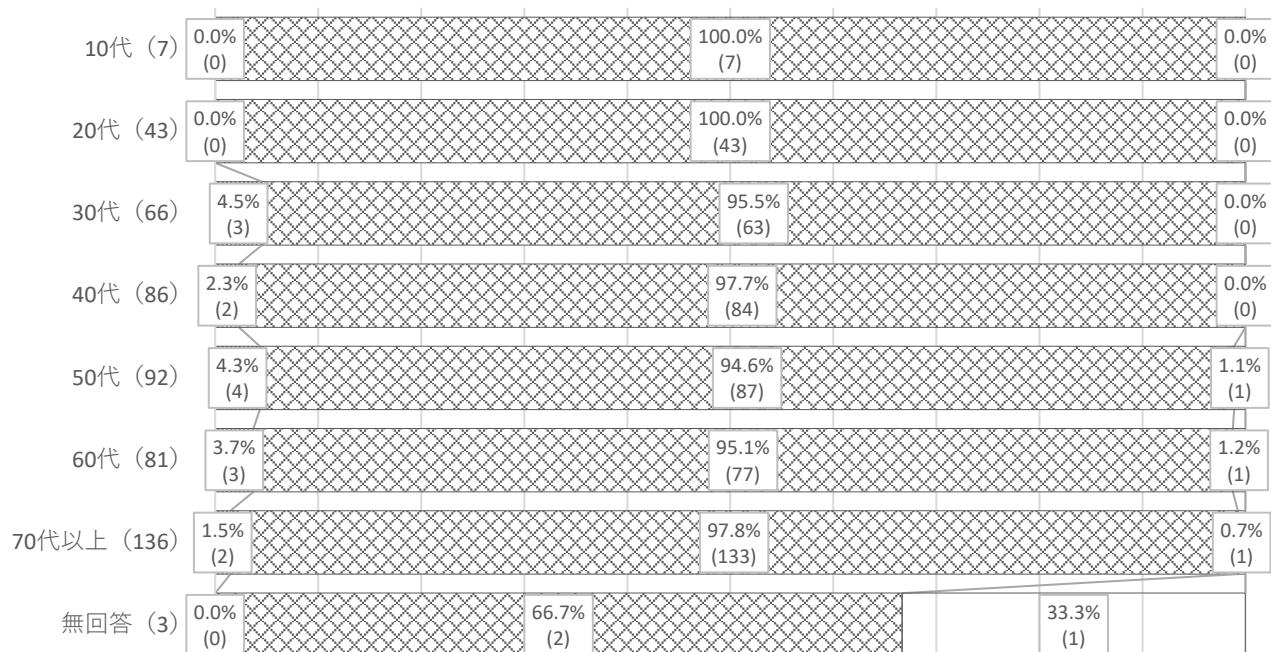


「知っている」と回答した人は、20代・30代では前回調査時（2018年調査：20代10.0%、30代16.7%）に比べ高くなっていますが、10代では前回調査時（2018年調査：60.0%）に比べ大幅に低くなっています。40代以上の世代でも低下しています。

問2 3（1）あなたは、市の相談窓口を利用したことがありますか。



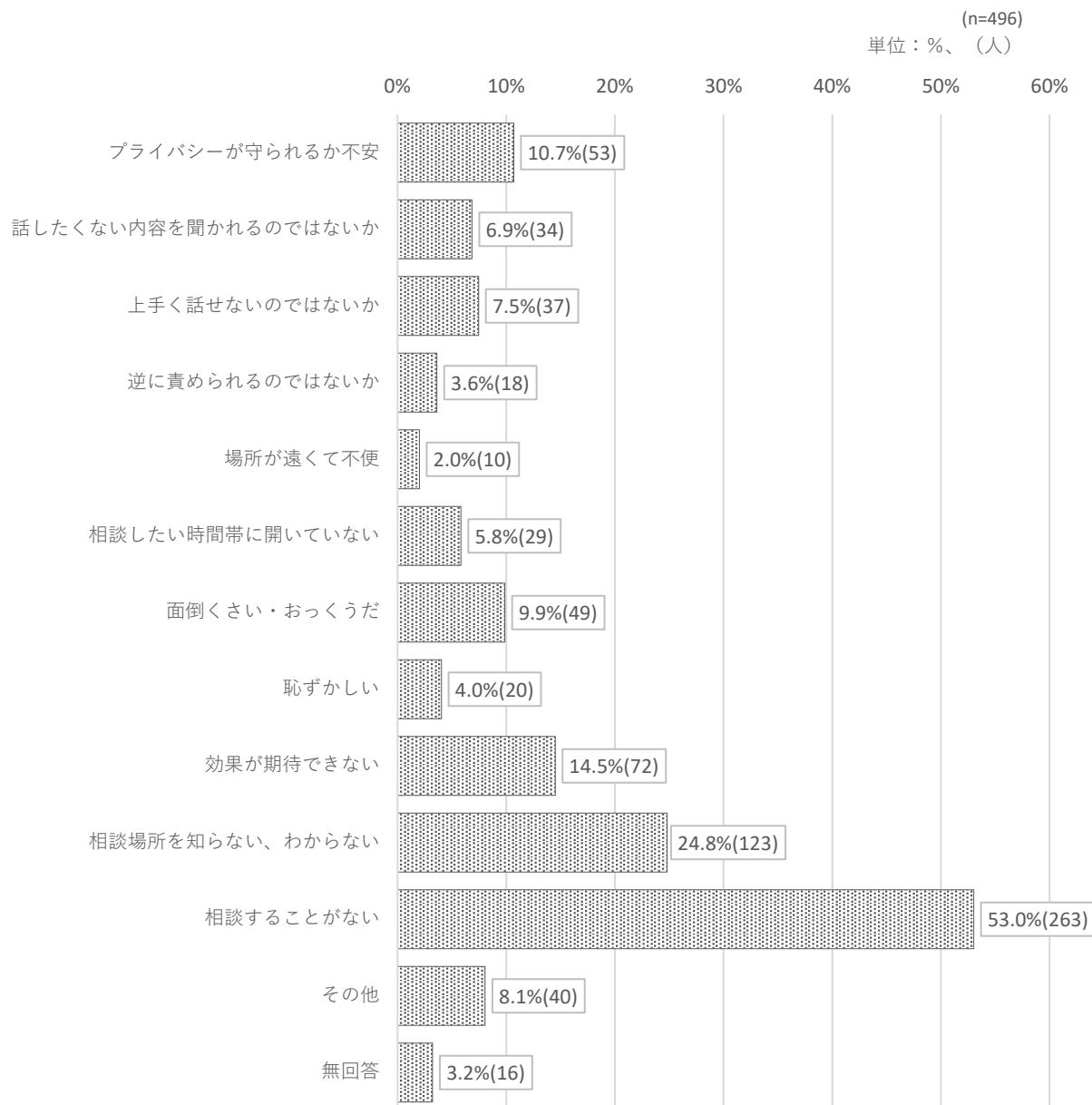
【年代別】



10代、20代は市の相談窓口を「利用したことがある」は0%で、30代から70代の人が若干「利用したことがある」程度にとどまっています。「利用したことない」と答えた方の理由の多かった順番は概ね前回調査時（2018年調査）と同様でした。

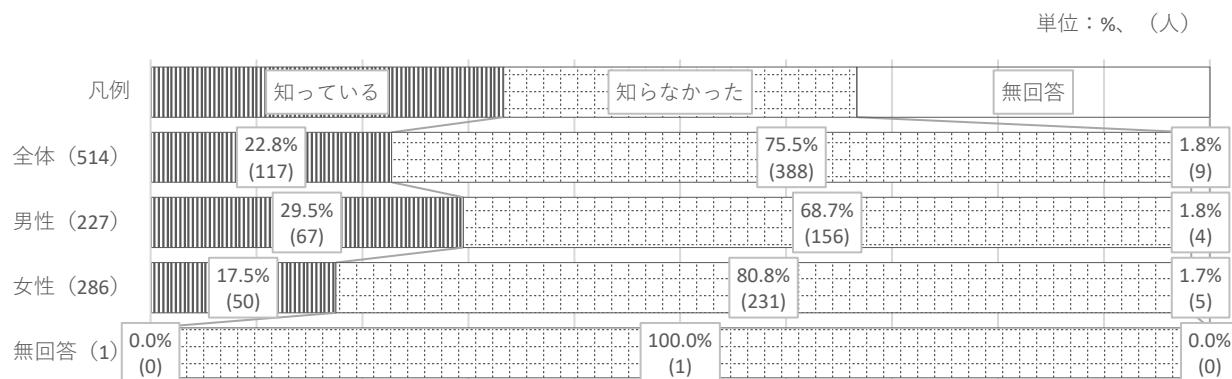
問23（2）「利用したことがない」と答えた方にうかがいます。それはなぜですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答可）

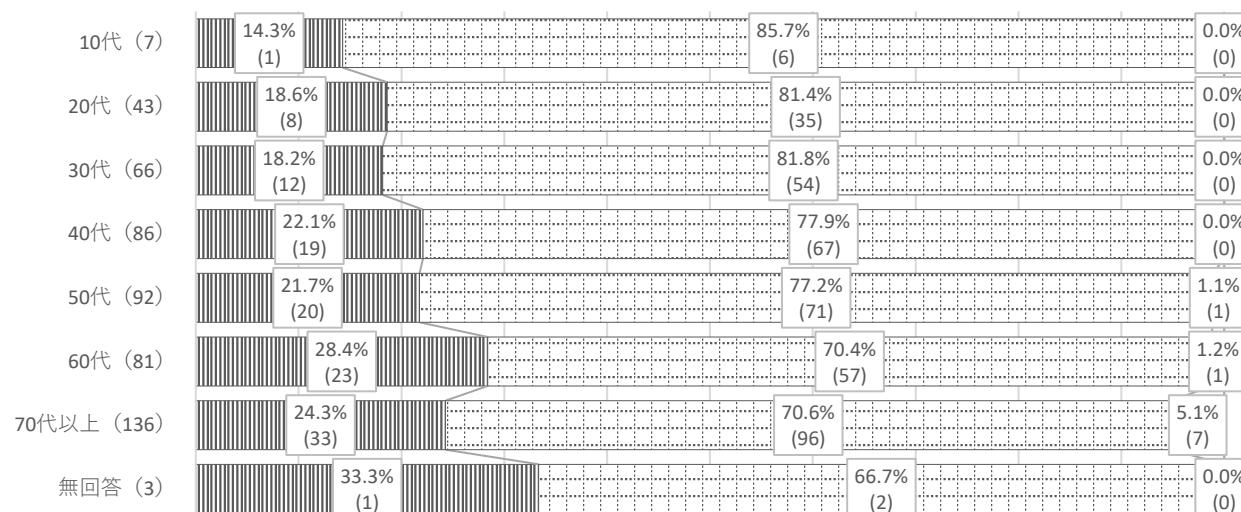


④ 自殺の現状についての認識

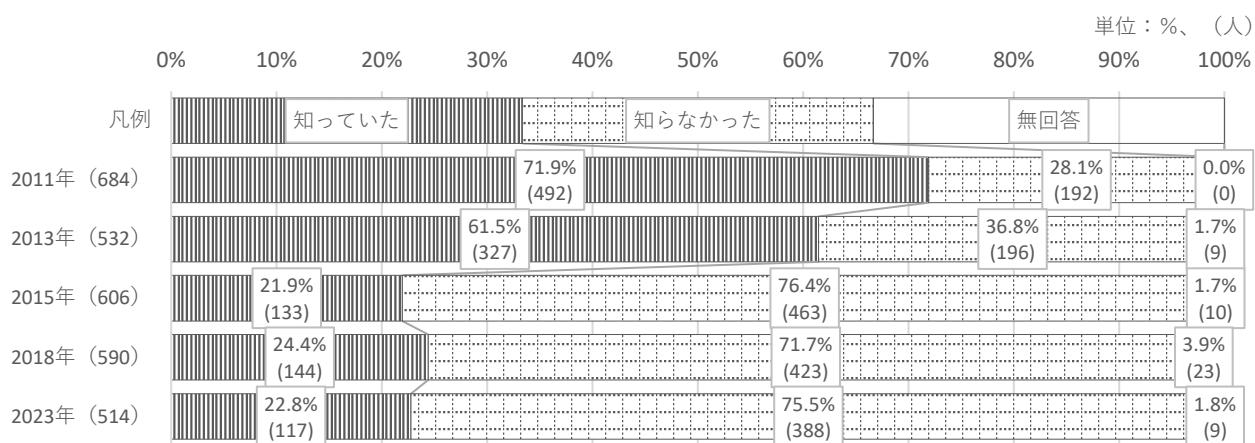
問12 わが国の自殺者数はピーク時3万4千人超（平成15年は人口10万人あたり約27人）でしたが、近年2万1千人弱に減少（令和3年は人口10万人あたり約17人）してきていましたか。
 （警察庁自殺統計より）



【年代別】

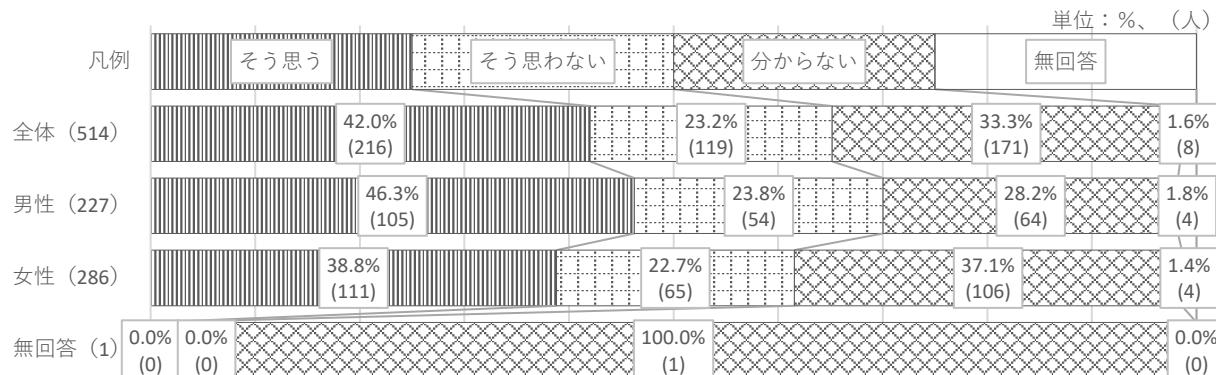


◎過去の実施結果 【自殺の現状に対する認識】

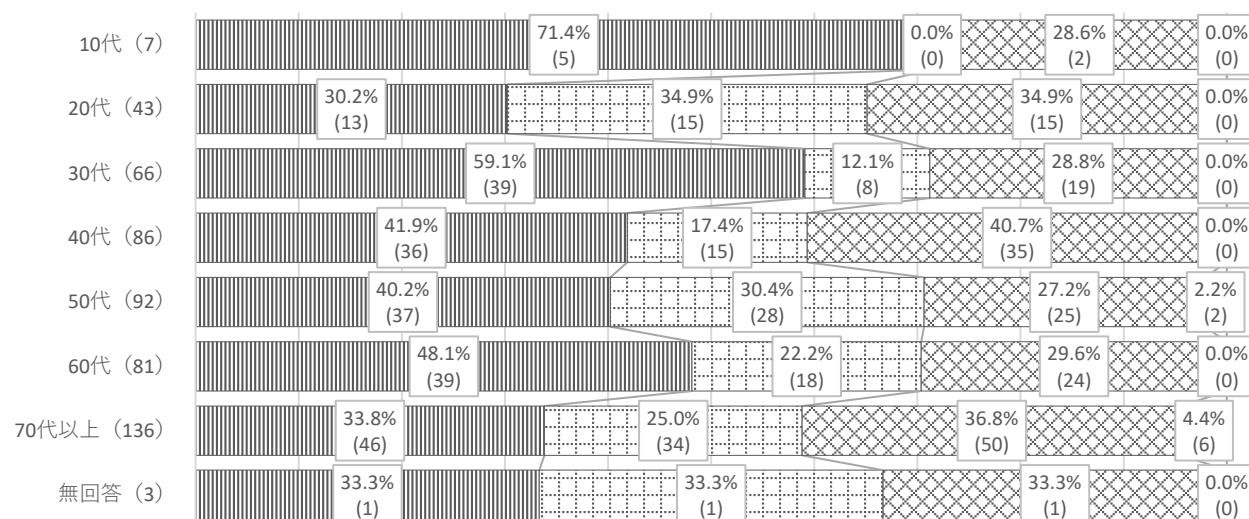


男女別では男性の方が女性より自殺に対する関心が高い状況です。年代別では、60代が最も関心が高いのですが、30%に満たない状況です。2015年以降、自殺の現状に関する認識について「知っていた」と回答しているのは約20%となっています。

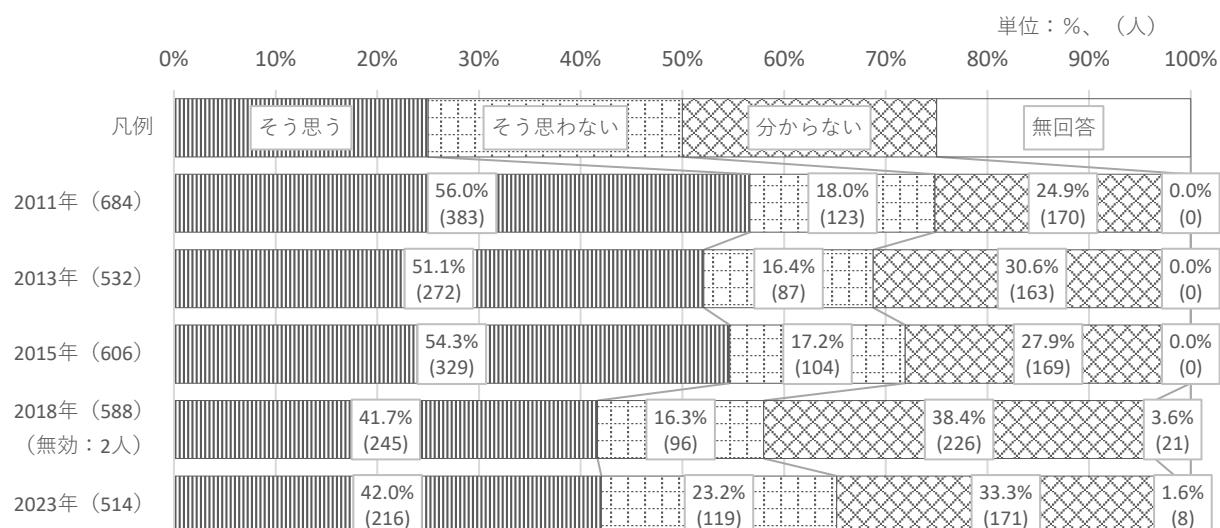
問13 自殺は社会的な取り組みで防ぐことができると思いますか。



【年代別】



◎過去の実施結果 【自殺の社会的取り組みに対する意識】

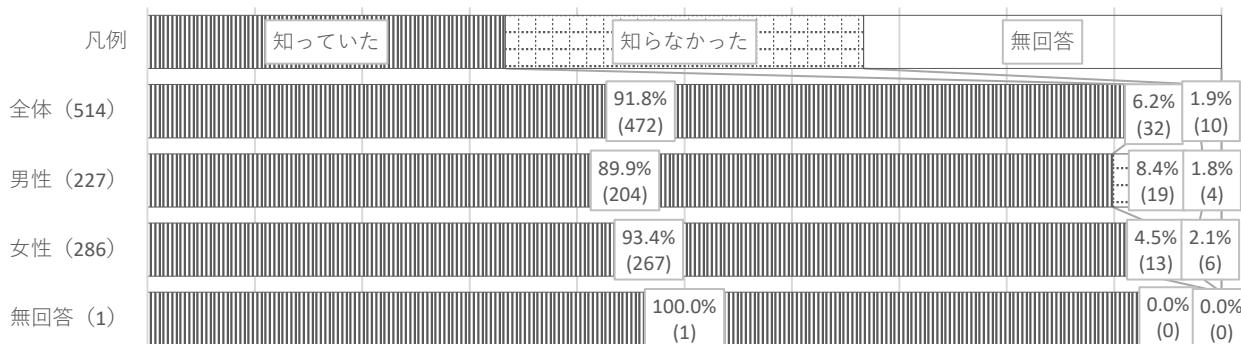


前回調査時（2018年調査）同様、10代、30代、60代は半数前後の人「そう思う」と回答しています。全体では、「そう思う」と回答した人に変化はありませんが、「そう思わない」と回答している人の割合が前回調査時（2018年調査：16.3%）に比べ高くなっています。

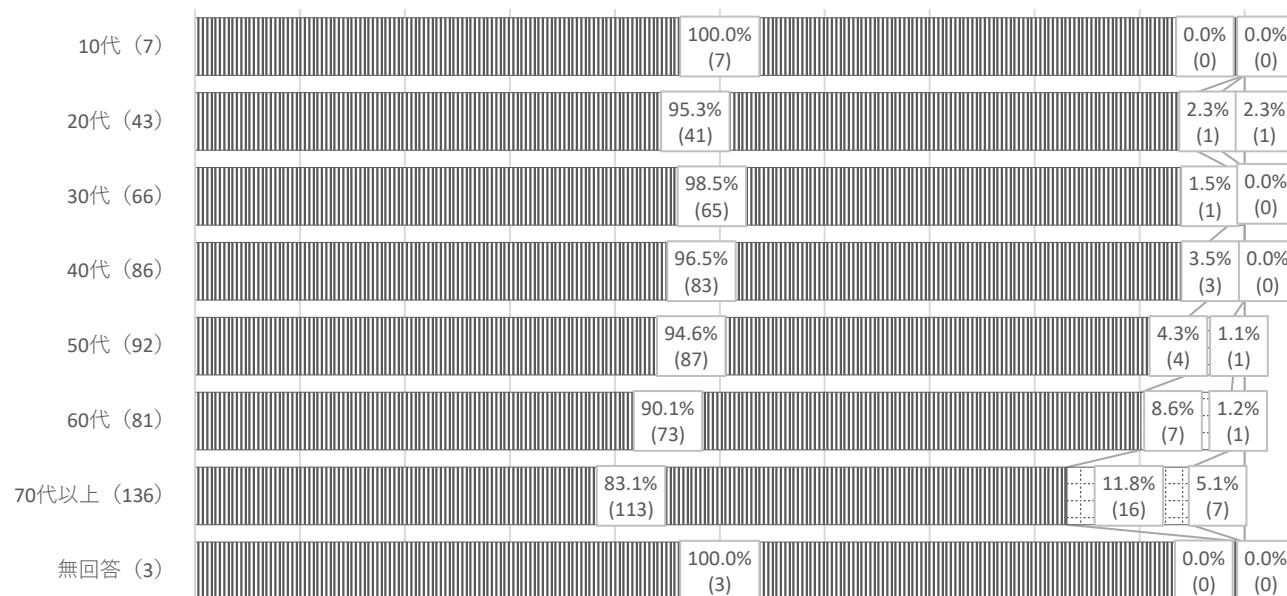
問1 1 うつ病について、以下のことを知っていますか。

(1) 誰もがかかる可能性のある病気である

単位：%、(人)

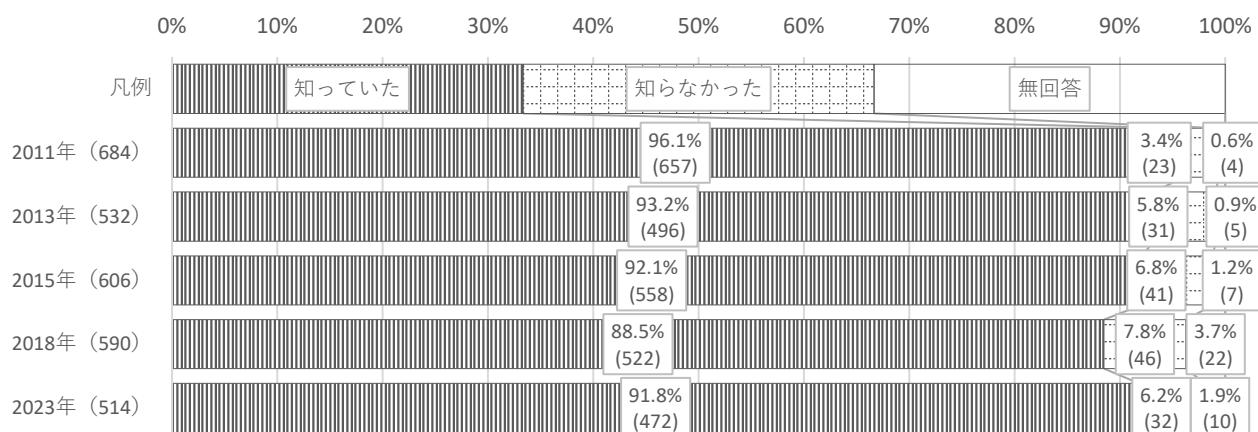


【年代別】



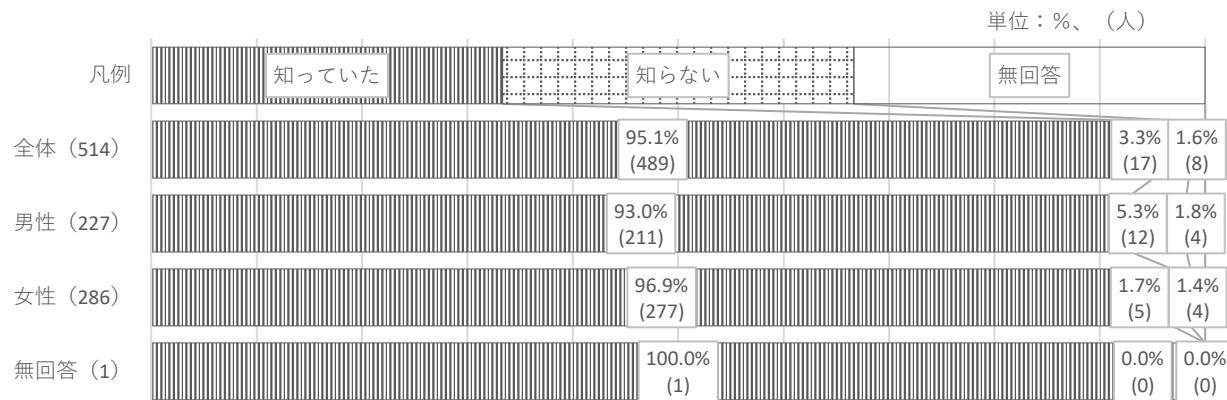
◎過去の実施結果 【うつ病の知識 誰もがかかる病気】

単位：%、(人)

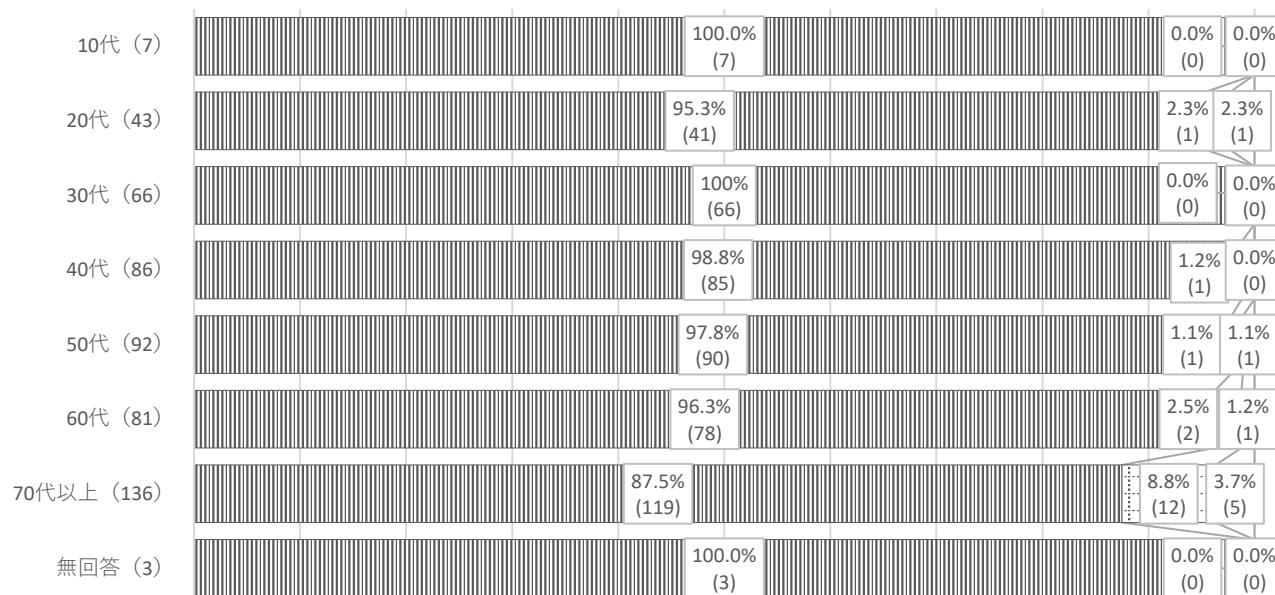


男女共にうつ病に関する認知度は高く、どの項目も90%前後で推移しています。しかし、70代では前回調査時（2018年調査）同様、他の年代よりも認知度は低くなっています。

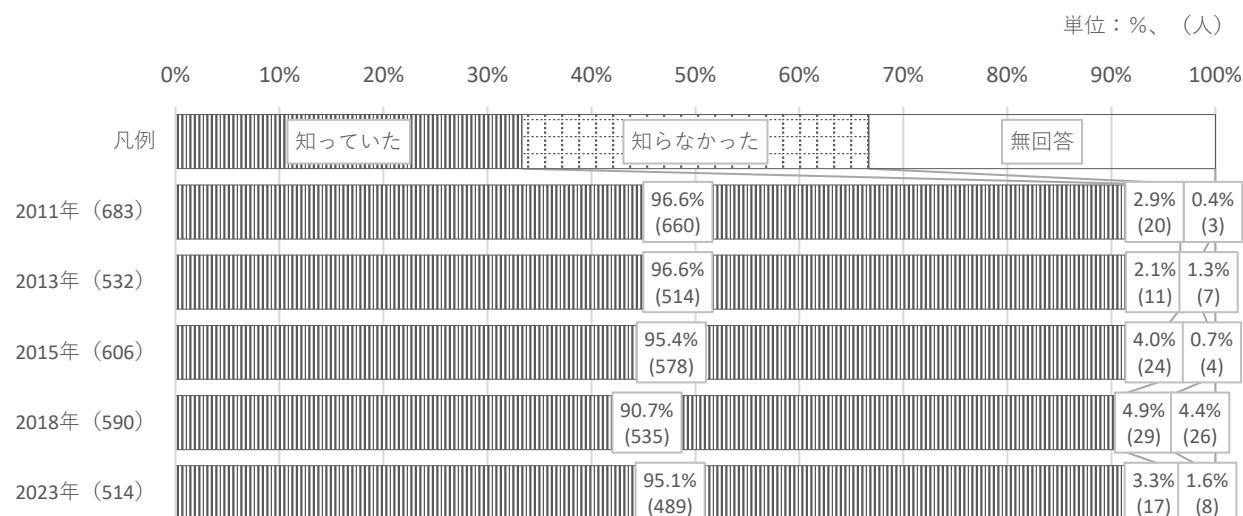
〔2〕うつ病は、生活苦や失業、人間関係、病気など、様々なストレスと関係がある。



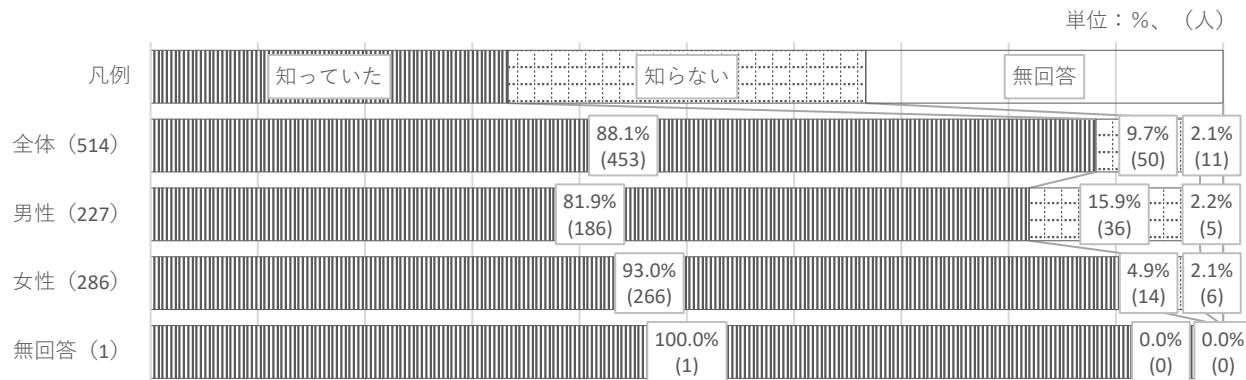
【年代別】



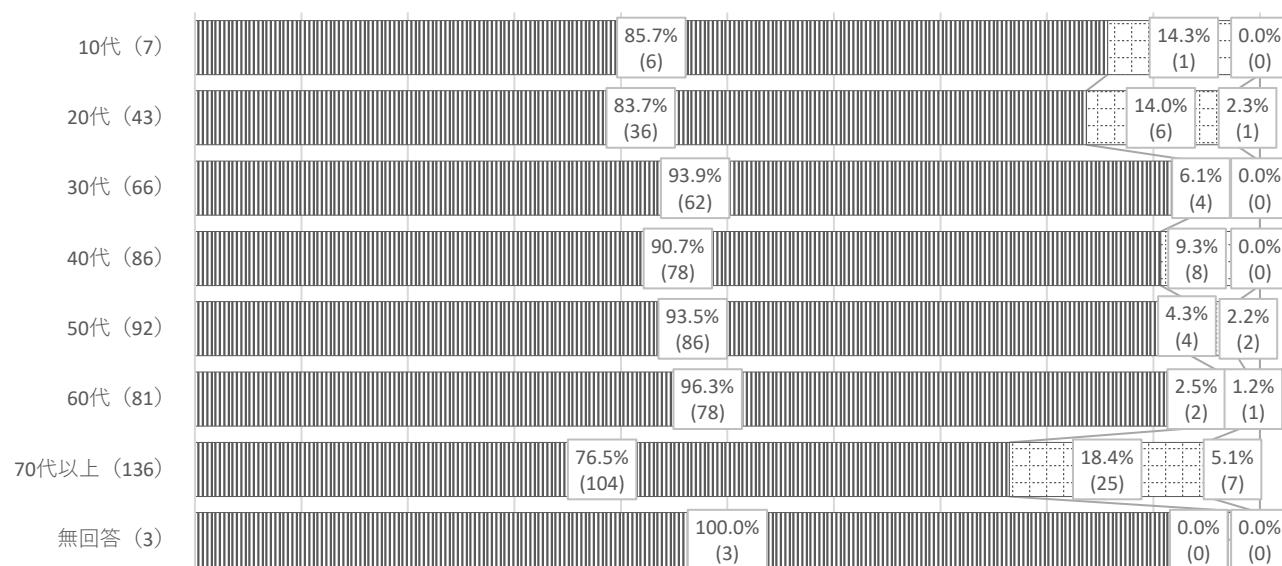
◎過去の実施結果 【うつ病の知識 様々なストレスと関係がある】



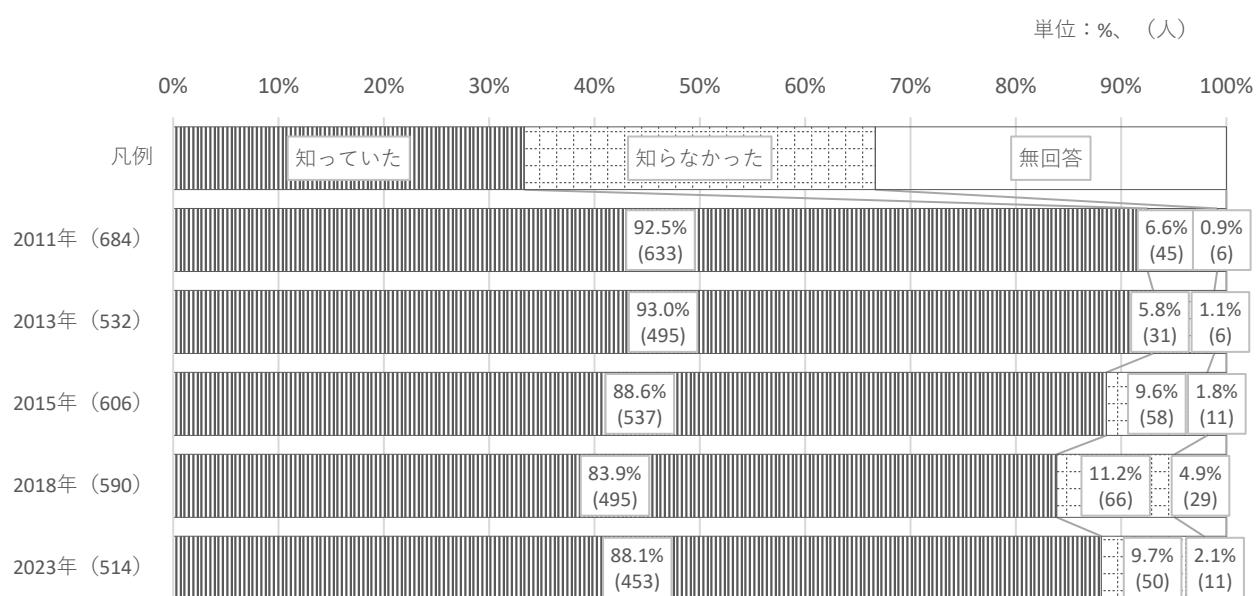
〔3〕 薬の治療とともに、ゆっくり休養することが必要である。



【年代別】

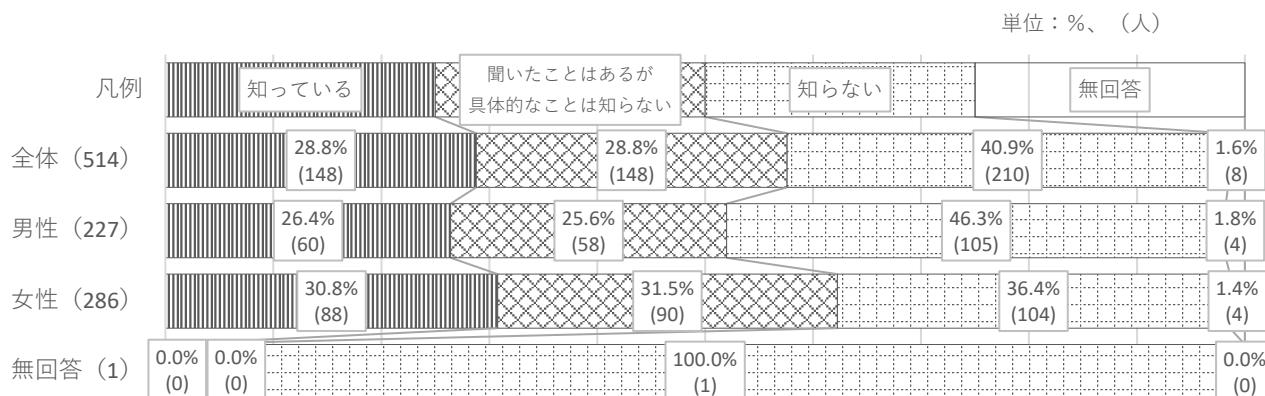


◎過去の実施結果 【うつ病の知識 薬と休養】

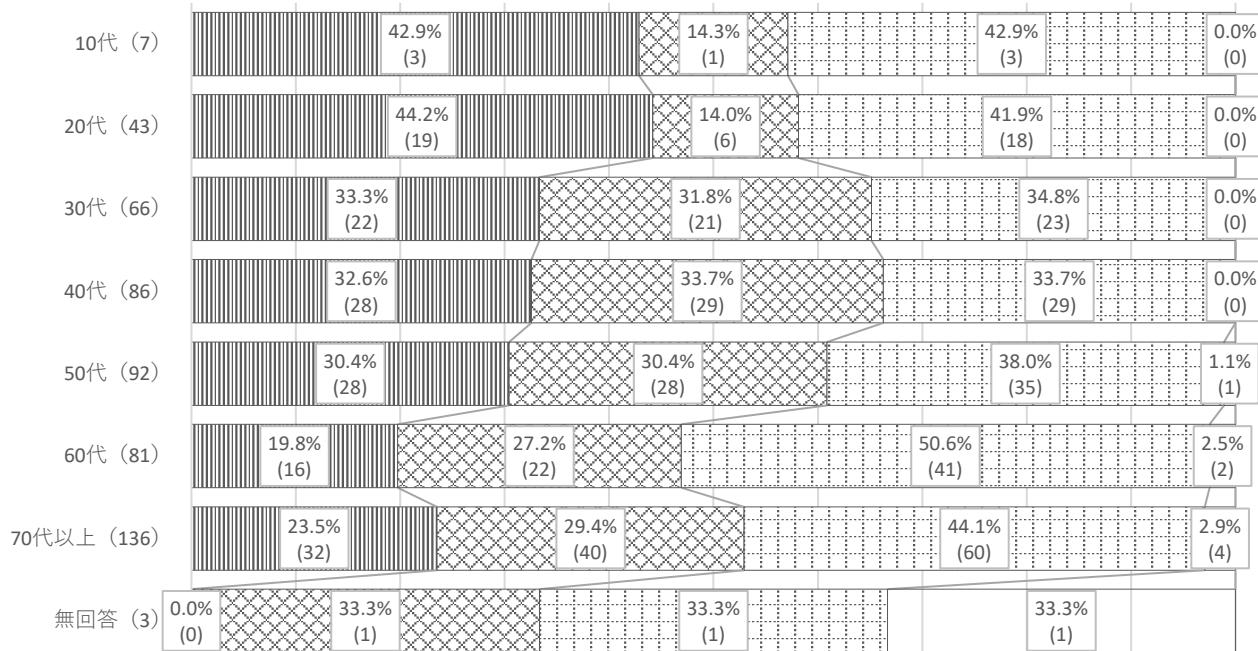


⑤ 19歳以下のこころの健康、相談について

問19 若者の死因の1位が自殺であることを知っていますか。

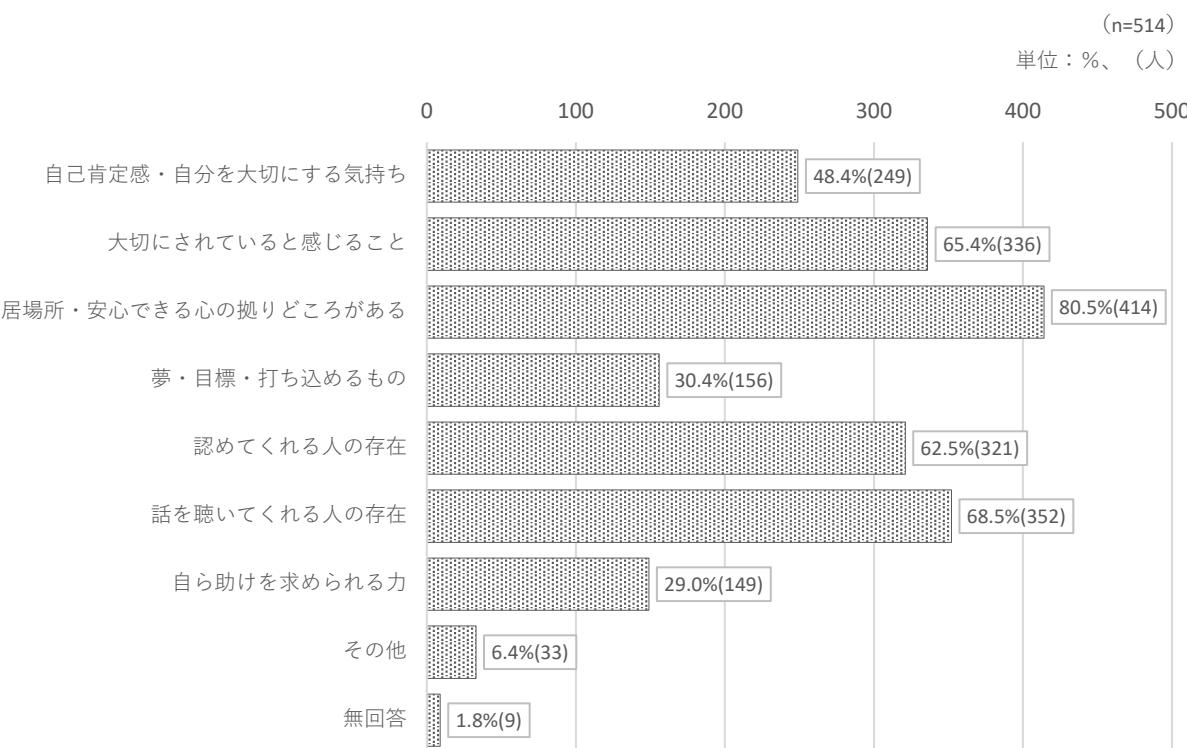


【年代別】

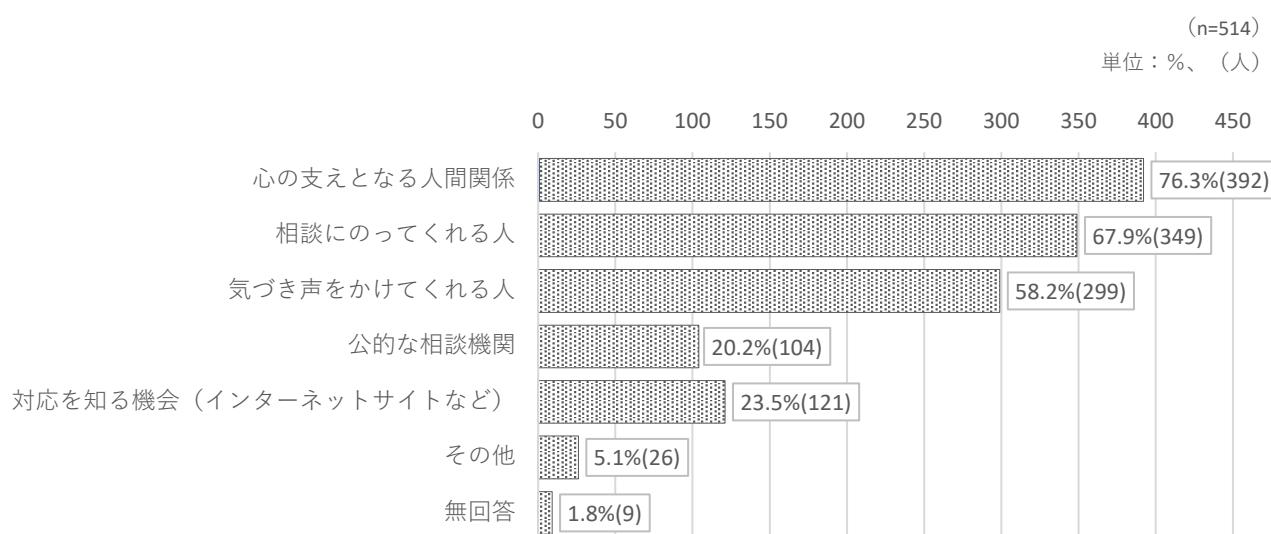


男女別では女性の方が男性より「知っている」割合が多い結果となり、前回調査時（2018年調査：男性26.0%、女性18.2%）と逆転しています。年代別では、「知っている」と回答した人が前回調査時（2018年調査）は30%を上回ったのは20代のみでしたが、今回の調査では、10代から50代と多くの世代で30%を超えています。

問20 19歳以下の子どもが困難に直面した時に、乗り越えられる力になるものとはどのようなものだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答可）



問21 19歳以下の子どもが困難に直面した時に、何が（どのようなことが）あれば良いと考えますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答可）

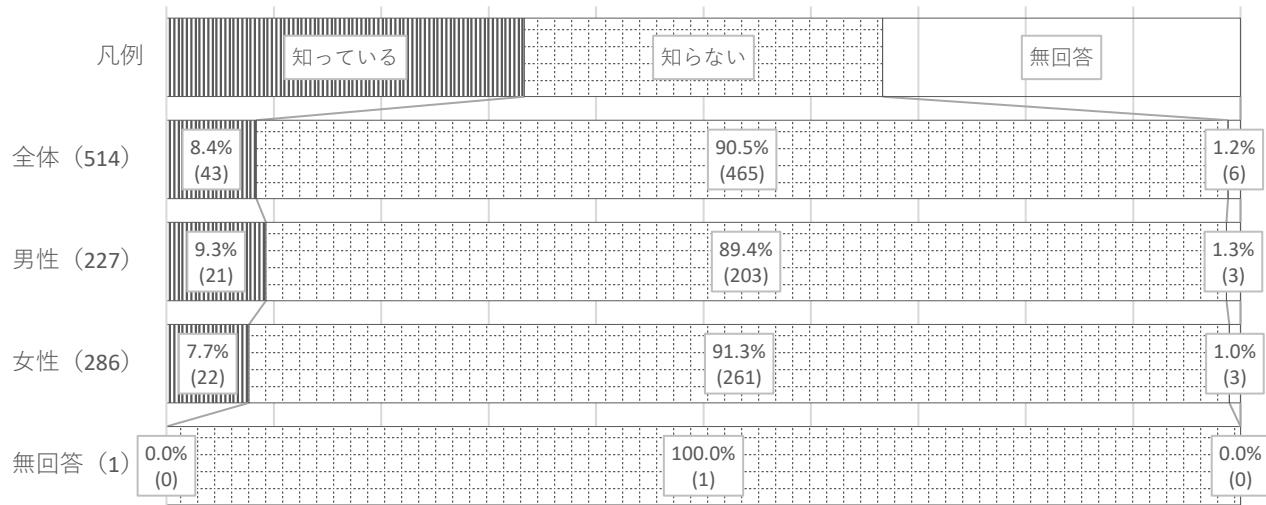


前回調査時（2018年調査）同様、「心の支えとなる人間関係」「相談に乗ってくれる人」「気づき声をかけてくれる人」など身近で相談に乗ってもらえる人、人間関係に回答した人が半分以上を占める結果となっています。そのため、身近な人にゲートキーパーとして悩んでいる人のSOSに気付き、相談に乗るという役割を担ってもらう取り組みを進めていく必要があります。

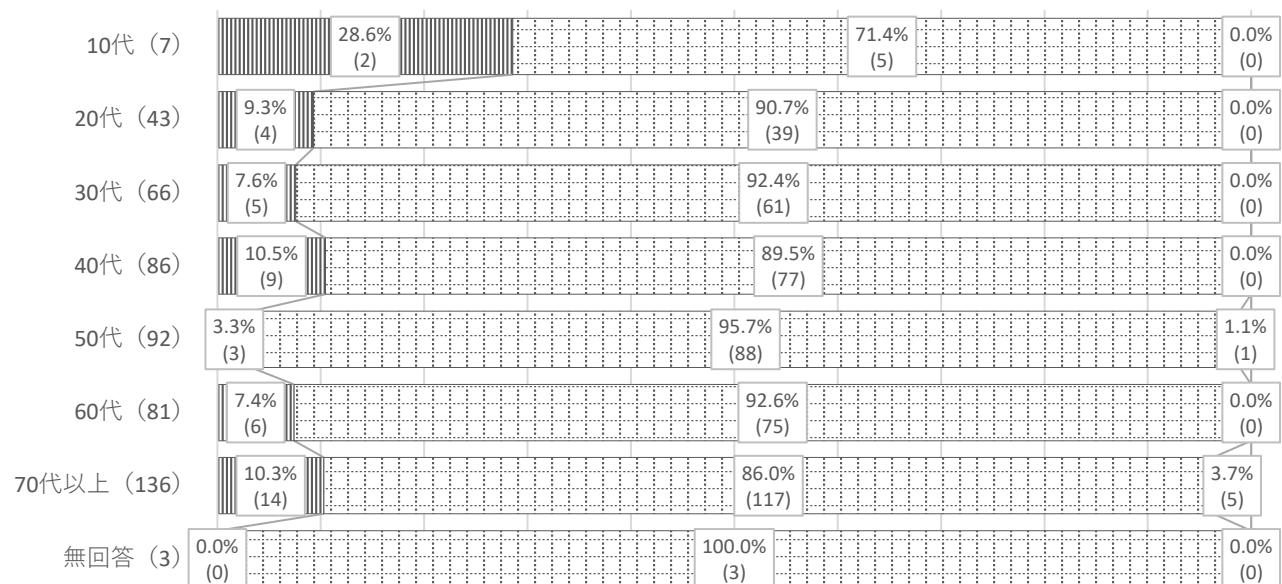
⑥ 市の施策について

問14 市川市が自殺対策に取り組んでいることを知っていますか。

単位：%、(人)



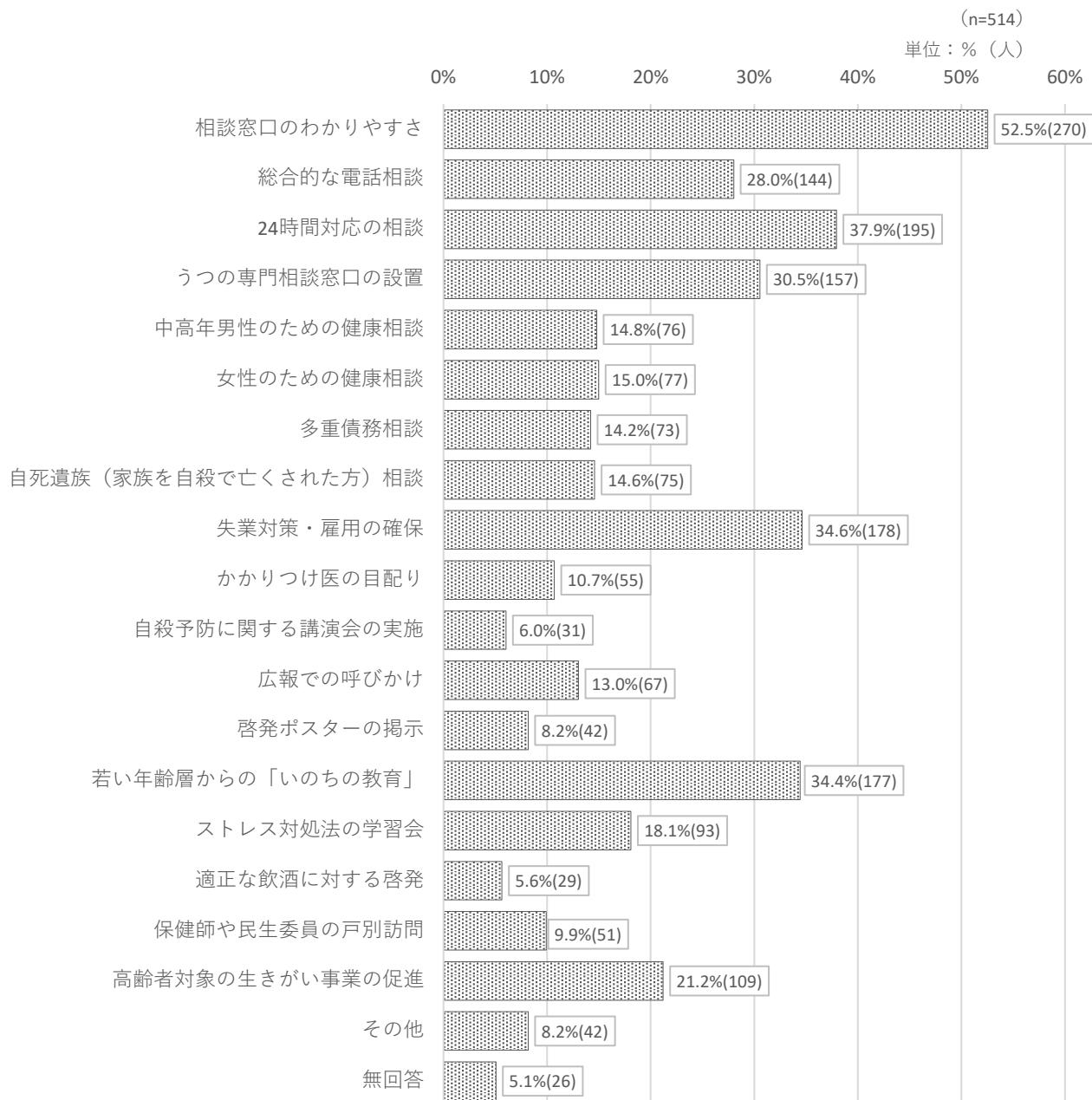
【年代別】



「知っている」と答えた人は、50代・60代では前回調査時（2018年調査：50代7.6%、60代10.3%）と比べて減少しましたが、その他の世代では増加しています。しかし、いまだに低い割合となっています。

問15 これからの自殺対策として大切なものはどのようなことだと思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。（複数回答可）



自殺対策として大切なものは、「相談窓口のわかりやすさ」と回答した人が最も多く、次いで「24時間対応の相談」「失業対策・雇用の確保」の順となっており、前回調査時（2018年調査）と同様です。

(4) 関連事業の施策別指標の評価

基本施策の関連事業としてあげた62事業(p.32~39)について、下記の評価基準で評価をしました。

「十分達成できた(75%)」事業の割合は51.6%、「概ね達成できた(50%以上75%未満)」事業の割合は43.5%でした。

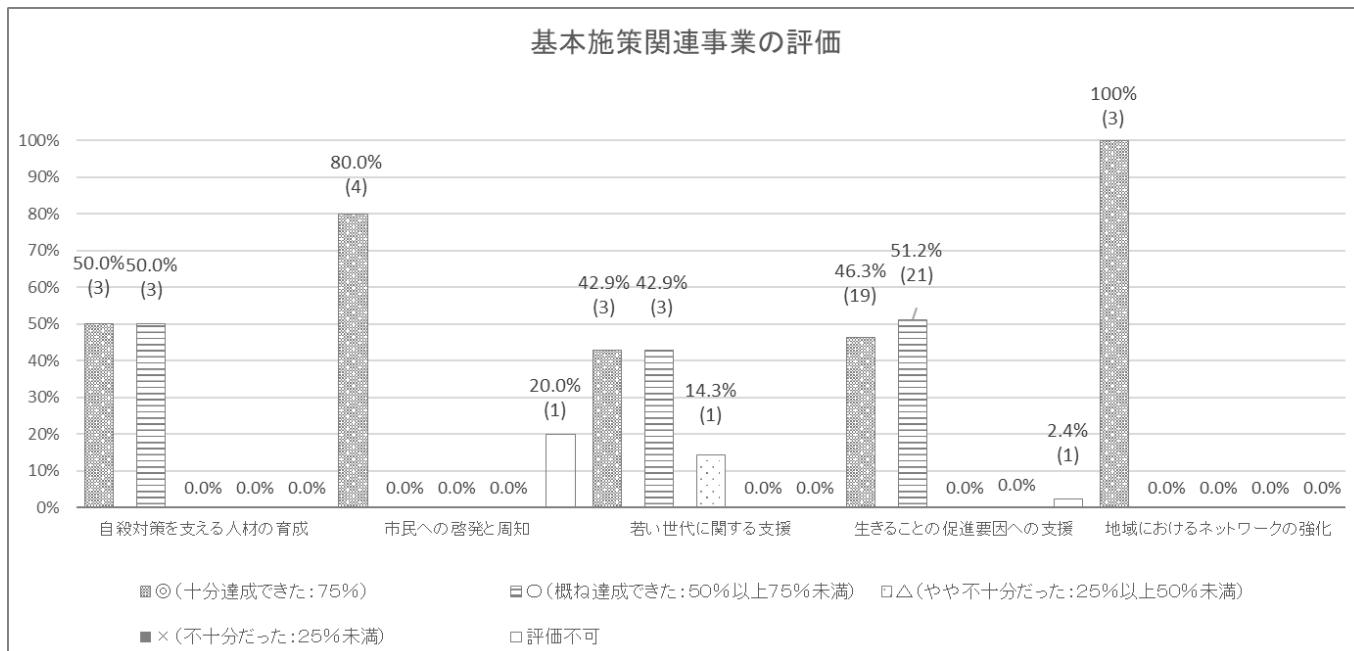
施策別にみると、「十分達成できた(75%)」割合が多かったものは、「基本施策2 市民への啓発と普及」「基本施策6 地域におけるネットワークの強化」でした。「概ね達成できた(50%以上75%未満)」割合が半数以上の事業は、「基本施策1 自殺対策を支える人材の育成」「基本施策3 若い世代に関する支援」「基本施策4 生きることの促進要因への支援」でした。特に、「施策4」では「やや不十分だった」事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により制限されたものや、「評価不可」の事業では、事業の終了に伴うものでした。

今後も既存・新規の事業を活用し全庁的な取り組みにより、「生きることの包括的な支援」を推進していくよう各担当部署と連携していく必要があります。

【評価基準】

記号	内容
◎	十分達成できた(75%)
○	概ね達成できた(50%以上75%未満)
△	やや不十分だった(25%以上50%未満)
×	不十分だった(25%未満)
評価不可	実施計画に現状値がないものや評価の把握方法が困難になったもの

図 施策別関連事業評価の結果



○ 基本施策1. 自殺対策を支える人材の育成

事業名	事業の概要	所管課	事業成果 (令和4年～5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年～令和8年度)	令和8年度 までの目標
No. 基本施策1　自殺対策を支える人材の育成						
1 男女共同参画センター 講座事業	DV防止に繋がる様な講座等を実施する	多様性社会 推進課	DV防止講座、関連講座として「アンガーマネジメント講座」を実施し、DVについて理解を深め、正しい知識を持つための機会を設けることができた。	○	DV防止に繋がる様な、参加しやすい講座の開催を継続し、DVについて理解を深め、正しい知識を持つための機会を設ける。	現状維持
2 ガーデニングシティ いちかわ事業	「住んでみたい」「住み続けたい」と思える魅力あるまちを「ガーデニング」を通して実現させようというものの、日頃楽しんでいる「ガーデニング」に関わる全ての活動を本市の魅力のひとつと捉え、市民や事業者と手を取り合い進めることで「景観の向上」「協働の推進」「健康の増進」「市民交流」を目指している。具体的な取組として、本事業の趣旨に賛同いただける「サポーター」の制度運営、市民等の活動成果の発表の場としての「オープンガーデン」の開催、種から育てた苗を公共空間の彩りや地域交流に活用する「協働花づくり」の実施、公共花壇の維持管理に参加いただく「ガーデニングボランティア」の運営等を実施している。	公園緑地課	令和4年度実績 ・ボランティア活動 年間146回、延べ832人参加 ・オープンガーデン及び協働花づくりは中止 令和5年度実績 ・ボランティア活動 7月時点で50回、延べ329人参加 ・オープンガーデン 23件参加、延べ3733人来場 ・協働花づくり 9月に2回実施予定（110名参加予定）	○	オープンガーデン、協働花づくり、ガーデニングボランティアの3事業を基軸事業として事業継続を進めつつ、さらに市民参加を促進する魅力ある事業を模索し拡大していく。	向上
3 健康都市推進事業 (健康都市推進員)	「健康都市いちかわ」を実現するため、市民・市民グループ・企業・大学等と協働し健康都市の取組を進める。また、地域に根ざした活動を行う人材の育成を行う。	健康都市 推進課	「健康都市推進講座」や「健康フェスタ」等、健康都市推進員による地域活動等により健康寿命延伸に向けた地域づくりに関する情報発信を行った。	○	「健康都市推進講座」や「健康フェスタ」等、健康都市推進員による地域活動等により健康都市を推進するため、健康増進や地域づくりに関する情報発信を行っていく。	現状維持
4 健康教育事業	健康に関する正しい知識を普及し、市民自身が自分の健康に关心を持ち、家族・地域の健康問題にも目が向かれるように働きかける。生活習慣の改善を支援し、生活習慣病予防に努める。	健康支援課	令和4年度の健康教育の実績は、154回実施、参加3329人。令和5年度も、例年通り実施できている。	○	引き続き、地域や住民のニーズに合わせて実施していく。	現状維持
5 推進員活動事業 (食生活サポーター)	食生活サポーターは、食に関する健康づくり及び食育を推進し、健康的な食生活の習慣化の活動を進めている。	健康支援課	おとな食育講習会では、おいしく手軽にバランス良く食べることについて伝えた。市民まつりでは、子供から大人まで多くの市民に免疫力アップの食事について啓発できた。	○	おとな食育講習会の実施方法を改める。イベント等での啓発も実施する。	向上
6 推進員活動事業 (保健推進員)	住民の健康に関する問題点を保健師と共に見つけ、市で行っている各種保健事業の利用方法や受診を勧めることにより、地域住民の健康増進を図り、健康で明るい地域を共につくることを目的に活動している。	健康支援課	令和4年度の対面で会えた割合は5割と増加（令和2～3年度は3割）し、健康相談窓口の案内や保健センターとの繋ぎ役として活動できた。	○	3か月児の第1子と生後4か月～1歳未満のいる家庭に対して訪問し、健康の保持増進のため、保健センター事業や健康に関する相談窓口の案内等を行い、健康の保持増進を図れるように活動していく。 【数値目標】 対象者数：2172人 保健推進員数：72人	現状維持

○ 基本施策2. 市民への啓発と周知

事業名		事業の概要	所管課	事業成果 (令和4年～5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年～令和8年度)	令和8年度 までの目標
No.	基本施策2 市民への啓発と周知						
1	老人いこいの家等維持管理事業	高齢者の方が趣味やレクリエーションなどの活動を通じ、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを図り、一日を楽しく過ごしていただく施設として、いきいきセンター（老人いこいの家等）は、市内に13箇所設置しており、市主催の講座をはじめ、利用者の方の自主的なグループ活動が実施されている。	地域共生課	市主催の教養講座である「シニアカレッジ」では、新規利用登録を促進する重要な機会となっており、修了後も各講座のグループが継続的に活動できており、生きがい活動の充実が図られている。	◎	高齢者をはじめとする地域住民の方が、自主的なグループ活動やその人らしい活動を継続できるよう推進する。	現状維持
2	高齢者クラブ	高齢者クラブは、市内に101のクラブがあり、それぞれが地域を基盤とした高齢者の自主的な組織として、会員相互の親睦と健康づくりに努めながら、社会奉仕や教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする様々な活動を行う。	地域共生課	コロナ禍に活動を縮小していたクラブも徐々に活動を再開し、会員の相互交流や健康づくりを行なながら、可能な範囲での社会奉仕や教養活動、レクリエーションなどの地域活動が行われた。市は高齢者クラブの活動の一部に対し補助金を支出することにより支援を行っている。	◎	高齢者クラブの活動の一部に対し補助金を支出することにより自主的な高齢者クラブ活動の支援を行う。 高齢者クラブ会員数の増に向け、市川市高齢者クラブ連合会と検討を行う。	現状維持
3	介護予防普及啓発事業 (介護予防 「いきいき健康教室」)	市内在住の自立した65歳以上の人を対象に、介護予防等を目的とした高齢者のための体操教室を開催している。筋力トレーニング・認知症予防トレーニングの他、専門職による健康教育などを行い、介護予防の重要性の普及啓発に努めている。	地域包括支援課	「いきいき健康教室」は令和2年度をもって廃止。	評価不可	①介護予防把握事業②介護予防普及啓発事業③地域介護予防活動支援事業④地域リハビリテーション活動支援事業等で構成した「一般介護予防事業」として包括的に取り組む。	現状維持
4	地域介護予防活動 支援事業 (市川みんなで体操)	ご近所同士や気の合う仲間と集まり行う、筋力維持と向上を目的とした体操（市川みんなで体操）を、住民主体で継続的に活動できるよう支援をしていく。自身の体力に応じた鍵をつけて、歌を歌しながら行うため、筋力アップだけでなく認知症予防に期待ができる、仲間作りにもつながっている。	地域包括支援課	「市川みんなで体操」活動団体 令和5年度：40団体	◎	①介護予防把握事業②介護予防普及啓発事業③地域介護予防活動支援事業④地域リハビリテーション活動支援事業等で構成した「一般介護予防事業」として包括的に取り組む。	現状維持
5	緊急通報装置設置等事業	高齢者世帯及び障がい者世帯等に緊急通報装置を設置することにより、高齢者及びその家族の身体的・精神的負担の軽減や高齢者等が地域の中で自立した生活を送るための支援に寄与するとともに、緊急時に「あんしん電話受信センター」に通報できる体制を整備することにより、急病等の緊急時に連絡が取れず不慮の災難に至ることの防止及び高齢者等の生活の安定と福祉の向上を図る。	地域包括支援課	通報件数：758件 (内 緊急：156件、相談192件) 新規設置数：78台 総設置台数：889台	◎	令和6年12月末で緊急通報装置設置等事業が終了し、高齢者見守り支援事業へ統合。緊急通報装置よりもさらに充実した見守りサービスを提供し、高齢者等の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	向上

○ 基本施策3. 若い世代に関する支援

事業名		事業の概要	所管課	事業成果 (令和4年～5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年～令和8年度)	令和8年度 までの目標
No.	基本施策3 若い世代に関する支援						
1	創意と活力のある学校づくり事業 (学校教育3ヵ年計画の推進)	学校教育3ヵ年計画に「確かな学力・豊かな心・健やかな体・信頼される開かれた学校づくり」の4つの柱を位置づけ、各幼稚園及び学校の実態や特色を活かした、学校づくりを支援する。	指導課	豊かな心の育成では、道徳の研修や研究授業が行われている。また、授業参観も行われ、地域や保護者等を巻き込んでの子どもたちの心の育成の取組が進められている。	○	これまでと同様、各学校の主体的な活動の推進を図り、心豊かな実践力を持った児童生徒（幼児）を育成する。	現状維持
2	ライフカウンセラーセンター設置事業	全小中学校にライフカウンセラーを設置し、学校における児童生徒の精神的な悩みに対応し支援する。	指導課	小学校のライフカウンセラーは遊びを通して児童に精神的なくつろぎを与えており、教室以外に居場所を求める児童の受け皿となっている。中学校のライフカウンセラーは週2、3日在校しており、生徒にとって身近な存在であるため、相談件数が増加傾向である。不登校の児童生徒が登校できるようになったり、いじめの早期発見が可能となったりして、さらに新たな友人関係の育ちの場にもなっている。	◎	全小中学校にライフカウンセラーを設置し、学校における児童生徒の精神的な悩みに対応し支援していく。	現状維持
3	薬物乱用防止の取組 (健康教育)	薬物乱用を防止するため、薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身に付けることができるよう、体育・保健体育の授業や薬物乱用防止教室を実施しながら充実を図る。	保健体育課	令和4年度は 小学校17.9%、中学校50.0% 平均で27.3%の開催率だった。	△	薬物乱用を防止するため、薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身に付けることができるよう、体育・保健体育の授業や薬物乱用防止教室を実施しながら充実を図る。	向上
4	教育相談	子育てをする中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことにより、悩みの解消を図り児童、児童生徒の健全育成を図る。	教育センター	リーフレット配付、学校や他の相談者からの紹介、HP掲載等により周知が図られ、相談件数は増加している。 令和4年度教育相談件数（年間・延） 6,150件	◎	継続相談、新規相談含めて相談件数は増加している。今後も相談員のスキルを向上させる等して、満足度を高めていく。	現状維持
5	ほっとホッと訪問相談	不登校などの児童生徒及び保護者からの依頼により電話・面接・訪問相談を行うことで、児童生徒及び保護者の心の安定を図る。	教育センター	電話、面接、訪問という多様な相談形態から、今すぐに相談したいという要望に応えることができている。 令和4年度ほっとホッと訪問相談件数（年間・延） 640件	○	コロナ禍を経て相談内容の多様化、複雑化が進んでいる。相談者のニーズに応えられるよう研修を重ねていく。	現状維持
6	薬物乱用防止 キャンペーン (啓発活動)	シンナーを始めとする薬物乱用を防止する街頭キャンペーンを実施する中で、児童生徒を対象に行う薬物の危険を知らせる教育を支援し、薬物乱用の防止に努める。	少年センター	リーフレット配付による啓発活動を行う。	○	リーフレット配付による啓発活動を行う。	現状維持
7	少年相談事業	少年（小学校入学から20歳未満）及び保護者等を対象に、電話相談・eメール相談・面接相談を実施し、相談者の立場に立って、親身に相談を進めていく。特に家庭や学校での問題が多いため、学校、教育センター、児童相談所等との連携を強めるとともに、必要に応じて専門機関へも紹介する。	少年センター	少年相談の件数はほぼ横ばいだが、相談内容は多岐にわたる内容になっている。	◎	様々な問題を抱える相談者に寄り添い、相談業務を行う。必要に応じて専門機関を紹介する。	現状維持

○ 基本施策4. 生きることの促進要因への支援

事業名	事業の概要	所管課	事業成果 (令和4年～5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年～令和8年度)	令和8年度 までの目標
No. 基本施策4 生きることの促進要因への支援						
1 権利擁護事業	高齢者虐待防止と養護者支援のための高齢者虐待の防止に関する会議を開催する。その他に、弁護士、精神科医による相談事業も実施する。	地域包括支援課	警察との連携等により早期発見することで虐待防止、困難ケースの把握に努め関係機関との連携を図った。 ・個別検討会議6回・法律相談3回・医療相談3回(令和4年度)	◎	関係機関とのネットワークを構築し、困難ケースについては法律相談や医療相談に諮り対応を検討する。	現状維持
2 成年後見人制度利用支援事業	判断能力の低下した高齢者及び知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長が後見開始等の審判請求及びその請求費用の負担をおこなう。低所得者に対しての後見人等の報酬を助成する。	地域包括支援課 障がい者支援課	判断能力の低下した高齢者及び知的障がい者、精神障がい者の権利・財産を守る支援を行った。 【地域包括支援課】市長申立て件数14件 報酬助成件数60件(令和4年度) 【障がい者支援課】市長申立て件数5件 報酬助成件数42件(令和4年度)	○	判断能力の低下した高齢者及び知的障がい者、精神障がい者の権利・財産を守る支援を行う。	現状維持
3 高齢者等総合相談	高齢者虐待、成年後見制度利用促進等に関する相談を行う。	地域包括支援課	高齢者サポートセンターを中心に対応し、困難事例に対しては市とも連携を図り対応している。	◎	高齢者サポートセンターを中心に対応、困難事例は市とともに連携し対応していく。	現状維持
4 地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくため、介護保険被保険者及びその家族等からの相談を受け、地域におけるサービス又は制度が利用できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し事業を実施する。	地域包括支援課	個別の支援や事業を通じて身近な総合相談の窓口であることの周知を図り、研修等を通じてセンター職員の質向上を図った。	◎	個別の支援や事業を通じて高齢者サポートセンターが身近な窓口であることの周知を図るとともに、研修等を通じてセンター職員の質向上を図る。	現状維持
5 介護予防把握事業	高齢者サポートセンター（地域包括支援センター）等の関係機関との連携により、効果のかつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に把握し、必要な介護サービスの導入や住民主体の介護予防活動につなげていく。	地域包括支援課	主に通いの場を対象に、フレイル予防に関するアンケート（後期高齢者の質問票）を実施した。 令和4年度把握件数：3,688件	◎	必要な介護サービスの導入や住民主体の介護予防活動につなげることを目的に、何らかの支援を要する者を把握できるようデータ分析等を通じて把握する方法の検討や関係機関と連携し把握することに努める。	現状維持
6 精神障がいに関する講座・講演会等開催事業	当事者や家族への相談支援の一環として、障がいへの正しい知識を深めてもらえるよう、障がい者福祉に関する講座及び講演などを開催する。	障がい者支援課	新型コロナの感染に配慮しながらオンラインを活用して、事業所向け研修会は予定の回数を実施できた。（年6回）	○	引き続き事業所職員の質向上をめざして、職員向け研修会（講座・講演）を実施していく。状況に問題がなければ、市民向けの講演会等の実施についても検討していく	現状維持
7 居住サポート事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への居住を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がい者を支援する事業。入居に当たっての支援や、家主等への相談・助言などを行っている。	障がい者支援課	令和4年度支援件数1,347件	◎	基幹相談支援センターへくくるへの委託により引き続き実施する。	現状維持
8 自立支援医療（精神通院）	精神通院医療に係る費用の一部を、公費（国1/2・県1/2）にて負担する。	障がい者支援課	令和4年度自立支援医療（精神通院）所持者数：7878人 令和5年度自立支援医療（精神通院）所持者数：8199人	◎	精神医療を必要としている市民に対して医療費負担減への支援を行う。令和6年度以降も引き続き医療費負担減に向けた支援を行う。	向上
9 障害者手帳の交付	障がいの種別と状態を確認し、必要な福祉施策・福祉サービスの利用をしやすくするため、県が障がいの種別と一定の障がいの状態にあることを認定して手帳を交付する。	障がい者支援課	令和4年度精神障害者保健福祉手帳所持者数：4704人 令和5年度精神障害者保健福祉手帳所持者数：5032人	◎	県が障がいの種別と一定の障がいの状態にあることを認定して手帳を交付し、必要な福祉施策・福祉サービスの利用をしやすくする。令和6年度以降も引き続き精神障害者保健福祉手帳の交付に向けた支援を行う。	向上
10 障害者就労支援センター事業	就労中もしくは就職を希望する障がい者を対象に就労に関する支援を継続的に行うとともに、家族や関係者、事業主に対して相談や調整などの支援を行う。	障がい者支援課	令和4年度総登録者数：483人 令和4年度相談件数：3261件 令和4年度就職決定者数（チャレンジオフィスいちかわ決定者3名含む）：9人	◎	障がい者就労支援の窓口、相談機能の役割を引き続き行う。就職希望者、就労中、障害福祉サービス終了者への支援を継続的に実施する。ハローワーク、教育機関、障害福祉サービス事業所と連携、情報共有を図り、障がい者就労における地域づくりを担う。	向上

第2章 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の評価

事業名		事業の概要	所管課	事業成果 (令和4~5年度)	評価	令和6年度以降の取組の方向性 (令和6年~令和8年度)	令和8年度までの目標
No.	基本施策4 生きることの促進要因への支援						
11	障がい者相談支援事業	障がい者などの福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などをを行う。	障がい者支援課	基幹相談支援センターとの情報共有・連携を図りながら、主に地区担当（南部3名、北部3名）で相談業務を行う。虐待防止及び早期発見、関係機関との連絡調整・権利擁護は権利擁護担当（2名）が行っている	○	引き続き関係機関と連携を図りながら、複雑化・重層化するケースについて対応していく。	向上
12	ピアカウンセリング	障がい者がピア（仲間）として障がい者の相談を受け、相談者のエンパワメントを引き出す等により、障がい者の自立した生活を支援する。	障がい者支援課	ピアカウンセラーの人数合計5名（内訳：視覚1名、聴覚1名、肢体1名、精神2名） ピアカウンセリング開設回数9回、相談者数8名	○	令和5年度以降も当該事業の周知を図り、ピアカウンセリング実施回数及び相談人数を増やしていく。また、2名体制で行っていた精神ピアカウンセラーが1名辞退となつたため現在1名体制で対応行っている。適当な人材とマッチング出来れば従前の2名体制に戻せるよう体制整備をしていく。	向上
13	基幹相談支援センター	障がい者に関する総合的な相談窓口を設置し、障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・福祉サービスの利用援助・社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。また、相談支援機能強化事業（専門的な相談支援等をする困難ケースへの対応や障がい者福祉サービス事業者等に対する専門的な指導・助言を行う事業）等を24時間365日体制で実施する。	障がい者支援課	令和4年度対応件数 ①総合的・専門的相談支援(下記以外)17,063件、②成年後見制度に関する相談212件、③緊急対応10件、④虐待通報等45件、⑤ひきこもり1,348件。	◎	基幹相談支援センターへくるへの委託により引き続き実施する。	現状維持
14	生活困窮者自立支援事業	専門の知識を持つ自立支援相談員を配置し、日常生活の中で困りごとを抱える方が地域において自立した生活を送れるよう、支援を行うための自立相談支援機関「市川市生活サポートセンターそら」にて、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施する。	地域共生課	生活困窮者自立支援法に基づき開設した「市川市生活サポートセンターそら」において、生活にお困りの方の相談を受けるとともに、自立に向かう支援を実施。またコロナ禍において離職・減収となり住宅を失う恐れのある者（要件有り）に対し住居確保の支援を行った。	◎	自立相談支援機関「市川市生活サポートセンターそら」にて、自立相談支援事業や住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施していく。	向上
15	生活保護相談支援事業	生活に困窮する人に対して生活保護の相談、制度の説明、申請受理を行う。	生活支援課	最後のセーフティーネットとして、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付、申請手続の助言、申請を受け付けない等、法律上認められた申請権を侵害しないこと等、必要な配慮に努めた。	○	最後のセーフティーネットとしての役割を継続しながら、今後も、法律上認められた保護の申請権を侵害しないように努めていく。	現状維持
16	生活保護受給者支援事業	生活保護受給者に対して、最低限度の生活を保障をするとともに、自立助長を図る。	生活支援課	自立支援プログラムの利用促進による被保護者の就労相談の機会の増加、年金調査を委託事業化したことにより、年金の受給件数の増加が見込まれる。	○	被保護者の自立助長を促すため、自立支援プログラムの活用、年金調査事業の利用促進を行っていく。	現状維持
17	DV等対策事業 (情報提供)	広報・市公式Webサイト等でDVに関する情報提供及び相談の案内を行う。	多様性社会推進課	広報・市公式Webサイト等で、DVに関する情報及び相談窓口の案内をすることができた。	○	継続的に、広報・市公式Webサイト等で、DVに関する情報提供及び相談の案内をする。	現状維持
18	DV等対策事業	DVを含む女性からの様々な相談及び専門的な法律相談に女性弁護士、女性相談員を配置し対応する。	多様性社会推進課	相談を通し、複合的に問題を抱えるDV被害者に寄り添ったきめ細かな支援をすることで、DV被害者の自殺を防止できるよう働きかけていくことができた。	○	一般相談、DV相談、法律相談、SNS相談を通し、複合的に問題を抱えるDV被害者に寄り添ったきめ細かな支援をすることで、DV被害者の自殺を防止できるよう働きかけていく。	現状維持
19	民事相談：一般相談、特別相談（弁護士、司法書士、行政書士、行政相談委員、宅地建物取引士、土地家屋調査士、税理士、交通事故相談員）	民事上の様々な問題について市民相談員が対応する。また、専門的な内容については、弁護士、司法書士等が相談に応じる。	総合市民相談課	令和4年度から面談方式の相談を復活させるとともに、予約率の高い相談については、回数を増加させて市民ニーズに応えた。	◎	市民から人気のある弁護士相談については、勤労者が参加しやすい曜日を増やすなど、引き続き市民ニーズに応えていく。	向上
20	多重債務相談	消費者金融等からの借り入れや返済などで苦しんでいる方を対象に、弁護士による多重債務専門相談を予約制で行う。	総合市民相談課 (消費生活センター)	予約時には消費生活相談員の丁寧な事情聴取を行うとともに、相談カード作成時には相談者が安心して、話ができる対応をして弁護士に引き継ぐことができた。	◎	相談者の不安を取り除くために丁寧に事情を聴き、頼りになる相談窓口であるとともに相談者が安心して話ができるよう心がけ、弁護士と連携してアドバイスしていく。	向上

第2章 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の評価

事業名		事業の概要	所管課	事業成果 (令和4~5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年~令和8年度)	令和8年度 までの目標
No.	基本施策4 生きることの促進要因への支援						
21	若年者等就労支援事業 (ジョブサポート いちかわ)	就労専門相談員が就労の個別相談に応じ、若年者等の就労を支援する。	商工業振興課	令和4年度 相談回数45回 令和5年度 相談回数45回予定	○	今後も継続していく	現状維持
22	労働なんでも相談	勤労者や中小企業が抱えている労働問題に社会保険労務士が相談を行う。	商工業振興課	令和4年度 相談回数18回 令和5年度 相談回数24回予定	○	今後も継続していく	現状維持
23	起業・経営支援事業	市内で起業した人、市内での起業を計画している人を対象として、経営・財務・人材育成・販路開拓等についての全般的な相談に対応する。 また、起業塾やセミナーを開催することで新規事業者の創出を促しているほか、起業家同士の交流の場としての機能も担っている。	経済産業課	令和4年度には新型コロナウイルス感染症が収束に向かったことに伴い、起業塾やセミナーについて、対面での開催が可能となったことから、起業家同士の交流が深まつた。また、起業・経営相談窓口の利用者数も増加したことから、コロナ禍を経て起業を検討する者が増加したと考えられる。 各事業の参加（利用）の中から市内で起業する者がいるなど、新規事業者の創出につながった。	○	・令和4~5年度に引き続き、市内経済や産業の新陳代謝を高め、雇用を生み出していくため、創業を増やしていく。 ・新型コロナウイルス感染症は収束に向かったものの、物価高騰など事業者を取り巻く環境は依然として厳しいと考えられる。そのような中でも市内事業者の経営安定化を図るため、相談窓口やセミナー等、市としての支援事業を実施して事業者に寄り添うほか、経済産業省や千葉県産業振興センター等外部機関との連携を強化し、国の施策についてのセミナーや、よろず支援拠点コーディネーターによるセミナーも実施していく。	向上
24	急病医療情報案内 (あんしんホット ダイヤル)	病院・診療所等の案内や医師や看護師等による急な病気・けが等健康状態についての相談、メンタルヘルスの相談などを24時間・無休でフリーダイヤルにて受付けている。	疾病予防課	令和4年度の電話応答件数は25,424件だった。主な相談内容は「病気・症状と治療に関する相談」で、45,159件、「事故・怪我に関する相談」が4,035件、「メンタルヘルスに関する相談」が3,489件だった。 相談時間で最も多かったのは午前9時台で2,020件、診療を行っている医療機関が少ない19時から9時までは13,592件であった。	○	引き続き、医師、看護師等が市民からの医療や健康に関する相談や急病対応医療機関との案内を行なう。また、市民の医療相談等の充実を図るために年間約25,000件の相談に対応できるよう、市川市専用フリーダイヤルを2回線以上設置し、相談体制を整える。	現状維持
25	地域子育て支援センター事業	主に保育園等を併設し、保育園の機能を活かし、子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催及び子育てサークルの支援を行う。	こども家庭支援課	親子の孤立防止、育児不安感緩和につながった。	○	継続的に同事業を実施予定。	現状維持
26	親子つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供及び地域の支援者への講習を行う。	こども家庭支援課	親子の孤立防止、育児不安感緩和につながった。	○	継続的に同事業を実施予定。	現状維持
27	こども館運営事業	児童福祉法に基づく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行う居場所とともに、育児不安の解消や児童の問題発見・解決のための相談・情報提供を行う。	こども家庭支援課	育児の不安や子ども自身の悩みなどを聞いてくれる身近なあそび場として、相談の垣根が低く、相談しやすい場所の提供や仲間づくりの機会を設けた。	○	遊びの提供を行う居場所とするとともに、育児不安の解消や児童の問題発見・解決のための相談・情報提供を行う。	現状維持
28	すこやか応援隊事業	すこやかな親子の育ちを目的として、すこやか応援隊（保育士・栄養士）が市内の様々な地域へ訪問・出張によって、親子の交流・体験、学び等のイベントや相談を実施し、地域に根ざした子育て支援を行う。	こども家庭支援課	令和元年度をもって事業終了	評価不可		
29	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行う。	こども家庭支援課	新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで利用者が増加し、令和4年度利用件数は前年度比1,202件増の14,118件となった。	○	協力会員数を増やすことで、育児等の支援を受けたい依頼会員からの多種多様なニーズに応えられる体制を作り上げる。	現状維持
30	こどもショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者の疾病・出産・出張等、又は育児の負担感により、数日にわたり家庭において児童の養育が困難になった場合、宿泊施設で子どもを預かる。	こども家庭支援課	保護者の疾病、出産、出張等による養育困難時に宿泊可能な施設において児童の預かりを実施し育児支援を行った。	○	継続的に同事業を実施予定。	現状維持

第2章 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の評価

事業名		事業の概要	所管課	事業成果 (令和4年～5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年～令和8年度)	令和8年度ま での目標
No.		基本施策4 生きることの促進要因への支援					
31	母子の緊急一時保護事業 (子育て短期支援事業)	DV避難等により居所がなくなってしまった母子を施設において一時的に保護するとともに、自立に向けた支援を行う。	こども家庭支援課	DV避難等による一時的な保護について関係機関と連携し相談対応を実施。	○	継続的に同事業を実施予定。	現状維持
32	子ども家庭総合相談センター事業	子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの照会等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	こども家庭支援課	子育て相談やサービスの問い合わせから児童虐待の通告など様々な相談への対応を行うとともに、適切な支援が図れるよう必要時関係機関と連携を図り対応を行った。	○	こども家庭センターとして全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一貫的に相談を行う機関として更に充実を図る。	向上
33	養育支援訪問事業	保健センターの乳児家庭全戸訪問や虐待通報等により、児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。	こども家庭支援課	養育困難、児童虐待防止の支援として必要な家庭に対しヘルパーを派遣することで児童の安全を図ることができた。	○	継続的に同事業を実施予定。	現状維持
34	訪問指導事業（成人）	対象者の心身の状況や生活環境から療養上の保健指導が必要と認められる者に対し、保健師等が訪問し本人及び家族に対し指導を行うことで、対象者の心身機能の低下防止と健康保持増進を図れるよう支援する。	健康支援課	令和4年度訪問指導実績は、31人、50回。令和5年度も例年通り実施できている。	◎	引き続き、対象者の心身機能低下防止と健康保持増進が図れるよう支援していく。	現状維持
35	母子健康教育事業	子育てに不安を持つ保護者に対し、社会的孤立を予防し、安心して子どもを産み育てられるように支援する。	健康支援課	令和4年度実績：実施回数24回、参加人数734人 令和5年度は参加者増を想定している。	○	引き続き、母性及び乳幼児の健康増進に努めていくにあたり、効果的な方法を検討する。	向上
36	乳幼児健診事業 (1歳6か月児健康診査事業)	1歳6か月児は身体発育、精神発達面で歩行や言語等の発達の指標が得られる時期である。運動機能、視聴覚の障がい、精神発達遅滞等を早期発見し適切な指導を行う。	健康支援課	令和4年度は前年比で集団歯科健診81.9%から82.9%、個別内科健診89.2%から91.5%ともに受診率が増加した。	◎	現行の健診内容を継続していく。	向上
37	乳幼児健診事業 (3歳児健康診査事業)	3歳児は社会性が芽生え身の回りのことができるようになってくる時期である。発育状態、栄養の良否、疾病の有無などの健診にとどまらず多角的に行うとともに、幼児の健康の保持増進を図るために適切な指導を行う。	健康支援課	令和4年度は前年比で集団歯科健診76.0%から73.4%へ減少し、個別内科健診79.2%から86.0%へ受診率が増加した。	○	集団健診の実施方法について医師会と協議の上決定していく。	向上
38	産後ケア事業	産後の援助を十分に受けられない産婦およびその乳児に対し、看護職等によるケアを実施することにより、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育むことで、健やかな育児ができるよう支援する。	健康支援課	年々問い合わせが増えており、令和4年度は実数169件の利用があった。アンケート結果から利用者の96%が満足と回答。令和5年度も利用増を想定している。	◎	利用者増が見込まれるため、実施機関の増加等を検討していく	向上
39	乳児家庭全戸訪問事業	妊娠・出産・育児に対する不安を軽減とともに疾病の予防・健康の増進を図るために、地区担当保健師が対応する。妊娠届出書をもとに支援が必要な方や希望する方へ妊娠訪問、出生連絡票をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や育児相談事業、健康診査、健康教育等から支援が必要なご家庭に訪問し、個別あるいはご家庭のニーズに応じた相談・指導を行う。	健康支援課	新生児および1～2か月児のいる家庭に全戸訪問し、相談や指導等の支援ができる。	◎	新生児および1～2か月児のいる家庭に対し、全戸訪問にて今後もニーズに応じた支援をしていく	現状維持
40	子育て世代包括支援事業	妊娠・出産・子育てに対する安心感を醸成し、児童虐待の発生予防につなげつため、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う窓口を設置し、妊娠届出時の相談や子育て・健康相談に保健師等が対応する。	健康支援課	アイティ来所者数7,375件（子育てマイプラン作成数6,845件、乳児用防災セット配付数2,606件）。来所者数目標5,500件を越えている。	◎	妊娠・出産・子育て等に関する相談や情報発信を市公式webサイト等で強化する。	現状維持
41	自立訓練事業および生活介護事業	主に精神障がい者に対し、障がい福祉サービスの通所事業において、自宅から通所先までの送迎サービスを行うことにより、障がい者が引きこもりにならぬ、地域に居場所を見つけて社会参加ができるよう支援を行う。	特定非営利活動法人ほっとハート（ほっとハートらいふ）	（令和4年度）概ね市内全域に送迎を実施し、精神障害その他の理由により自力での通所（公共交通機関の利用）が困難な方々に外出および社会参加の機会を提供。	◎	外出機会、社会参加の機会の乏しい障害者に引き続き送迎サービスを実施予定。	現状維持

○ 基本施策6. 地域におけるネットワークの強化

事業名		事業の概要	所管課	事業成果 (令和4~5年度)	評価	令和6年度以降の取組の 方向性 (令和6年~令和8年度)	令和8年度 までの目標
No.	基本施策6 地域におけるネットワークの強化						
1	地域ケアシステム	地域住民で組織する「地区社会福祉協議会」が中心となって取り組んでいる、支え合い・助け合いの具体的な取り組みのひとつとして、地域での見守りネットワークづくりを進めていくことで、孤立の予防に繋げる。「地区社会福祉協議会」の活動を支援するために、拠点活動を整備し補助金を支出する。	地域共生課	新型コロナウイルス感染症拡大防止より、サロン活動を開催するあたり参加者のほとんどが重症化しやすい高齢者であるために引き続き感染対策をしながらサロンを開催した。	◎	新型コロナウイルスの影響によりサロンが減少してしまったため、コロナ以前のサロンに戻るよう社会福祉協議会と連携をしながら進めていく。	現状維持
2	民生委員活動事業	民生委員・児童委員は、地域住民から相談を受け、必要に応じて行政や支援機関へつなぐ「パイプ役」として活動している。また65歳以上で民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、月に1回程度の訪問を行っている。	地域共生課	地域住民の見守りや行政・支援機関とのパイプ役を担う民生委員・児童委員と連携を図り、活動の支援を行っている。	◎	地域住民の見守りや行政・支援機関とのパイプ役を担う民生委員・児童委員と連携を図り、活動の支援を行うとともに、民生委員・児童委員の欠員解消に向けた取組みを行う。	現状維持
3	地域ケア会議 (介護支援専門員会議)	各地域包括支援センターが、介護支援専門員の資質向上を図るために、事例検討会や研修会を開催し、制度や施策に関する情報提供を行う。	地域包括支援課	地域ケア会議については、令和4年度は64件の検討を実施した。介護支援専門員研修会については、感染防止を講じ、オンライン研修、対面研修を実施した。	◎	地域ケア会議での事例検討や介護支援専門員向けの研修会を実施し、介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上を図る。	現状維持

2 いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第2次）の総合評価

基本施策

基本施策 1「自殺対策を支える人材の育成」

ゲートキーパーの認知度の目標は達成したものの、まだまだ認知度は低く、国が大綱に示す3人に1人以上が「ゲートキーパーについて聞いたことがある」という指標にはほど遠いです。自殺対策におけるゲートキーパーの必要性と重要性について、市民への周知を図るとともに、ゲートキーパーの養成に努める必要があります。

基本施策 2「市民への周知と啓発」

評価指標としている、メンタルヘルスチェックのアクセス数は目標を達成しましたが、睡眠で休養が十分にとれている人の割合はわずかに目標に届きませんでした。幅広い年代の市民にこころの健康とセルフケアの方法について伝えるため、自殺予防週間、自殺対策強化月間のみに限らず周知・啓発できるよう周知の時期や周知の方法、パンフレット類の配布場所や配布方法について検討していきます。

基本施策 3「若い世代に関する支援」

若い世代が困った時に相談する場所があることを伝えるということに関しては、相談ガイドの配布などにより一定の成果がありました。この基本施策の関連事業は教育分野が多くを占めているため、SOSの出し方や受け止め方の教育など小中高生の自殺対策について関係機関とも連携を図っていく必要があります。

基本施策 4「生きることへの促進要因への支援」

令和2年9月から開始した委託業務での「こころの健康相談」は年々相談数が増加しており、市民のニーズの高さが伺えます。この基本施策の関連事業が40と最も多く、自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、ひきこもり等相談内容によっては支援につながりにくい、制度の狭間にあたるようなケースもいることから、自殺対策の枠におさまらず、地域共生の視点も踏まえ各関連分野と連携した支援が必要になります。

基本施策 5「遺された人への支援」

遺族が悩みを一人で抱え込まないように「自死遺族相談」をこころの健康相談や保健センターでも受けいくとともに、相談窓口についても周知していきます。

基本施策 6「地域におけるネットワークの強化」

自殺対策においては医療、保健、福祉、教育、労働等に関する相談機関等、様々な関係機関のネットワークづくりが重要です。府内連絡会での相互協力・支援体制の強化や連携のツールの一つとして「生きるを支える相談窓口一覧」の冊子の活用により、関係機関との連携については一定の成果がありました。今後も府内だけでなく、関連事業で示されている民生・児童委員協議会をはじめ住民代表のネットワークに参加することにより、地域での自殺対策の担い手を増やしていく必要があります。

重点施策

重点施策1 「壮年・中年・高齢者への自殺対策の推進」

年代、性別により悩みの内容が異なりますが、市民アンケートの「最もストレスを感じるもの」として男性は仕事、将来、学校や職場の人間関係の順に多く、女性は将来、自分の身体的病気、仕事、家族内の人間関係の順で多いという結果でした。これらの年代への自殺対策として睡眠など健康問題だけでなく、必要時労働問題等の関係機関と連携していく必要があります。また将来への不安や人間関係などの問題について相談できる窓口の周知に努めていく必要があります。

重点施策2 「若い世代への自殺対策の推進」

市民アンケートで「19歳以下の子どもが困難に直面した時にどのようなことがあればよいと考えますか」の問いに「心の支えとなる人間関係」「相談にのってくれる人」「気づき声をかけてくれる人」という意見が多かったことから、子どもや若い世代のSOSを受け止められるような知識の普及啓発やゲートキーパーの養成にさらに取り組んでいく必要があります。

重点施策3 「障がい者への自殺対策の推進」

障がいなどによる生きづらさを抱える人に対して適切な支援につなぐため市民向け、職員向けにゲートキーパー研修を実施し、多くの方にゲートキーパーについて理解していただくことができました。こころの健康に関する相談も増えていることから、更に多くの方へゲートキーパーを認知していただけるよう周知を続けていきます。

重点施策4 「転入者への自殺対策の推進」

市民課と連携し相談窓口の一覧を配布することにより、転入者に相談先の周知を図ることができました。今後も自殺のリスクが高いと考えられる対象者に周知されるよう配布について検討していきます。

重点施策5 「妊産婦への自殺対策の推進」

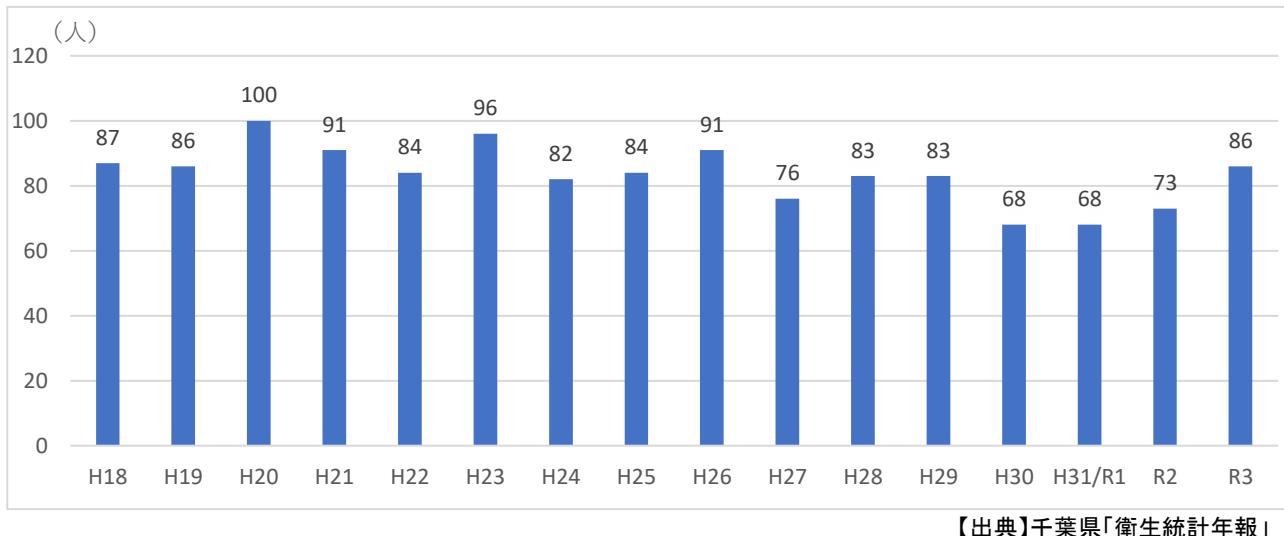
相談カードの配付や母と子の相談室の開催により、妊産婦への支援の目標は達成できました。自殺の実態等から今後は妊産婦に限らず、女性の自殺対策として取り組んでいく必要があります。

第3章 市川市における自殺の現状

1 市川市の自殺者数の推移

平成 20 年の 100 人をピークに、以後は増減を繰り返しながら横ばいで推移していましたが、平成 30 年以降增加傾向にあります。

図 1 市川市自殺者数の推移(平成 18 年～令和 3 年)



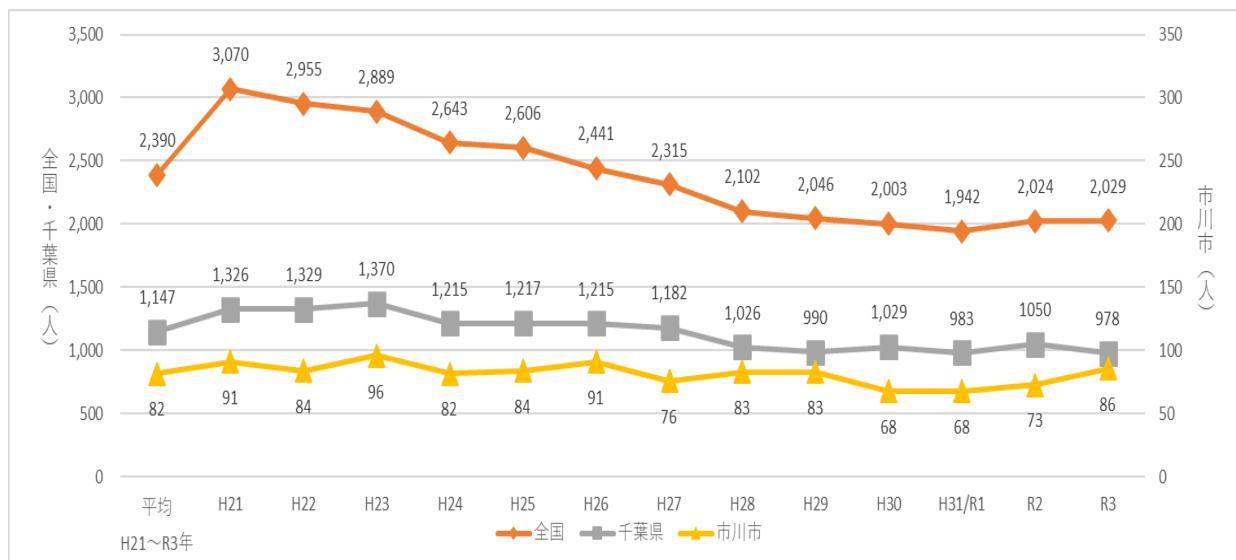
【出典】千葉県「衛生統計年報」

2 自殺者数の推移 全国・千葉県・市川市

全国は平成 21 年の 30,707 人をピークに減少傾向にあり、平成 28 年以降は横ばいで推移しています。

千葉県は平成 23 年の 1,370 人をピークに減少傾向で推移しています。

図 2 自殺者数の推移の比較(平成 21 年～令和 3 年) ※全国値は 1/10 で表示

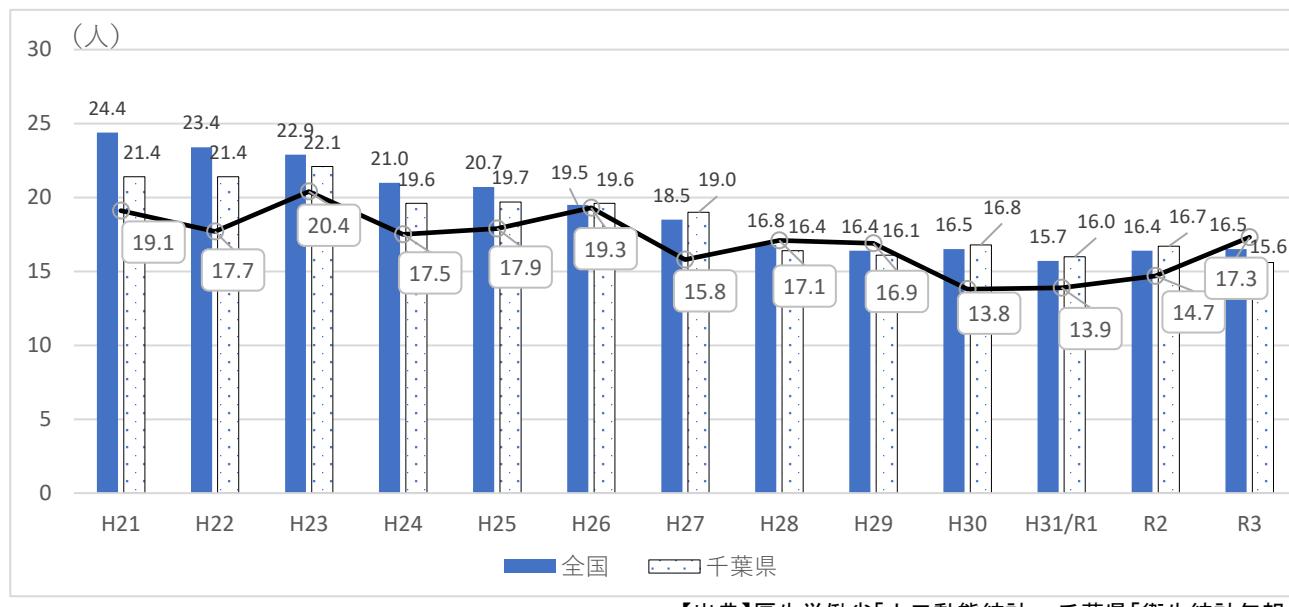


【出典】厚生労働省「人口動態統計」、千葉県「衛生統計年報」

3 自殺死亡率の推移

市川市の自殺死亡率は、全国や千葉県と比べて低い水準ではあります。平成28年、平成29年、令和3年はやや高く、平成30年以降は増加傾向にあります。

図3 自殺死亡率の推移の比較(平成21年～令和3年)

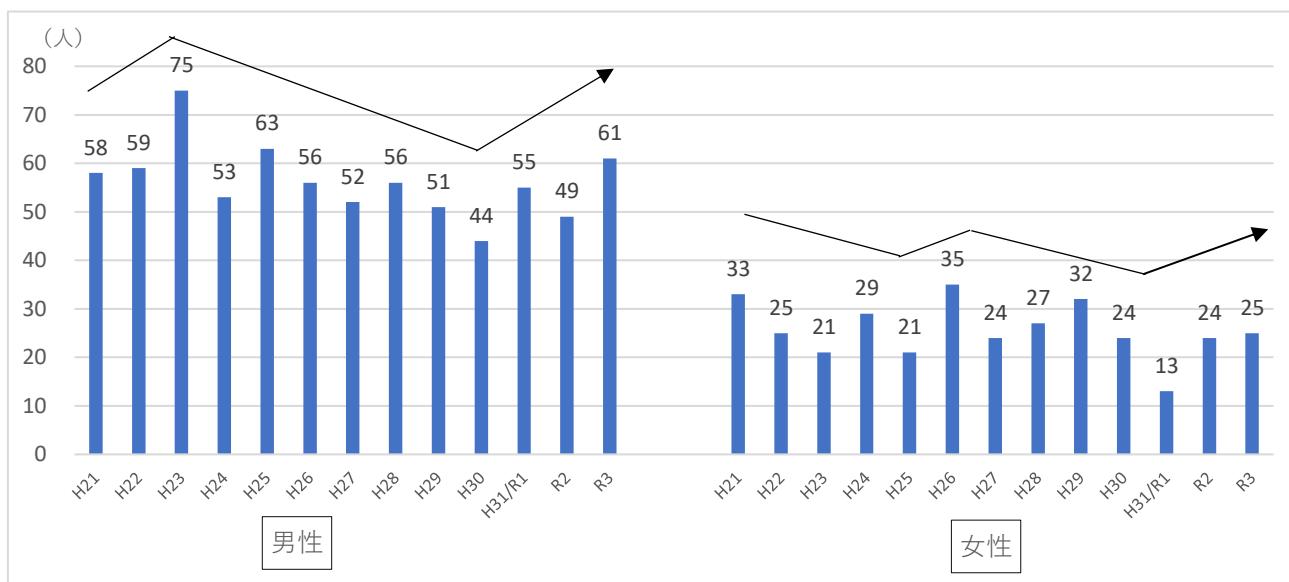


【出典】厚生労働省「人口動態統計」、千葉県「衛生統計年報」

4 男女別自殺者数の推移

男性が女性の2倍以上で推移しています。男性は平成23年をピークに増減を繰り返しながらも減少傾向でしたが、平成30年以降は増加傾向です。女性も増減を繰り返していましたが令和元年以降は増加傾向にあります。

図4 市川市の男女別自殺者数の推移(平成21年～令和3年)



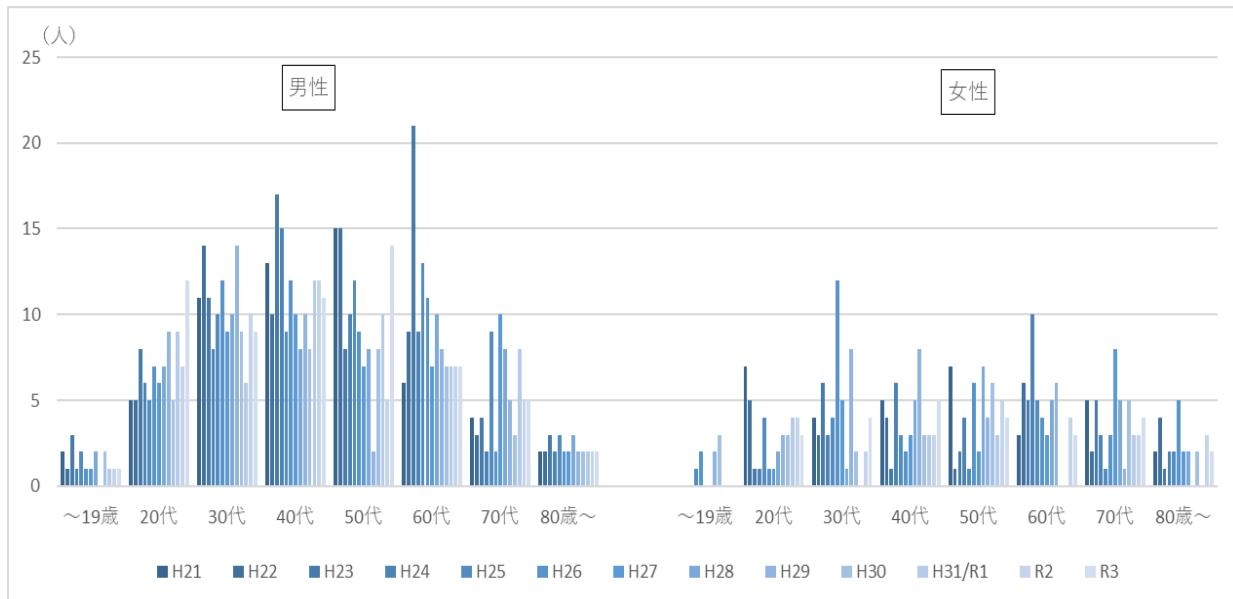
【出典】千葉県「衛生統計年報」

5 年代別自殺者数の推移

男性は20歳代、50歳代で増加傾向にありますが、10歳代、60歳代、70歳代、80歳代で横ばいです。

女性は、各年代で増減を繰り返しています。

図5 市川市年代別自殺者数の推移(平成21年～令和3年)



【出典】千葉県「衛生統計年報」

6 死因分類 全国・千葉県・市川市

市川市では、自殺による死因が全国、千葉県と比べ多くなっています。

表1 死因分類 全国・千葉県・市川市(令和3年)

区分	全国		千葉県		市川市	
	令和3年		令和3年		令和3年	
	死亡数 (人)	構成割合	死亡数 (人)	構成割合 (%)	死亡数 (人)	構成割合 (%)
1 悪性新生物	381,505	26.5	17,808	27.3	1,074	26.6
2 心疾患	214,710	14.9	10,167	15.6	777	19.2
3 肺炎	73,194	5.1	3,636	5.6	183	4.5
4 脳血管疾患	104,595	7.3	4,667	7.2	269	6.7
5 老衰	152,027	10.6	6,394	9.8	420	10.4
6 不慮の事故	38,355	2.7	1,412	2.2	70	1.7
7 自殺	20,291	1.4	978	1.5	86	2.1
8 腎不全	28,688	2.0	1,138	1.7	78	1.9
9 大動脈瘤及び解離	19,351	1.3	854	1.3	53	1.3
10 肝疾患	18,017	1.3	796	1.2	43	1.1
11 慢性閉塞性肺疾患	16,384	1.1	711	1.1	34	0.8
12 その他	372,739	25.9	16,683	25.5	956	23.7
合計	1,439,856	100.1	65,244	100	4,043	100

【出典】千葉県「衛生統計年報」

7 市川市の主な死因の状況

男性は、10歳代～30歳代において自殺が死因の1位となっており、若い世代において深刻な問題となっています。また、40歳代では死因の2位、50歳代では死因の3位となっており働き盛りの世代での自殺も問題となっています。

表2 市川市 男性の主な死因(令和3年)

	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代	自殺	—	—	—	—
	心疾患				
	神経系疾患				
	その他の神経系疾患				
20歳代	自殺	がん	不慮の事故	—	—
			他殺		
			その他		
30歳代	自殺	心疾患	がん	—	—
			脳血管疾患		
			消化器系疾患		
			不慮の事故		
40歳代	心疾患	自殺	がん	脳血管疾患	—
50歳代	心疾患	がん	自殺	その他	
60歳代	がん	心疾患	その他	脳血管疾患	消化器系疾患
70歳代	がん	心疾患	脳血管疾患	その他	肺炎
80歳代以上	がん	心疾患	老衰	その他	脳血管疾患

【出典】千葉県「衛生統計年報」を加工

女性は、20歳代～60歳代の各年代の死因の上位に自殺が入っている現状です。特に20歳代、30歳代の死因の1位が自殺となっていることから、女性の自殺が深刻化しています。

表3 市川市 女性の主な死因(令和3年)

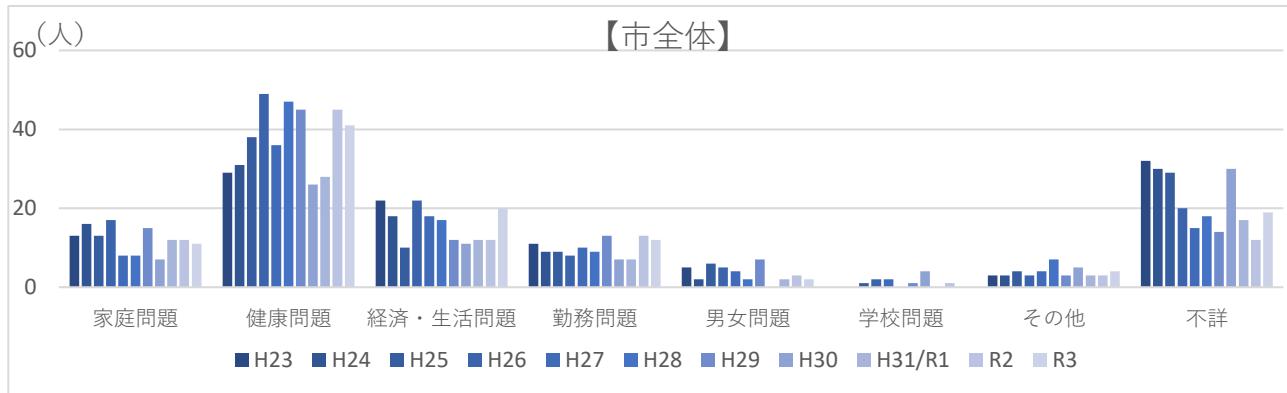
	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代	がん	—	—	—	—
20歳代	自殺	不慮の事故 がん	—	—	—
30歳代	自殺	不慮の事故 がん	心疾患	神経系疾患	消化器系疾患
40歳代	がん	自殺 心疾患	—	神経系疾患	消化器系疾患
50歳代	がん	心疾患	自殺	脳血管疾患	消化器系疾患
60歳代	がん	心疾患	消化器系疾患	自殺	その他
70歳代	がん	心疾患	脳血管疾患	神経系疾患	その他の呼吸器系疾患
80歳代以上	老衰	心疾患	がん	脳血管疾患	その他の呼吸器系疾患

【出典】千葉県「衛生統計年報」を加工

8 市川市の原因・動機別自殺者数の推移

原因・動機が明らかなもののうち「不詳」を除くと、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順で多くなっています。

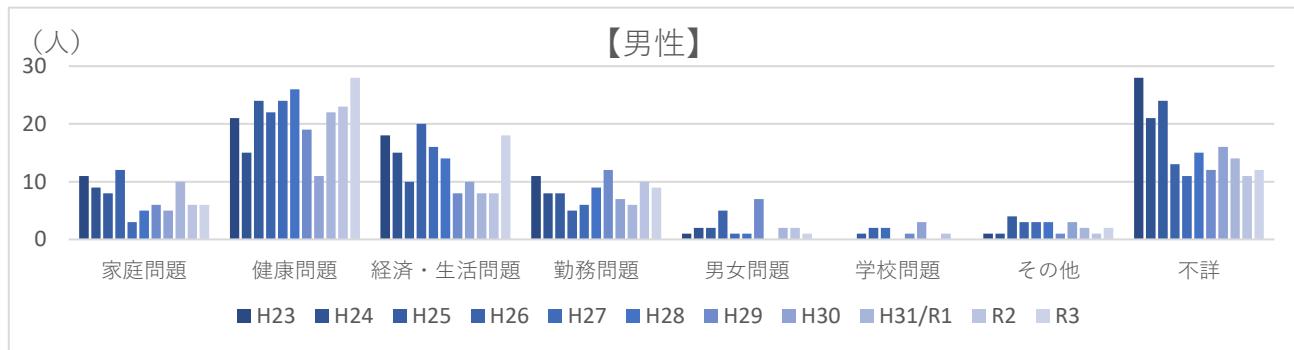
図6 市川市「原因・動機別」自殺者数(平成23年～令和3年)



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

男性は、健康問題、経済・生活問題、勤務問題の順で多くなっています。特に、健康問題や経済・生活問題は平成30年以降増加しています。

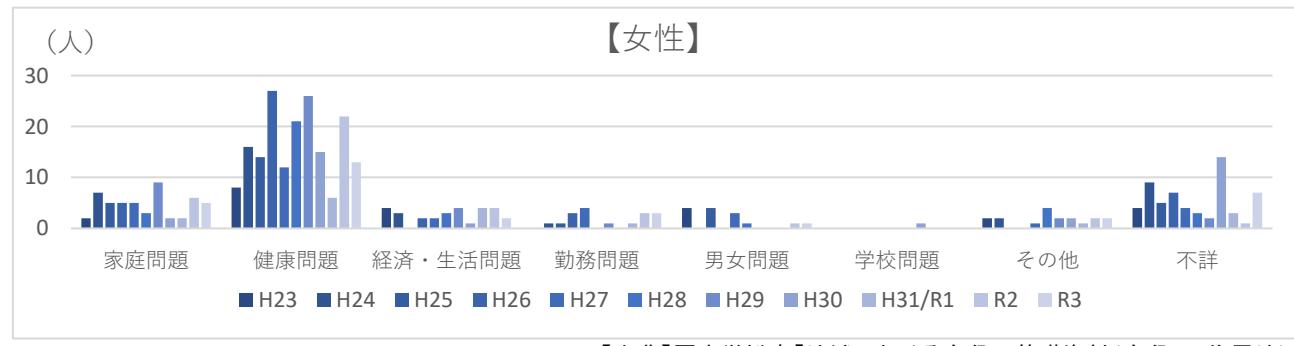
図7 市川市「原因・動機別」自殺者数(男性)(平成23年～令和3年)



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

女性は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順に多くなっています。中でも、健康問題は突出して多くなっている状況です。

図8 市川市「原因・動機別」自殺者数(女性)(平成23年～令和3年)

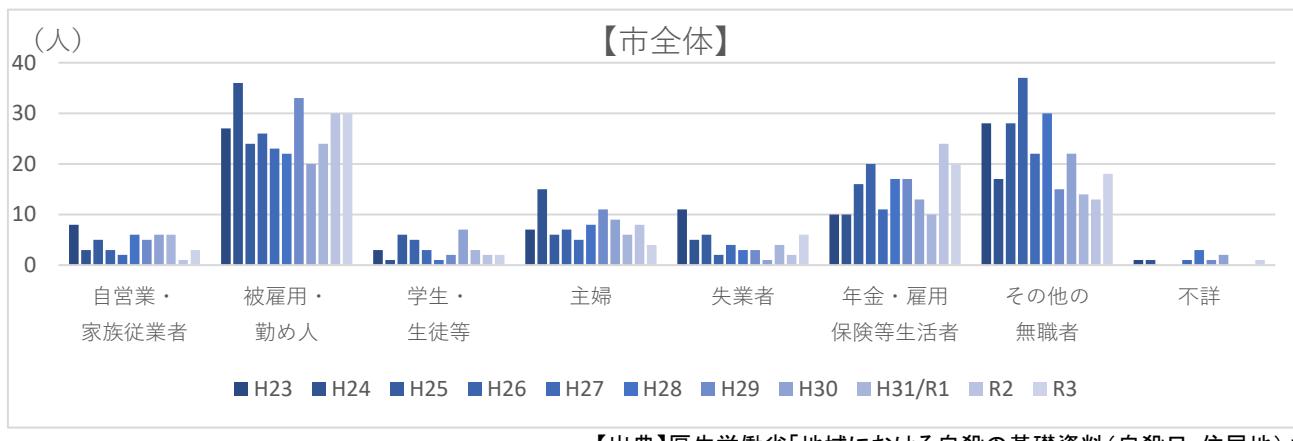


【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

9 市川市における職業別自殺者数の推移

職業別にみると、被雇用・勤め人、その他の無職者、年金等生活者の順に多い状況です。

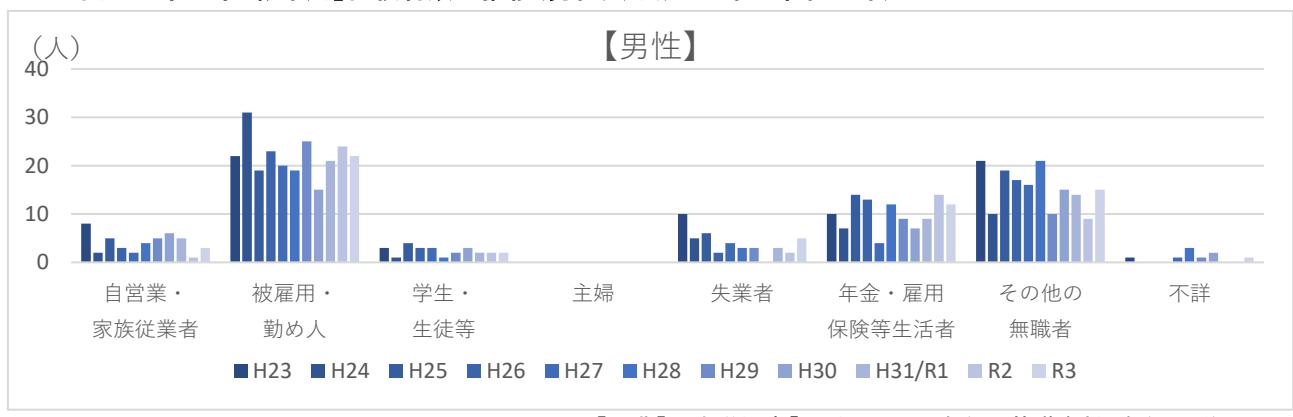
図9 市川市「職業別」自殺者数の推移(平成23年～令和3年)



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

男性は、被雇用・勤め人、その他の無職者、年金・雇用保険等生活者の順に多い状況です。

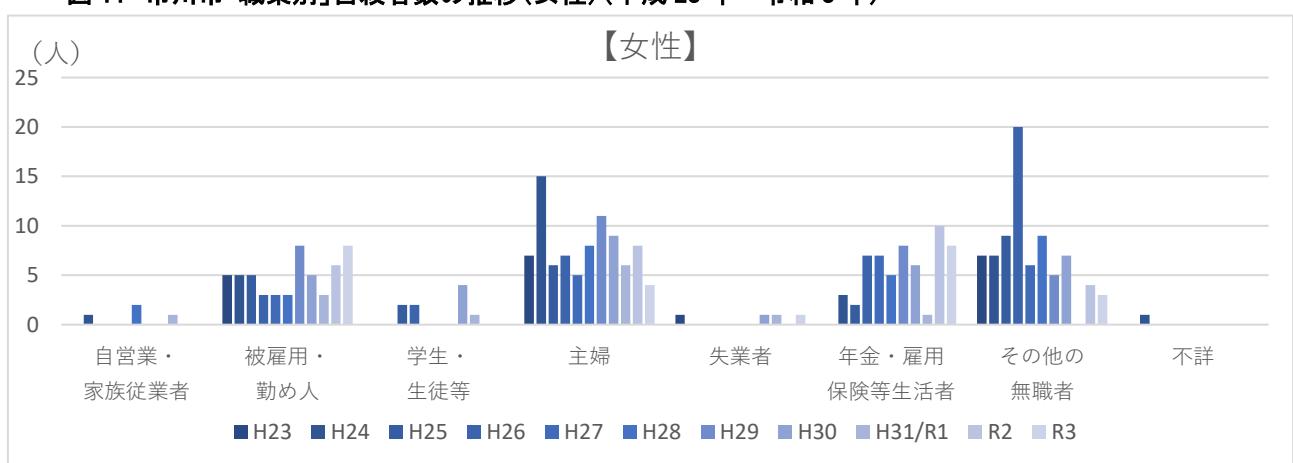
図10 市川市「職業別」自殺者数の推移(男性)(平成23年～令和3年)



【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

女性は、被雇用・勤め人が近年増加傾向にあります。主婦やその他の無職者は減少傾向となっています。

図11 市川市「職業別」自殺者数の推移(女性)(平成23年～令和3年)

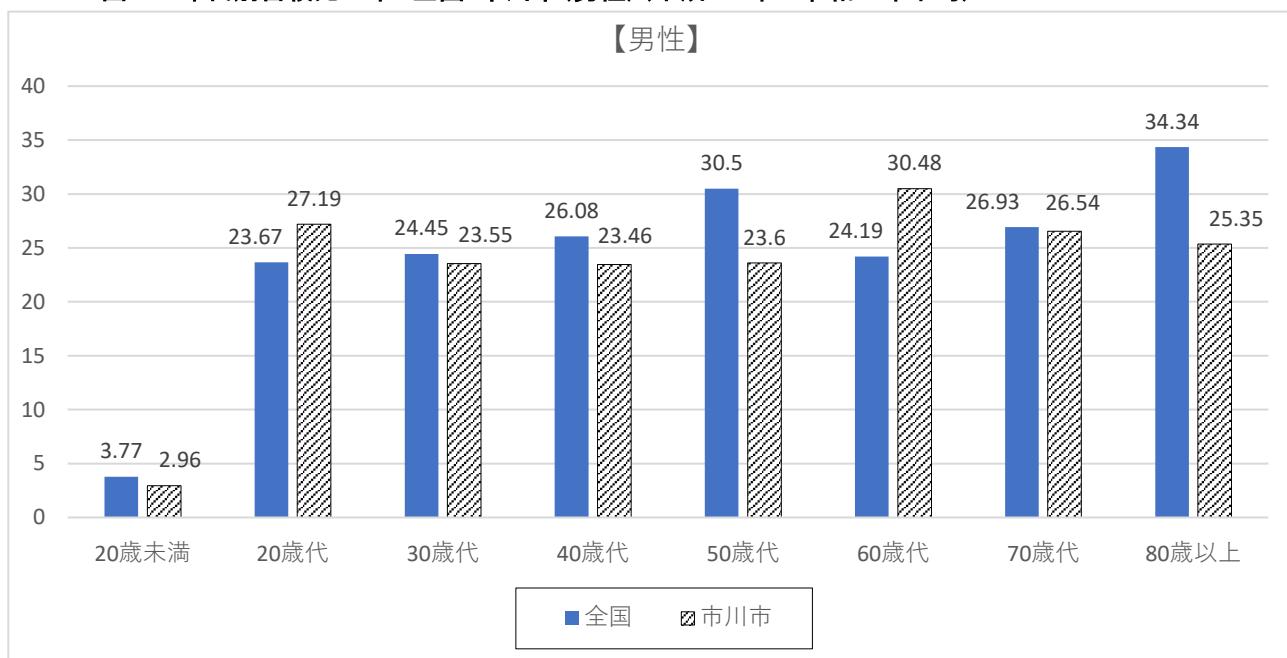


【出典】厚生労働省「地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)」

10 年代別自殺死亡率の推移 全国・市川市

男性は、20歳代、60歳代において全国と比べ自殺死亡率が高くなっています。

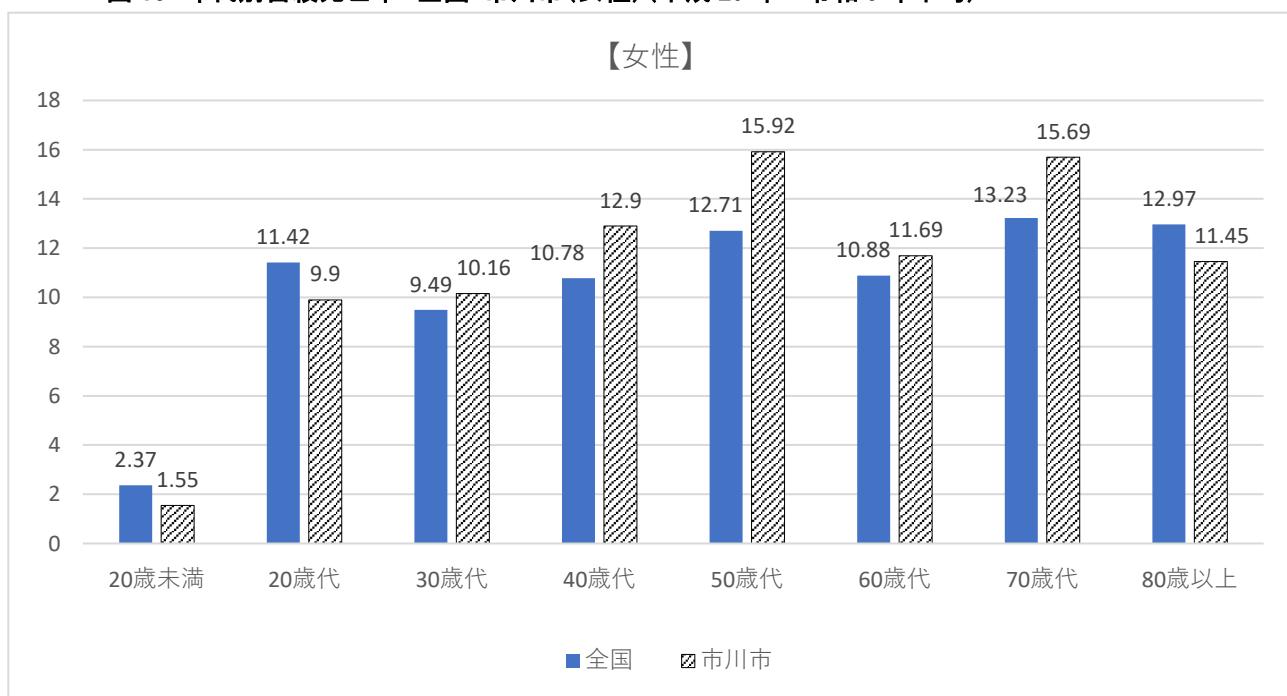
図12 年代別自殺死亡率 全国・市川市(男性)(平成29年～令和3年平均)



【出典】いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 更新版」

女性は、30歳代～70歳代までの各年代にて全国と比べ自殺死亡率が高くなっています。

図13 年代別自殺死亡率 全国・市川市(女性)(平成29年～令和3年平均)

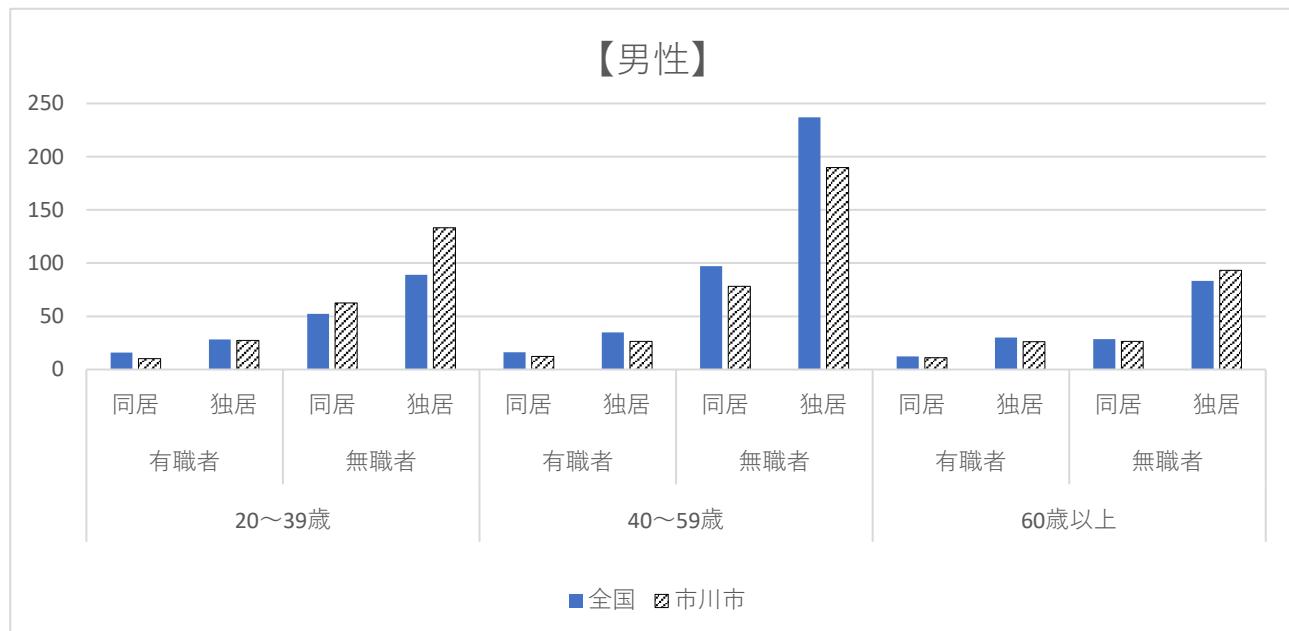


【出典】いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 更新版」

11 男女別の同居等の状況及び職業の有無別自殺死亡率 全国・市川市

男性は20～39歳の同居・無職者、20～39歳の独居・無職者、60歳以上の独居・無職者が全国に比べ高い状況です。

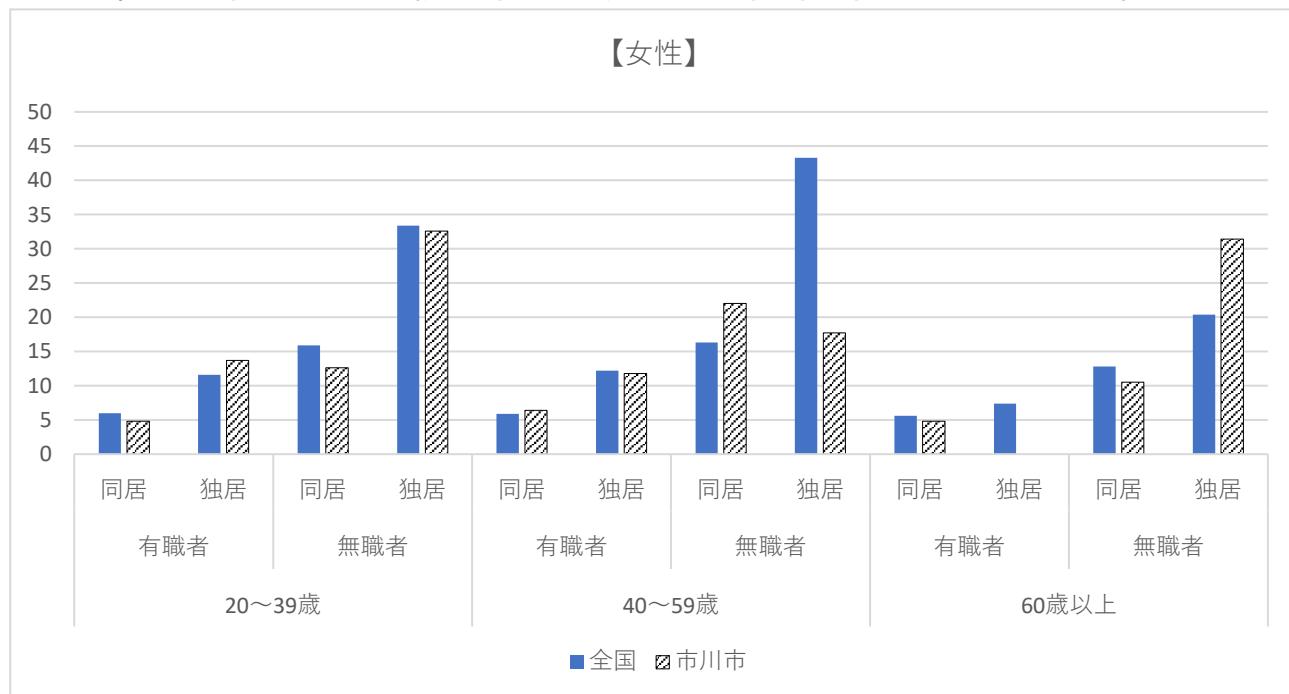
図14 男女別同居等の状況及び職業の有無別自殺死亡率 全国・市川市(男性)(平成29年～令和3年合計)



【出典】いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 更新版」

女性は、20～39歳独居・有職者、40～59歳同居・無職者、60歳以上独居・無職者が全国に比べ高い状況です。

図15 男女別同居等の状況及び職業の有無別自殺死亡率 全国・市川市(女性)(平成29年～令和3年合計)



【出典】いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 更新版」

12 小・中・高・大学生・専修学校生等の自殺の原因・動機の比率（全国）

小学生では、不詳を除くと「家庭問題」「学校問題」の順に高くなっています。「家庭問題」では、男女ともに「家族からのしつけ・叱責」が高く、女子は「親子関係の不和」がこれに次いでいます。「学校問題」では、男女ともに「その他学友との不和」が高くなっています。

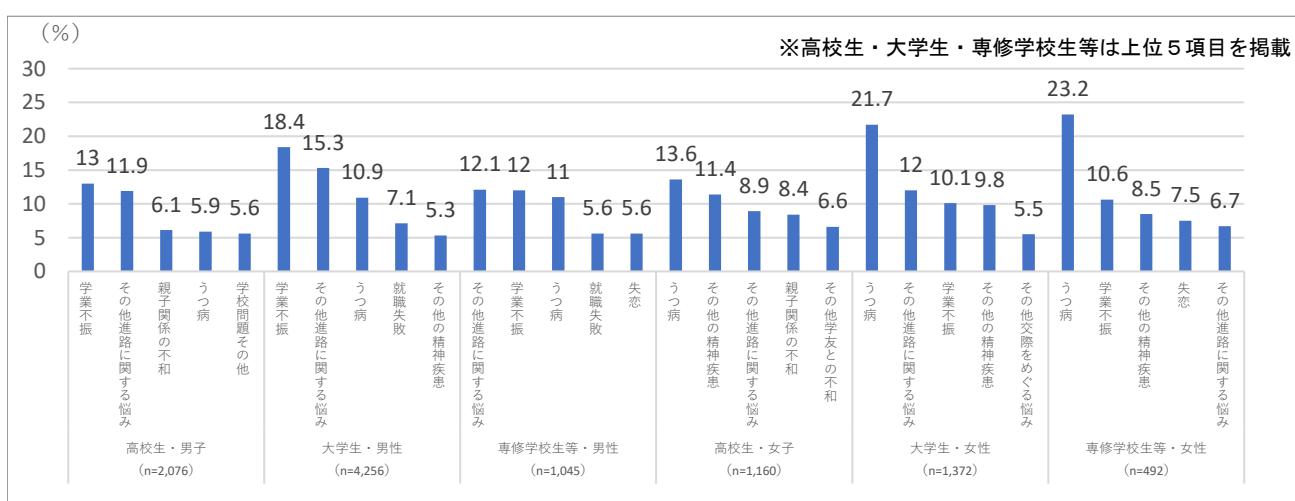
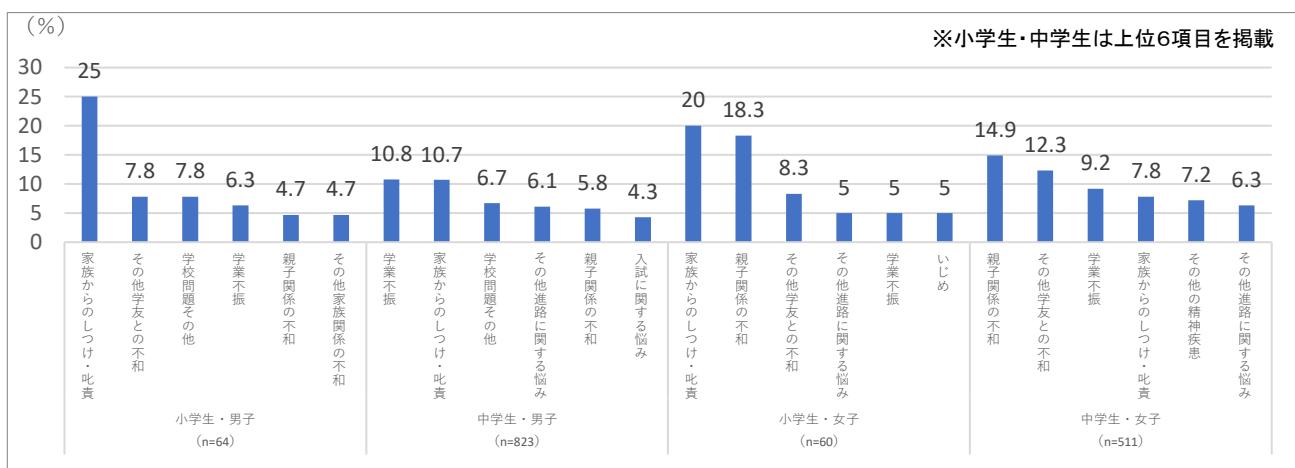
中学生では、不詳を除くと「学校問題」「家庭問題」の順に高くなっています。「学校問題」では、男子は「学業不振」、女子は「その他学友との不和」の割合が高くなっている状況です。また「家庭問題」では、男子は「家族からのしつけ・叱責」、女子は「親子関係の不和」の割合が高くなっています。

高校生では、不詳を除くと男子では「学校問題」「健康問題」の割合が高く、「学校問題」では「学業不振」「その他進路の悩み」が高くなっています。女子では、「健康問題」の割合が最も高く「うつ」「その他の精神疾患」の割合が高い状況です。大学生、専修学校生等は、高校生と同様の傾向となっています。

内閣府の「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」によると、我が国は調査対象となった諸外国に比べ、家庭生活や学校生活に不満を持っている若者の割合が最も高いことがわかっています。また、家庭生活や学校生活に不満と回答した若者の割合が高い国で自殺死亡率が高いこととの関係がみられていることから、学生・生徒の自殺死亡率の高さは、家庭生活や学校生活の状況の受け止め方に関連している可能性が考えられます。

学年が上がるほど周囲への援助を求めることが難しいこと、保護者も子どもの異変に気付いても受診に至らない場合があることが示唆されています。様々な子どもの心の問題に対応するため、医療機関や保健福祉関係機関等と連携した支援体制の構築が必要不可欠となります。

図16 小・中・高・大学・専修学校生等の自殺の原因・動機の比率(全国)(平成21年～令和3年)

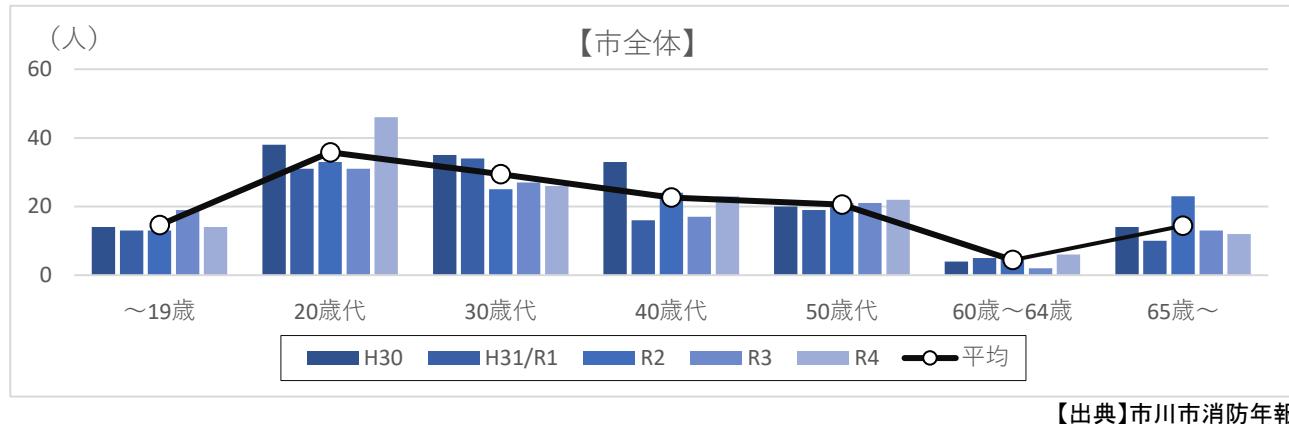


【出典】内閣府「令和4年版自殺対策白書」加工

13 市川市における自損行為による搬送状況の年代別推移

市全体では、20歳代での救急搬送数が最も多く、令和4年が突出しています。50歳代では横ばいで推移していますが、その他の年代では増減を繰り返しております。

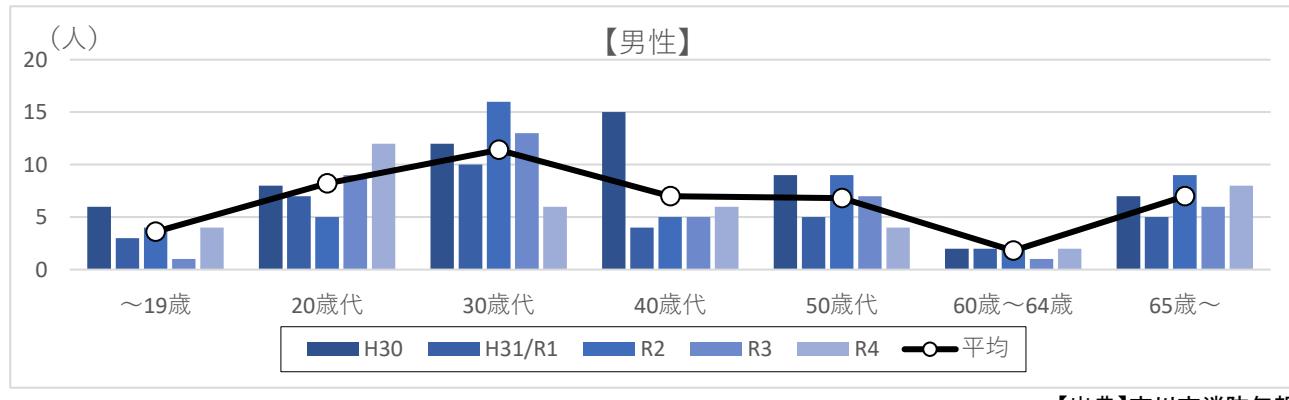
図17 市川市 年代別自損行為による搬送状況(平成30年～令和4年)



【出典】市川市消防年報

男性は、30歳代の救急搬送数が多く、令和2年が突出しています。40歳代、60～64歳は横ばいですが、その他の年代では増減を繰り返しています。

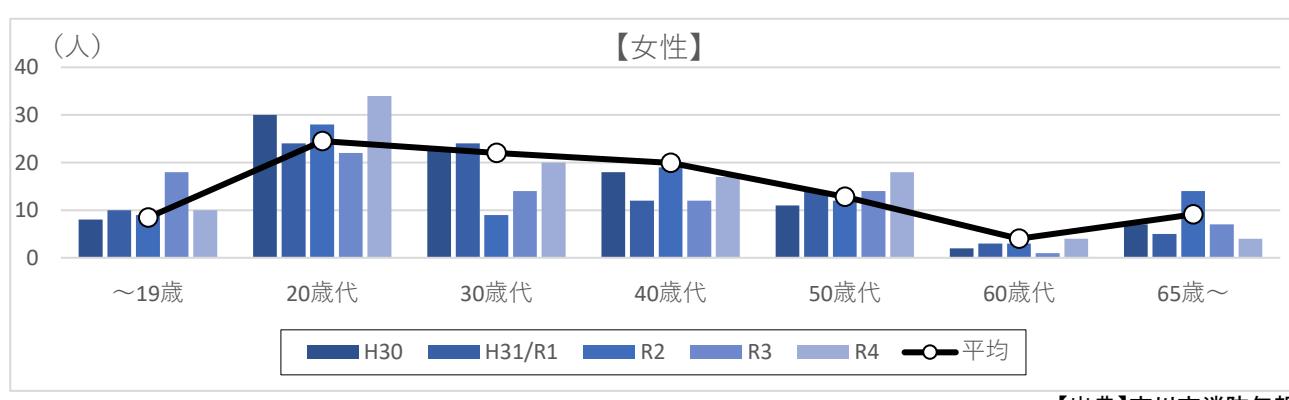
図18 市川市 年代別自損行為により救急搬送(男性)(平成30年～令和4年)



【出典】市川市消防年報

女性は、男性の2倍以上の救急搬送数であり、20歳代の救急搬送数が最も多くなっています。~19歳、65歳以上の年代では減少していますが、その他の年代では増加しています。

図19 市川市 年代別自損行為による救急搬送(女性)(平成30年～令和4年)

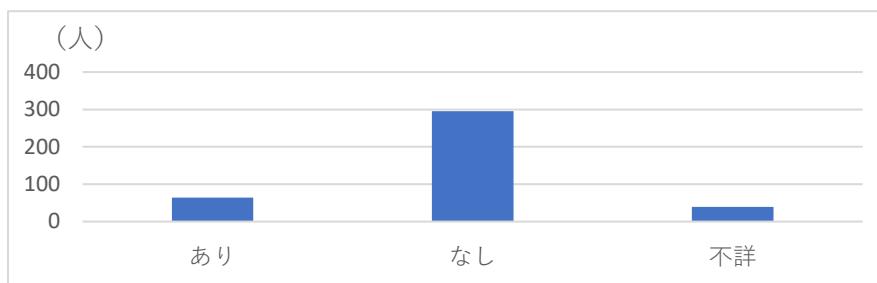


【出典】市川市消防年報

14 市川市の自殺者における未遂歴の総数

自殺未遂歴がない人は70%以上を占めています。

図20 市川市の自殺者における未遂歴の総数(平成29年～令和3年合計)



【出典】いのち支える自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2022 更新版」

15 乳児家庭全戸訪問におけるEPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）の結果

乳児家庭全戸訪問時にEPDS^{※1}を実施した産婦のうち、メンタルヘルス支援が必要とされた産婦は増減を繰り返しながら減少傾向にあります。一方、自殺念慮^{※2}・自殺企図の項目に加点した産婦は、平成30年以降増加傾向にあります。

表4 乳児家庭全戸訪問におけるEPDSの結果より自殺念慮・自殺企図のあった産婦の数

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
訪問総数	3,312		4,246		3,895		4,242		4,319		4,469		4,009		4,017		3,813	
EPDS 9点以上	232	7	325	7.7	486	12.5	461	10.9	376	8.7	356	8.0	378	7.4	383	9.5	295	7.7
自殺念慮・自殺企図の項目に加点	71	2.1	99	2.3	140	3.6	129	3	95	2.2	88	2	94	2.3	101	2.5	100	2.6

【出典】市川市保健師活動報告書

※1 EPDS … 産婦自身による自己記入式質問票で、うつ病によくみられる症状を質問にしており、メンタルヘルスの状況を確認します。質問項目は全部で10問あり、1問につき4つの選択肢があります。0～3点の4件法で、合計を30点満点とし、我が国では9点以上をうつ病の可能性が高いとしてスクリーニングしています。質問10は産後うつ病による自殺念慮・自殺企図の有無を確認する質問であり、この質問に限り1点以上の回答があった場合に、総合点がたとえ9点以下でも、内容を具体的に聞き、今後の援助方法を示し、自殺・自傷行為ははっきり止めています。

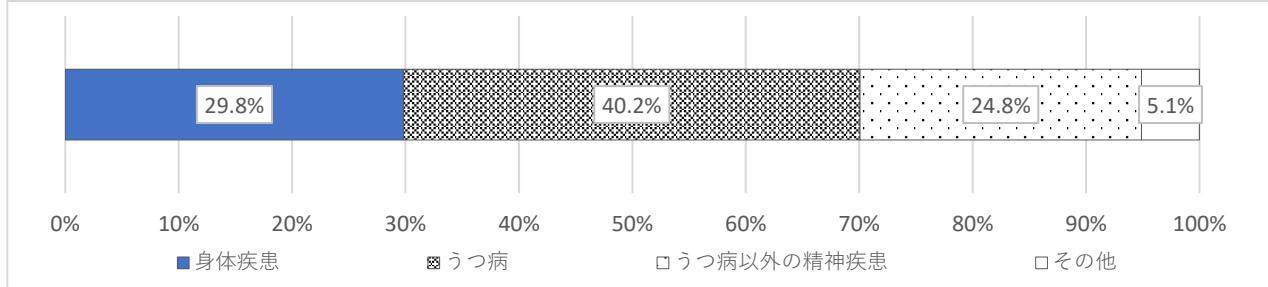
（「産後の母親と家族のメンタルヘルス・自己記入式質問票を活用した育児支援マニュアル」より）

※2 自殺念慮…「死にたい」という考え。

16 原因・動機別自殺者数のうち健康問題の内訳 全国

健康問題で亡くなった自殺者の65%が、うつ病やそれ以外の精神疾患が原因・動機となっています。

図21 原因・動機別自殺者数 全国(健康問題の内訳・令和3年)



【出典】警察庁自殺統計「令和3年における自殺の状況」

17 死亡小票における市川市の現状

令和4年厚生労働省人口動態統計死亡小票における市独自の調査から、次の4つの特徴が見られました。

①中高年の自殺が多い

本市では20～50代の自殺者が多く、特に男女とも50代の自殺者が多いことが明らかになっています。

この年代は勤務問題、経済・生活問題、家庭問題等さまざまな問題が重なる時期であり、自殺の要因もさまざまです。この「働く世代」に焦点をあてた施策が重要になります。

②若い世代の自殺が増えている

10～20代の自殺者数の割合が増加しています。学校生活や家庭生活、社会人生活におけるストレスや悩みが自殺と関連していると考えられます。若い世代は周囲への援助を求めることが難しく、支援につながりにくいことから、心の問題に本人だけでなく周囲も気づき、対応できるような施策が必要です。

③女性の自殺が増えている

女性の自殺者数は令和元年以降増加傾向にあり、20歳代～60歳代の各年代の死因の上位に自殺が入っています。特に20歳代、30歳代の死因は1位であることから、女性の自殺が深刻化しています。

④低所得者の自殺が多い

男女とも有職者に比べ無職者の自殺死亡率が高く、特に独居の無職者が多いです。男性では自殺の原因・動機において、健康問題に次いで経済・生活問題が多く、女性も健康問題、家庭問題について経済・生活問題が多いことから生活困窮者への自殺対策の更なる取り組みが必要になります。

第4章 自殺の実態からみる支援が優先される対象群

1 国から提供された市川市の自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの分析から、「地域の自殺の特徴」として平成24年～28年の5年間において自殺者の割合が多い上位5位の者が例示されました。

表5 市川市の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・住居地、2017年～2021年合計）国勢調査）

上位5区分※1	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率※2 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路※3
1位：女性40～59歳無職同居	33	8.3%	22.0	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	33	8.3%	12.2	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：男性20～39歳有職独居	32	8.0%	27.4	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位：男性60歳以上無職同居	31	7.8%	26.5	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
5位：男性60歳以上無職独居	28	7.0%	93.1	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

【出典】いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2022年更新版」

*1 区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

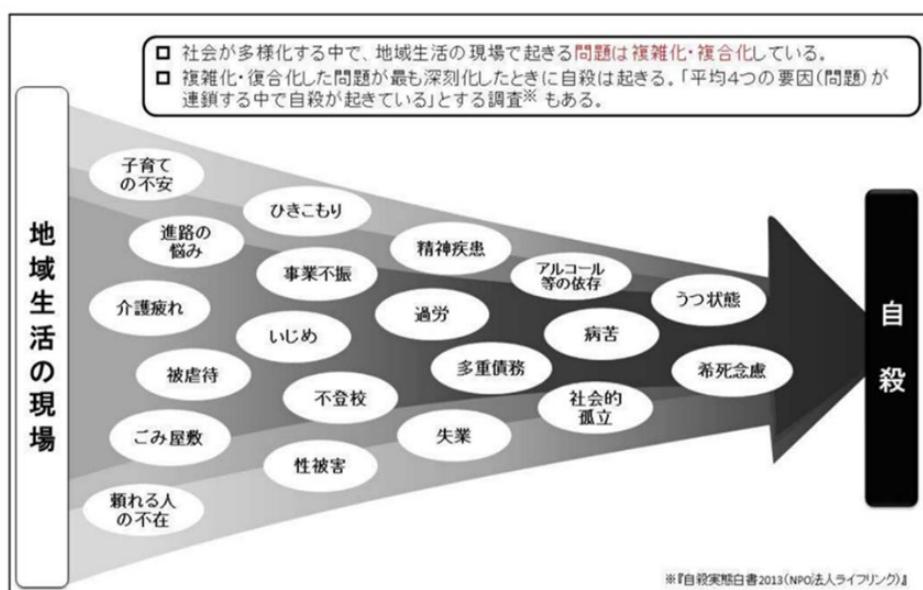
*2 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

*3 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフレンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではない。

2 自殺の危機経路

上記表5の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

図22 自殺の危機要因イメージ図



【出典】厚生労働省

3 統計から分析した市川市の自殺の特徴

以下の3つに分類し、特徴としました。

①男性の自殺の特徴

- 1) 「健康問題」「経済問題」による自殺原因・動機が多い。
- 2) 20歳代、60歳代の自殺死亡率が全国と比べて高い。
- 3) 20~39歳の同居・無職者、20~39歳の独居・無職者、60歳以上の独居・無職者が全国に比べて高い。

②女性の自殺の特徴

- 1) 「健康問題」「家庭問題」による自殺原因・動機が多い。
- 2) 被雇用・勤め人が近年増加傾向にあり、主婦やその他の無職者は減少傾向となっている。
- 3) 30歳代~70歳代までの各年代にて全国と比べ自殺死亡率が高くなっている。

③若い世代の自殺の特徴

- 1) 男女とも20歳代、30歳代の死亡原因・動機の1位は自殺である。
- 2) 10歳代の自損行為による救急搬送数が増加傾向にある。
- 3) 女性は、男性の2倍以上の救急搬送数であり、20歳代の救急搬送数が最も多くなっている。

4 市川市として支援が優先されるべき対象群

本市では、以下の対象群に対し、重点的に支援を進めています。

- ① 20歳代~50歳代の自殺者が多く、特に男女とも50歳代の自殺者が多い。

→働く世代に対する支援

- ② 男性は10歳代~30歳代において自殺が死因の1位となっている。

→児童生徒に対する支援

- ③ 女性の自殺者数は令和元年以降増加傾向にある。

→女性に対する支援

- ④ 男女とも有職者に比べ無職者の自殺死亡率が高い。

→生活困窮者に対する支援

5 重層的支援体制整備事業と自殺対策の関係性



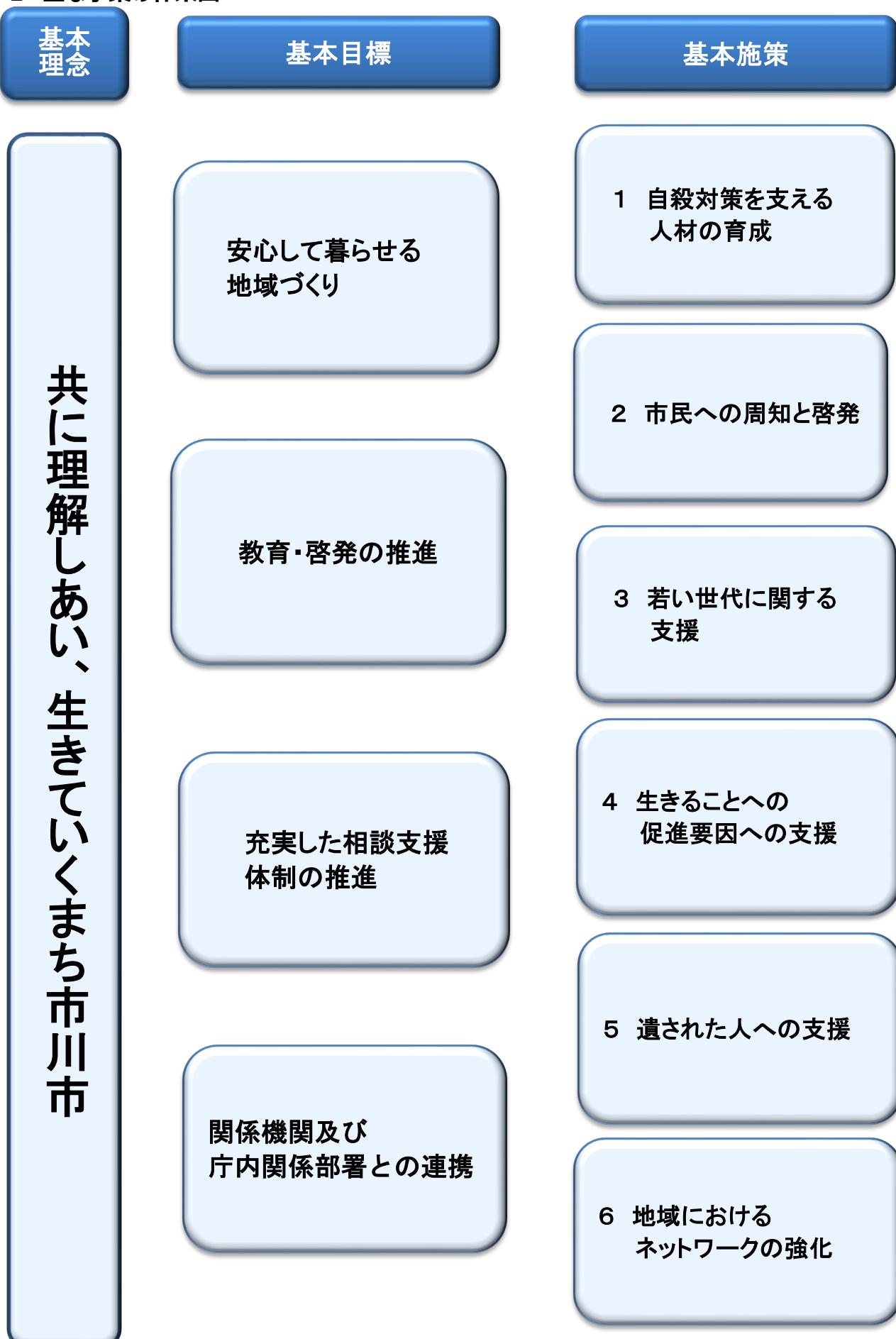
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により改正された社会福祉法において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を構築するため、市町村において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

自殺を防止するためには、精神保健福祉的な視点だけでなく、社会・経済的な視点、家族の状況や、人間関係の問題なども含む包括的な取組が重要です。自殺対策において、複雑化・複合化した事例を把握した場合には、多機関協働事業者など重層的支援体制整備事業に必要に応じて連携し、対応していくことが重要になります。

市川市においても令和5年7月より「市川市よりそい支援事業（重層的支援体制整備事業）」がスタートし、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施、包括的な支援体制を整備しています。

第5章 いのち支える自殺対策推進のための取組

1 主な事業の体系図



重点施策

取組項目

① 働く世代に対する
自殺対策の推進

- ・ゲートキーパー養成講座(市民向け)の実施

② 児童生徒に対する
自殺対策の推進

- ・自殺予防週間や自殺対策強化月間に図書館で「こころの健康」に関する書籍を展示、市役所・行徳支所等において懸垂幕や電光掲示板によるPR、SNSを活用した周知
- ・快適睡眠講座の実施
- ・メンタルチェックシステム「こころの体温計」の啓発
- ・こころの健康相談の実施
- ・「相談カード」の配布やSNS等の媒体を活用した相談先等の普及啓発
- ・「若者のための相談ガイド」の配布
- ・SOSの受け止め方に関する研修
(ゲートキーパー養成講座)

③ 女性に対する
自殺対策の推進

- ・「市川市民のテレホンガイド」の配布
- ・「相談カード」の配布やSNS等の媒体を活用した相談先等の普及啓発
- ・母と子の相談室
- ・子育て世代包括支援事業
- ・新生児・1～2か月児訪問の実施
- ・産後ケア事業の実施

④ 生活困窮者等に対する
自殺対策の推進

- ・ゲートキーパー研修(職員向け)の実施

- ・自死遺族相談の周知継続

- ・自殺対策関係機関連絡会および府内連絡会の実施
- ・「生きるを支える相談窓口一覧」の配布並びに運用管理
- ・自殺者等実態把握

本市の自殺の実態を分析した結果や、国から提供された「市川市の主な自殺の特徴」を踏まえ、生きる支援の取組として、以下の基本目標と基本施策及び重点目標を設定し、重層的に対策を講じていきます。

2 基本理念

前計画の基本理念「共に理解しあい、生きていくまち市川市」を本計画でも引き継ぎ、自殺に対する理解を深め、生涯を通じて命を大切にする取組で、誰もが自殺に追い込まれることのない市川市を目指します。

3 基本目標

- (1) 安心して暮らせる地域づくり
- (2) 教育・啓発の推進
- (3) 充実した相談支援体制の推進
- (4) 関係機関及び庁内関係部署との連携

以上4つの基本目標と併せて、自殺総合対策大綱で自殺総合対策の基本方針として掲げられた、「生きることの包括的な支援として推進」「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開」「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」「実践と啓発を両輪として推進」「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」の5点を踏まえ以下に基本施策毎の推進事業を掲載します。

4 基本施策

〈基本施策1〉 自殺対策を支える人材の育成

市民を対象にした研修を実施することで地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成し、地域の中で様々な問題を抱えた身近にいる人の自殺のサインに気づき、関係機関等に繋ぐことで、安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

【進行管理事業】

事業名	ゲートキーパー養成講座（市民向け）の実施
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・専門職だけでなく、市民に近い立場の方を対象とし、自殺に関する正しい知識のもと、地域での見守りを強化していく事を目的に周知を図ります。また、対象に応じたプログラムを設定し、研修会を実施します。

〈関連事業〉

- ・男女共同参画センター講座事業
- ・ガーデニングシティいちかわ事業
- ・健康都市推進事業
- ・健康教育事業
- ・推進員活動事業（食生活サポート）
- ・推進員活動事業（保健推進員）

〈基本施策2〉市民への周知と啓発

幅広い年代の市民にこころの健康とセルフケアの方法について伝えていきます。さらに、自殺予防週間（9月10日～9月16日）、自殺対策強化月間（3月）にこころの健康について、PRしていきます。

【進行管理事業】

事業名	自殺対策事業（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間に図書館で「こころの健康」に関する書籍を展示、市役所・行徳支所等において懸垂幕や電光掲示板によるPR、SNSを活用した周知を行います。 ・自殺対策強化月間（3月）に市川市民生委員児童委員協議会にて「ゲートキーパー」や「こころの健康と睡眠の関係」について健康教育を実施、市役所・行徳支所等において懸垂幕や電光掲示板によるPRを行います。

事業名	メンタルチェックシステム「こころの体温計」の啓発
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・場所を選ばず、いつでも気軽に自分のこころの健康状態をチェックすることができるスマートフォン、携帯電話、PCを利用したメンタルチェックシステムにより、自らのこころの状態を気軽にチェックし、相談窓口につなげることを目的として周知を行います。

〈関連事業〉

- ・老人いこいの家等維持管理事業
- ・高齢者クラブ
- ・一般介護予防事業
- ・緊急通報装置設置等事業

〈基本施策3〉若い世代に関する支援

若い世代が困った時に、相談する場所があることを伝えていきます。

【進行管理事業】

事業名	こころの健康相談
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・専用フリーダイヤルによる電話相談、または専用ポータルサイトでのWeb相談等を実施し、必要に応じカウンセリングに繋げるこころの健康相談を実施します。

事業名	自殺対策事業（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードやSNSなど各種媒体を利用し、相談先やこころの健康に関する情報の普及啓発をしています。

〈関連事業〉

- ・創意と活力のある学校づくり事業（学校教育3カ年計画の推進）
- ・ライフカウンセラー設置事業
- ・薬物乱用防止の取組（健康教育）
- ・教育相談
- ・ほつとホッと訪問相談
- ・薬物乱用防止キャンペーン（啓発活動）
- ・少年相談事業

〈基本施策4〉 生きることへの促進要因への支援

生きづらさを抱える人、複雑・複合化した課題を抱える人、制度の狭間で支援が受けづらい人に対して、各関係部署と連携を図りながら支援します。

【進行管理事業】

事業名	市川市民のテレホンガイド（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・府内外の相談先一覧「市川市民のテレホンガイド」を作成し、転入者を中心に配布し相談先の周知を行います。

〈関連事業〉 (☆印は新規事業)

- ・包括的相談支援事業 ☆（地域共生課）
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ☆（地域共生課）
- ・参加支援事業 ☆（地域共生課）
- ・権利擁護事業
- ・成年後見人制度利用支援事業
- ・高齢者等総合相談
- ・地域包括支援センター運営事業
- ・介護予防把握事業
- ・精神障がいに関する講座・講演会等開催事業
- ・居住サポート事業
- ・自立支援医療（精神通院）
- ・障がい者手帳の交付
- ・障がい者就労支援センター事業
- ・障がい者相談支援事業
- ・ピアカウンセリング
- ・基幹相談支援センター
- ・民事相談：一般相談、特別相談
- ・急病医療情報案内（あんしんホットダイヤル）
- ・訪問指導事業（成人）
- ・自立訓練事業および生活介護事業

〈基本施策5〉 遺された人への支援

自死遺族に対し、必要な相談支援につながることができるよう周知を行います。

【進行管理事業】

事業名	自死遺族相談の周知継続
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・相談者のご希望に合った相談先につながりやすいよう、こころの健康相談をはじめとした相談先の周知を行います。

〈基本施策6〉 地域におけるネットワークの強化

関係機関・庁内関係部署と連携し、自殺対策の振り返りと在り方についての確認、今後の自殺対策の推進について検討していきます。

【進行管理事業】

事業名	自殺対策関係機関連絡会および庁内連絡会
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・市民からの相談に対し、関係機関が個々に対応するのではなく、関係機関で連絡・調整・協力することで、サービスを提供していくよう、関係機関との連絡会及び庁内関係部署との会議を実施します。

事業名	「生きるを支える相談窓口一覧」の配布並びに運用管理
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・窓口業務担当者が市民の相談内容に応じて、迅速に関係窓口へ繋ぎ、連携することができるよう相談窓口一覧を作成します。

事業名	自殺者等実態把握
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・市川市の自殺・自殺未遂の実態に即した対策を行うため、市川市の自殺に関する情報（厚生労働省統計・警察庁自殺統計・千葉県衛生統計年報・救急搬送情報等）、関係諸機関で把握している統計や実態を総合的に収集・分析します。

事業名	多機関協働事業☆
所管課	地域共生課
事業概要	・重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行う。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した課題については、事例調整役を行い、支援関係機関の役割の分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う。さらに、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。

〈関連事業〉

- ・地域ケアシステム
- ・民生委員活動事業
- ・地域ケア会議（介護支援専門員会議）

5 重点施策

〈重点施策 1〉 働く世代に対する自殺対策の推進

睡眠と心の健康や病気との関係を理解し、その対応方法について伝えていきます。

【進行管理事業】

事業名	こころの健康相談
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・専用フリーダイヤルによる電話相談、または専用ポータルサイトでのWeb相談等を実施し、必要に応じカウンセリングに繋げるこころの健康相談を実施します。

事業名	快適睡眠講座
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・こころの健康を保つ方法の一つとして、快適な睡眠を得る方法や、年齢とともに変化していく睡眠のリズム等を学び、セルフケアに役立てていただけるよう講座を実施します。

事業名	若年者等就労支援事業 ☆
所管課	商工業振興課
事業概要	・就労専門相談員が就労の個別相談に応じ、若年者の就労を支援します。

事業名	労働なんでも相談 ☆
所管課	商工業振興課
事業概要	・勤労者や中小企業が抱えている労働問題に社会保険労務士が相談を行います。

〈関連事業〉

- ・起業・経営支援事業

〈重点施策2〉児童生徒に対する自殺対策の推進

若い世代が様々な困難やストレスに直面した際に、悩みを一人で抱え込まず気軽に相談できるよう相談機関の周知を行います。また、対面支援相談を実施し、必要な専門機関へ早期につなぐための取組を行ないます。

【進行管理事業】

事業名	若者のための相談ガイド（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・府内外の相談先一覧「若者のための相談ガイド」を作成し、児童・生徒へ配布し相談先の周知を行ないます。

事業名	SOSの受け止め方に関する研修（市民向けゲートキーパー養成講座）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・児童生徒の親や家族などの周囲の人を対象に、子どもの出したSOSに気づいていけるよう研修を行ないます。

事業名	こころの健康相談カード（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・こころの健康相談やメンタルチェックシステム「こころの体温計」についての周知カードを作成し、児童生徒を支える教職員へ配布することで自身や児童生徒のこころの健康づくりに繋げます。

事業名	自殺対策事業（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・こころの健康相談や厚生労働省におけるSNS等相談窓口について市公式ウェブサイトやSNS等による周知を行ないます。

〈関連事業〉

- ・ライフカウンセラー設置事業
- ・教育相談
- ・ほつとホツと訪問相談
- ・少年相談事業

〈重点施策3〉 女性に対する自殺対策の推進

妊産婦は心身に変調をきたしやすいため、悩みを一人で抱え込まないように支援していきます。

【進行管理事業】

事業名	こころの健康相談カード（普及啓発）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・こころの健康相談やメンタルチェックシステム「こころの体温計」についての周知カードを作成し、乳児家庭全戸訪問にて配布します。

事業名	母と子の相談室
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・精神疾患（うつ病等）が疑われる妊産婦およびその家族を対象に、精神科医師が面接を行います。

事業名	子育て世代包括支援事業
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・母子保健相談窓口「アイティ」にて、保健師等が母子健康手帳の交付や相談を実施します。

事業名	母子訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るため、地区担当保健師が対応します。妊娠届出書をもとに支援が必要な方や希望する方へ妊婦訪問、出生連絡票をもとに新生児および1～2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や育児相談事業、健康診査、健康教育等から支援が必要なご家庭に訪問し、個別あるいはご家庭のニーズに応じた相談・指導を行います。

事業名	産後ケア事業
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・産後の援助を十分に受け付けられない産婦およびその乳児に対し、看護職等によるケアを実施することにより、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育むことで、健やかな育児ができるよう支援します。

〈関連事業〉

- ・DV 対策事業（情報提供含む）
- ・地域子育て支援センター事業
- ・親子つどいの広場事業
- ・こども館運営事業
- ・ファミリーサポートセンター事業

- ・子どもショートステイ事業（子育て短期支援事業）
- ・母子の緊急一時保護事業（子育て短期支援事業）
- ・子ども家庭総合相談センター事業
- ・養育支援訪問事業
- ・母子健康教育事業
- ・乳幼児健診事業（1歳6か月児健診）
- ・乳幼児健診事業（3歳児健診）

〈重点施策4〉 生活困窮者等に対する自殺対策の推進

【進行管理事業】

事業名	ゲートキーパー研修（職員向け）
所管課	保健センター健康支援課
事業概要	・府内職員全体にゲートキーパーの視点を拡大すると同時に、関係機関の連携を強化しできるよう研修を行います。

事業名	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
所管課	地域共生課
事業概要	・生活困窮者にかかわらず、地域におけるつながりの中で、地域住民のニーズ・生活課題を把握する。また、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。

〈関連事業〉

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護相談支援事業
- ・生活保護受給者支援事業
- ・多重債務相談

6 市川市の自殺対策推進体制

本計画では、本市の関係部署との連携の強化を前計画より継続し、本市や千葉県内で活動する関係機関との連携を図り、広域的・専門的に推進していきます。

(1) 市川市自殺対策関係機関連絡会

自殺対策を推進するため、本連絡会を開催し、関係機関がそれぞれの立場から取組を進めるとともに連携強化し、社会的要因を含めた総合的な対策を推進していきます。

学識経験者・医療関係者・福祉関係者・警察・行政などで構成し、総合的な対策の推進に向けて連携していきます。

(2) 市川市自殺対策庁内連絡会

本連絡会は、本市における自殺対策を推進するために、福祉・教育・経済・救急・保健などの各分野における取組を総合的、一体的に進めるとともに各部署での連絡・調整・協力を行います。また、全庁的な自殺対策の在り方や相互の情報共有、意見交換を行い、関係課の役割の明確化と関係課との連携・協働により、自殺対策の推進に取り組んでいきます。

第6章 今後の成果指標

1 評価方法

内部評価（事務局：健康支援課の進行管理事業、庁内関係課による関連事業）と外部評価（市民への意識調査、市川市自殺対策関係機関連絡会）を合わせて総合評価を行います。

2 基本施策に対する指標

〈基本施策1〉自殺対策を支える人材の育成

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
ゲートキーパー養成講座（市民向け）の参加者数	累計 580人見込 (2019年度～2023年度累計)	累計145人 (2024年度～)	累計290人	累計435人	累計580人	累計725人
ゲートキーパーの認知度の向上	19.8%					30%
ゲートキーパー研修受講者のうち「自殺対策に対する理解が深まった」と回答した人の割合	90%見込	90%	90%	90%	90%	90%
自殺は社会的な取組で防ぐことが出来る認識の向上	42.0%			48%		50%

〈基本施策2〉市民への周知と啓発

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
睡眠で休養が十分にとれている人の割合	67.9%					75%
「自殺予防週間」や「自殺対策強化月間」を知っている人の割合	26.5%					30%

〈基本施策3〉若い世代に関する支援

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
相談カードの配布数	8,000部見込			8,000部/年		
若年(40歳未満)のこころの相談実施件数(延)	250人見込			250人/年		
若い世代の自殺の第1位が自殺という認識	28.8%					40%
市の自殺対策に関する認知度	8.4%					25%
市のSNS等による周知回数	4回見込			4回/年以上		

〈基本施策4〉 生きることの促進要因への支援

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
悩みごとや困ったことがあったときに誰かに相談している人の割合	61.7%					65%

〈基本施策5〉 遺された人への支援

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
自死遺族相談の周知と実施	実施	毎年度継続実施				

〈基本施策6〉 地域におけるネットワークの強化

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
「生きるを支える相談窓口一覧」配布数	500部見込	500部/年				
自殺対策関係機関連絡会と庁内連絡会の開催回数	4回見込	2回以上/年				
☆多機関協働事業【地域共生課】相談支援機関等から多機関協働事業につながったケース数	210件	360件	370件	380件	390件	400件

3 重点施策に対する指標

〈重点施策 1〉 働く世代に対する自殺対策の推進

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
快適睡眠講座実施後に「睡眠とうつ病の関係」を理解できたか	89.6%	90%	90%	90%	90%	90%
20歳代から60歳代の市民アンケート回収率	23.4%					30%
20歳代から60歳代のうつ病に関する3つのアンケート項目について「知っていた」と回答した人の割合	95%					95%
☆若年者等就労支援事業における相談開催回数 【商工業振興課】	25回 (R5.10.16現在) ※年間45回の予定	45	45	45	45	45
☆労働なんでも相談の相談開催回数 【商工業振興課】	13回 (R5.10.16現在) ※年間24回の予定	24	24	24	24	24

〈重点施策 2〉 児童生徒に対する自殺対策の推進

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
若者のための相談ガイドの配布数	22,000部見込					22,000部/年
SOSの受け止め方に関する普及啓発実施回数	1回					1回/年
市内公立小学校・中学校の教員への相談カード配布数	100%見込					100%

〈重点施策 3〉 女性に対する自殺対策の推進

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
相談カードの配布数	8,000部見込					4,500部/年
母と子の相談室の実施回数	年8回					8回/年
母子訪問利用者数（実）	3,824人見込					3,824人/年
産後ケア事業利用者数	216人見込					276人/年
母子保健相談窓口来所件数	5,900人見込					5,500人/年

〈重点施策 4〉 生活困窮者等に対する自殺対策の推進

成果指標	実績 2023年度 (基準年)	目標値				
		2024年度	2025	2026	2027	2028
ゲートキーパー研修の実施件数 (職員向け)	3件/年					3件/年
☆生活困窮者支援等のための地域づくり事業 【地域共生課】、地域住民が主体となって実施している地域の特色にあつたサロン開催数	1,185回	1,195回	1,205回	1,215回	1,225回	1,235回

第7章 生きるを支える関連事業一覧

SDGs 掲載について

【令和5年6月 厚生労働省「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引より抜粋】

1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センターホームページ SDGs のアイコンより

関連事業一覧

基本施策1 自殺対策を支える人材の育成					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	男女共同参画センター講座事業	DV防止に繋がる様な講座等を実施する	総務部 多様性社会推進課	 5 ジンダー平等を実現しよう	 16 和平と公正をすべての人々に
2	ガーデニングシティいちかわ事業	「住んでみたい」「住み続けたい」と思える魅力あるまちを「ガーデニング」を通して実現させようというもの。日頃楽しんでいる「ガーデニング」に関わる全ての活動を本市の魅力のひとつと捉え、市民や事業者と手を取り合い進めることで「景観の向上」「協働の推進」「健康の増進」「市民交流」を目指している。具体的な取組として、本事業の趣旨に賛同いただける「サポーター」の制度運営、市民等の活動成果の発表の場としての「オープンガーデン」の開催、種から育てた苗を公共空間の彩りや地域交流に活用する「協働花づくり」の実施、公共花壇の維持管理に参加いただぐ「ガーデニングボランティア」の運営等を実施している。	街づくり部 まち並み景観整備課	 11 住み続けられるまちづくりを	
3	健康都市推進事業 (健康都市推進員)	「健康都市いちかわ」を実現するため、市民・市民グループ・企業・大学等と協働し健康都市の取組を進める。また、地域に根ざした活動を行う人材の育成を行う。	企画部 健康都市推進課	 3 すべての人に 健康と福祉を	 4 良好的な教育をみんなに
4	健康教育事業	健康に関する正しい知識を普及し、市民自身が自分の健康に関心を持ち、家族・地域の健康問題にも目が向けられるように働きかける。生活習慣の改善を支援し、生活習慣病予防に努める。	保健部 健康支援課	 3 すべての人に 健康と福祉を	
5	推進員活動事業 (食生活改善推進員)	食生活改善推進員は、食に関する健康づくり及び食育を推進し、健康的な食生活の習慣化の活動を進めている。	保健部 健康支援課	 2 食糧を日々に	 3 すべての人に 健康と福祉を
6	推進員活動事業 (保健推進員)	住民の健康に関する問題点を保健師と共に見つけ、市で行っている各種保健事業の利用方法や受診を勧めることにより、地域住民の健康増進を図り、健康で明るい地域を共につくることを目的に活動している。	保健部 健康支援課	 3 すべての人に 健康と福祉を	

基本施策2 市民への啓発と周知					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	老人いこいの家等維持管理事業	高齢者の方が趣味やレクリエーションなどの活動を通じ、健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを図り、一日を楽しく過ごしていただく施設として、いきいきセンター(老人いこいの家等)は市内に13箇所設置しており、市主催の講座をはじめ、利用者の方の自主的なグループ活動が実施されている。	福祉部 地域共生課	 3 すべての人に 健康と福祉を	 11 住み続けられるまちづくりを
2	高齢者クラブ	高齢者クラブは、市内に101のクラブがあり、それぞれが地域を基盤とした高齢者の自主的な組織として、会員相互の親睦と健康づくりに努めながら、社会奉仕や教養活動、レクリエーションなど、地域を豊かにする様々な活動を行う。	福祉部 地域共生課	 3 すべての人に 健康と福祉を	 11 住み続けられるまちづくりを
3	一般介護予防事業	早期に健康づくりや介護予防に取り組むことができるよう多様な方法で普及啓発を行う。また『通いの場』の充実や社会参加の促進等を通して地域づくりを推進するほか、フレイル・要介護状態になつても自ら介護予防に取り組み、主体的な生活ができるよう介護予防や重度化防止を図る。	福祉部 地域包括支援課	 3 すべての人に 健康と福祉を	
4	緊急通報装置設置等事業	高齢者世帯及び障がい者世帯等に緊急通報装置を設置することにより、高齢者及びその家族の身体的・精神的負担の軽減や高齢者等が地域の中で自立した生活を送るための支援に寄与するとともに、緊急時に「あんしん電話受信センター」に通報できる体制を整備することにより、急病等の緊急時に連絡が取れず不慮の災難に至ることの防止及び高齢者等の生活の安定と福祉の向上を図る。	福祉部 地域包括支援課	 3 すべての人に 健康と福祉を	

第7章 生きるを支える関連事業一覧

基本施策3 若い世代に関する支援					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	創意と活力のある学校づくり事業(学校教育3ヵ年計画の推進)	学校教育3ヵ年計画に「確かな学力・豊かな心・健やかな体・信頼される開かれた学校づくり」の4つの柱を位置づけ、各幼稚園及び学校の実態や特色を活かした、学校づくりを支援する。	学校教育部指導課	 4 確かな教育をみんなに	
2	ライフカウンセラー設置事業	全小中学校にライフカウンセラーを設置し、学校における児童生徒の精神的な悩みに対応し支援する。	学校教育部指導課	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 確かな教育をみんなに
3	薬物乱用防止の取組(健康教育)	薬物乱用を防止するため、薬物の恐ろしさを正しく理解し、薬物に関する正しい知識を身に付けることができるよう、体育・保健体育の授業や薬物乱用防止教室を実施しながら充実を図る。	学校教育部保健体育課	 3 すべての人に健康と福祉を	 16 平和と公正をすべての人に
4	教育相談	子育てをする中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等がカウンセリングや心理療法等を行うことにより、悩みの解消を図り幼児・児童生徒の健全育成を図る。	学校教育部教育センター	 4 確かな教育をみんなに	 10 人々間の不平等をなくす
5	ほっとホッと訪問相談	不登校などの児童生徒及び保護者からの依頼により電話・面接・訪問相談を行うことで、児童生徒及び保護者の心の安定を図る。	学校教育部教育センター	 4 確かな教育をみんなに	 16 平和と公正をすべての人に
6	薬物乱用防止キャンペーン(啓発活動)	シンナーを始めとする薬物乱用を防止する街頭キャンペーンを実施する中で、児童生徒を対象に行う薬物の危険を知らせる教育を支援し、薬物乱用の防止に努める。	学校教育部少年センター	 3 すべての人に健康と福祉を	 16 平和と公正をすべての人に
7	少年相談事業	少年(小学校入学から20歳未満)及び保護者等を対象に、電話相談・eメール相談・面接相談を実施し、相談者の立場に立って、親身に相談を進めていく。特に家庭や学校での問題が多いため、学校、教育センター、児童相談所等との連携を強めるとともに、必要に応じて専門機関へも紹介する。	学校教育部少年センター	 3 すべての人に健康と福祉を	 16 平和と公正をすべての人に

基本施策4 生きることの促進要因への支援					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	権利擁護事業	高齢者虐待防止と養護者支援のための高齢者虐待防止ネットワークを開催する。その他に、弁護士、精神科医による相談事業も実施する。	福祉部地域包括支援課	 3 すべての人に健康と福祉を	
2	成年後見人制度利用支援事業	判断能力の低下した高齢者及び知的障がい者又は精神障がい者に対し、市長が後見開始等の審査請求及びその請求費用の負担をおこなう。低所得者に対しての後見人等の報酬を助成する。	福祉部地域包括支援課障がい者支援課	 3 すべての人に健康と福祉を	
3	高齢者等総合相談	高齢者虐待、成年後見制度利用促進等に関する相談を行う。	福祉部地域包括支援課	 3 すべての人に健康と福祉を	
4	地域包括支援センター運営事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続していくため、介護保険被保険者及びその家族等からの相談を受け、地域におけるサービス又は制度が利用できるように保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を配置し事業を実施する。	福祉部地域包括支援課	 3 すべての人に健康と福祉を	
5	介護予防把握事業	高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)等の関係機関との連携により、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に把握し、必要な介護サービスの導入や住民主体の介護予防活動につなげていく。	福祉部地域包括支援課	 3 すべての人に健康と福祉を	

基本施策4 生きることの促進要因への支援					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
6	精神障がいに関する講座・講演会等開催事業	当事者や家族への相談支援の一環として、障がいへの正しい知識を深めてもらえるよう、障がい者福祉に関する講座及び講演などを開催する。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	 10 入り組んだ不平等をなくそう
7	居住サポート事業	公営住宅や民間の賃貸住宅への居住を希望しているが、保証人がいない等の理由から入居困難な障がい者を支援する事業。入居に当たつての支援や、家主等への相談・助言などを行っている。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	
8	自立支援医療(精神通院)	精神通院医療に係る費用の一部を、公費(国1/2・県1/2)にて負担する。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	
9	障害者手帳の交付	障がいの種別と状態を確認し、必要な福祉施策・福祉サービスの利用をしやすくするために、県が障がいの種別と一定の障がいの状態にあることを認定して手帳を交付する。	福祉部 障がい者支援課	 8 繁栄のため の産業と基盤	
10	障害者就労支援センター事業	就労中もしくは就職を希望する障がい者を対象に就労に関する支援を継続的に行うとともに、家族や関係者、事業主に対して相談や調整などの支援を行う。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	
11	障がい者相談支援事業	障がい者などの福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じ、情報の提供サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な援助などをを行う。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	
12	ピアカウンセリング	障がい者がピア(仲間)として障がい者の相談を受け、相談者のエンパワメントを引き出す等により、障がい者の自立した生活を支援する。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	
13	基幹相談支援センター	障がい者に関する総合的な相談窓口を設置し、障がい者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供・福祉サービスの利用援助・社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。また、相談支援機能強化事業(専門的な相談支援等をする困難ケースへの対応や障がい者福祉サービス事業者等に対する専門的な指導・助言を行う事業)等を24時間365日体制で実施する。	福祉部 障がい者支援課	 3 すべての人に 健康と福祉	 10 入り組んだ不平等をなくそう
14	包括的相談支援事業(生活困窮者自立相談支援事業)	専門の知識を持つ自立支援相談員を配置し、日常生活の中で困りごとを抱える方が地域において自立した生活を送れるよう、支援を行うための自立相談支援機関「市川市生活サポートセンターそら」にて、離職や収入の減少により住居を喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給する住居確保給付金の申請受付など、各種相談・支援を実施する。	福祉部 地域共生課	 1 貧困を なくす	 3 すべての人に 健康と福祉
15	生活保護相談支援事業	生活に困窮する人に対して生活保護の相談、制度の説明、申請受理を行う。	福祉部 生活支援課	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
16	生活保護受給者支援事業	生活保護受給者に対して、最低限度の生活を保障をするとともに、自立助長を図る。	福祉部 生活支援課	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	
17	DV等対策事業(情報提供)	広報・市公式Webサイト等でDVに関する情報提供及び相談の案内を行う。	総務部 多様性社会推進課	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 16 平和と公正を すべての人に
18	DV等対策事業	DVを含む女性からの様々な相談及び専門的な法律相談に女性弁護士、女性相談員を配置し対応する。	総務部 多様性社会推進課	 5 ジェンダー平等を 実現しよう	 16 平和と公正を すべての人に
19	民事相談:一般相談、特別相談(弁護士、司法書士、行政書士、行政相談委員、宅地建物取引士、土地家屋調査士、税理士、交通事故相談員)	民事上の様々な問題について市民相談員が対応する。また、専門的な内容については、弁護士、司法書士等が相談に応じる。	市民部 総合市民相談課	 1 貧困を なくす	
20	多重債務相談	消費者金融等からの借り入れや返済などで苦しんでいる方を対象に、弁護士による多重債務専門相談を予約制にて行う。	市民部 総合市民相談課 (消費生活センター)	 1 貧困を なくす	

第7章 生きるを支える関連事業一覧

基本施策4 生きることの促進要因への支援					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
21	若年者等就労支援事業（ジョブサポートいちかわ）	就労専門相談員と個別相談によるキャリアカウンセリングを行い、若年者の就労を支援する。	経済観光部 商工振興課	8 動きがいい 経済成長	
22	労働なんでも相談	勤労者や中小企業が抱えている労働問題の夜間の相談を行う。	経済観光部 商工振興課	8 動きがいい 経済成長	
23	起業・経営支援事業	市内で起業した人、市内での起業を計画している人を対象として、経営・財務・人材育成・販路開拓等についての全般的な相談に対応する。また、起業塾やセミナーを開催することで新規事業者の創出を促しているほか、起業家同士の交流の場としての機能も担っている。	経済観光部 経済産業課	8 動きがいい 経済成長	9 経営と技術革新の基盤をつくろう
24	急病医療情報案内（あんしんホットダイヤル）	病院・診療所等の案内や医師や看護師等による急な病気・けが等健康状態についての相談、メンタルヘルスの相談などを24時間・無休でフリーダイヤルにて受付けている。	保健部 疾病予防課	3 すべての人に 健康と福祉を	
25	地域子育て支援センター事業	主に保育園等を併設し、保育園の機能を活かし、子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、各種子育て教室等の開催及び子育てサークルの支援を行う。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	11 生み育みられる まちづくり
26	親子つどいの広場事業	子育て中の親子が気軽に集える場として、親子つどいの広場を設置し、子育て中の親子の交流の場の提供や育児に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供及び地域の支援者への講習を行う。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	11 生み育みられる まちづくり
27	こども館運営事業	児童福祉法に基づく児童館とそれに準ずる施設を設置し、遊びの提供を行う居場所とともに、育児不安の解消や児童の問題発見・解決のための相談・情報提供を行う。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	11 生み育みられる まちづくり
28	ファミリー・サポート・センター事業	育児の支援をしたい会員、育児の支援を受けたい会員、両方を利用したい会員を組織化し、子育てに関する人と人との相互援助活動として、保育園・幼稚園・放課後保育クラブへの送迎・送迎後の預かり等のサポートを行う。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	11 生み育みられる まちづくり
29	こどもショートステイ事業（子育て短期支援事業）	保護者の疾病・出産・出張等、又は育児の負担感により、数日にわたり家庭において児童の養育が困難になった場合、宿泊施設で子どもを預かる。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	16 平和と公正を すべての人に
30	母子の緊急一時保護事業（子育て短期支援事業）	DV避難等により居所がなくなってしまった母子を施設において一時的に保護するとともに、自立に向けた支援を行う。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	16 平和と公正を すべての人に
31	子ども家庭総合相談センター事業	子どもと子育て家庭に関する総合相談窓口として、保健・福祉・教育等に関する基本的な問い合わせやサービスの照会等に応じるとともに、手続きや相談が必要な場合には、関係機関と連携して適切な支援を実施する。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	16 平和と公正を すべての人に
32	養育支援訪問事業	保健センターの新生児訪問や虐待通報等により、児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、ヘルパー等を派遣して養育に関する指導、助言、家事・育児援助等を行うことにより、家庭における児童の適切な養育環境を確保する。	こども部 こども家庭支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	16 平和と公正を すべての人に
33	訪問指導事業（成人）	対象者の心身の状況や生活環境から療養上の保健指導が必要と認められる者に対し、保健師等が訪問し本人及び家族に対し指導を行うことで、対象者の心身機能の低下防止と健康保持増進を図れるよう支援する。	保健部 健康支援課	3 すべての人に 健康と福祉を	

基本施策4 生きることの促進要因への支援					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
34	母子健康教育事業	子育てに不安を持つ保護者に対し、社会的孤立を予防し、安心して子どもを産み育てられるように支援する。	保健部 健康支援課		
35	乳幼児健診事業 (1歳6か月児 健康診査事業)	1歳6か月児は身体発育、精神発達面で歩行や言語等の発達の指標が得られる時期である。運動機能、視聴覚の障がい、精神発達遅滞等を早期発見し適切な指導を行う。	保健部 健康支援課		
36	乳幼児健診事業 (3歳児健康診査事業)	3歳児は社会性が芽生え身の回りのことができるようになってくる時期である。発育状態、栄養の良否、疾病の有無などの健診にとどまらず多角的に行うとともに、幼児の健康の保持増進を図るために適切な指導を行う。	保健部 健康支援課		
37	産後ケア事業	産後の援助を十分に受けられない産婦およびその乳児に対し、看護職等によるケアを実施することにより、産婦の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、産婦自身がセルフケア能力を育むことで、健やかな育児ができるよう支援する。	保健部 健康支援課		
38	乳児家庭全戸訪問事業	妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するとともに疾病の予防・健康の増進を図るために、地区担当保健師が対応する。妊娠届出書をもとに支援が必要な方や希望する方へ妊婦訪問、出生連絡票をもとに新生児および1~2か月児のいる家庭の全戸訪問、また希望者や育児相談事業、健康診査、健康教育等から支援が必要なご家庭に訪問し、個別あるいはご家庭のニーズに応じた相談・指導を行う。	保健部 健康支援課		
39	子育て世代包括支援事業	妊娠・出産・子育てに対する安心感を醸成し、児童虐待の発生予防につなげつため、妊娠期から子育て期にわたる相談支援を行う窓口を設置し、妊娠届出時の相談や子育て・健康相談に保健師等が対応する。	保健部 健康支援課		
40	自立訓練事業および生活介護事業	主に精神障がい者に対し、障がい福祉サービスの通所事業において、自宅から通所先までの送迎サービスを行うことにより、障がい者が引きこもりにならず、地域に居場所を見つけて社会参加ができるよう支援を行う。	特定非営利活動法人ほっとハート(ほっとハートらいふ)		

基本施策6 地域におけるネットワークの強化					
No.	事業名	事業概要	担当課	SDGs	
1	地域ケアシステム	地域住民で組織する「地区社会福祉協議会」が中心となって取り組んでいる、支え合い・助け合いの具体的な取り組みのひとつとして、地域での見守りネットワークづくりを進めていくことで、孤立の予防に繋げる。「地区社会福祉協議会」の活動を支援するために、拠点活動を整備し補助金を支出する。	福祉部 地域共生課		
2	民生委員活動事業	民生委員・児童委員は、地域住民から相談を受け、必要に応じて行政や支援機関へつなぐ「パイプ役」として活動している。また65歳以上で民生委員の見守りを希望する一人暮らしの方に対し、月に1回程度の訪問を行っている。	福祉部 地域共生課		
3	地域ケア会議 (介護支援専門員会議)	各地域包括支援センターが主催し、介護支援専門員の資質向上を図るために、事例検討会や研修会を開催し、制度や施策に関する情報提供を行う。	福祉部 地域包括支援課		

資料編

資料編

こころの健康と自殺対策に関するアンケート 調査票

問1 あなたご自身のことについてお答えください。

(1)性別	1. 男	2. 女	3. その他()
(2)年齢	1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上		
(3)お住まいの地区	1. 北部	2. 中部	3. 南部
北部町名	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野、宮久保、下貝塚、曾谷、国分、東国分、稻越、堀之内、北国分、中国分、国府台		
中部町名	北方町4丁目、東菅野、真間、市川、須和田、菅野、平田、八幡、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神、新田、市川南、大洲、大和田、南八幡 鬼高、稻荷木、東大和田、田尻、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典		
南部町名	河原、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、妙典、富浜、末広、宝、幸、入船、日之出、千鳥町、加藤新田、高浜町、塩浜、押切、行徳駅前、湊、湊新田、塩焼、香取、欠真間、相之川、新井、広尾、島尻、福栄、新浜、南行徳、下妙典		
(4)家族構成	1. 単身(1人暮らし)世帯	2. 本人と配偶者のみ(2人暮らし)の世帯	
	3. 二世代家族(子または親と同居)	4. 三世代家族(親と子または孫と同居)	
	5. その他()		
(5)職業	1 自営業	2 会社員、公務員等の常勤職	3 専業主婦(夫)、
	4 学生	5 契約社員、パートタイマー、アルバイト等	6 無職
	7 その他()		

・市川市に住んでどのくらいですか？(年 ヶ月)

問2 あなたはこころの健康に満足していますか？100点満点であてはまる点数に○をつけてください。

100点	90点	80点	70点	60点	50点	40点
30点	20点	10点	10点未満	わからない		

問3 毎日眠れていますか。

1. 眠れている
2. 眠っていない(寝つきが悪い・途中で何度も目が覚める・早くから目が覚める・睡眠時間の確保が難しいなど)

問4 あなたは、日常生活での悩みやストレスがありますか。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問5 問4で悩みやストレスが「ある」と答えた方にうかがいます。

ストレスは十分解消できていると感じていますか？

1. 解消できている	2. 解消できていない	3. わからない
------------	-------------	----------

問6 問4で悩みやストレスが「ある」と答えた方にうかがいます。悩みやストレスの対象となるものを3つ選び、番号を下欄にご記入ください。

- | | | |
|-----------------|----------------|----------------|
| 1. 家族内の人間関係 | 2. 学校や職場の人間関係 | 3. 知人・友人との人間関係 |
| 4. 恋愛・結婚・離婚 | 5. 身近な人の死 | 6. 過重労働 |
| 7. 仕事（内容・環境・給与） | 8. 失業・就職難（転職） | 9. 家事 |
| 10. 収入・家計 | 11. 借金・ローン | 12. 自分の身体的病気 |
| 13. 自分の精神的病気 | 14. 家族の健康不安・病気 | 15. 家族などの介護 |
| 16. 子育て（乳幼児） | 17. 子育て（学齢以上） | 18. 将来（自分・家族） |
| 19. 政治・社会的な不安 | 20. 原因がわからない | |
| 21. その他（
） | | |



- | |
|-------------------------|
| 1. 最もストレスを感じるもの（
） |
| 2. 2番目にストレスを感じるもの（
） |
| 3. 3番目にストレスを感じるもの（
） |

問7 あなたは、今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことがありますか。

- | | | |
|-------|-------|-----------------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 答えたくない・わからない |
|-------|-------|-----------------|

問8 悩みごとや困ったことなどがあったとき、誰かに相談していますか。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 相談している（→問9へ） | 2. 相談していない（→問10へ） |
|-----------------|-------------------|

問9 問8で「相談している」と答えた方にうかがいます。

[1]どなたに相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|---------|--------------|-------|---------|----------------|-------|
| 1. 家族 | 2. 親戚 | 3. 友人 | 4. 近所の人 | 5. 職場の同僚・上司・部下 | 6. 病院 |
| 7. 相談窓口 | 8. その他（
） | | | | |

[2]どのように相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------|--------------|
| 1. 会って話す | 2. 電話で話す |
| 3. インターネット、メールなど | 4. その他（
） |

問10 問8で「相談していない」と答えた方にうかがいます。それはなぜですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. プライバシーが守られるか不安 | 2. 話したくない内容を聞かれるのではないか |
| 3. 上手く話せないのではないか | 4. 逆に責められるのではないか |
| 5. 面倒くさい・おっくうだ | 6. 恥ずかしい |
| 7. 自分で解決できると思う | 8. 相談する人がいない |
| 9. その他（
） | |

問11 うつ病について、以下のことを知っていますか。

[1] 誰もがかかる可能性のある病気である。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

[2] うつ病は、生活苦や失業、人間関係、病気など、様々なストレスと関係がある。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

[3] 薬の治療とともに、ゆっくり休養することが必要である。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問12 自殺対策について以下のことを知っていますか。

わが国の自殺者数はピーク時 3 万 4 千人超(H15 年 10 万人あたり約 27 人)でしたが、近年 2 万 1 千人弱に減少(R3 年 10 万人あたり約 17 人)してきていることを知っていましたか。(警察庁自殺統計より)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問13 自殺は社会的な取り組みで防ぐことができると思いますか。

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1. そう思う | 2. そう思わない | 3. わからない |
|---------|-----------|----------|

問14 市川市が自殺対策に取り組んでいることを知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問15 これからの自殺対策として大切なものはどのようなことだと思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|-------------------------|---------------|
| 1. 相談窓口のわかりやすさ | 2. 総合的な電話相談 | 3. 24 時間対応の相談 |
| 4. うつの専門相談窓口の設置 | 5. 中高年男性のための健康相談 | 6. 女性のための健康相談 |
| 7. 多重債務相談 | 8. 自死遺族（家族を自殺でなくされた方）相談 | |
| 9. 失業対策・雇用の確保 | 10. かかりつけ医の目配り | |
| 11. 自殺予防に関する講演会の実施 | 12. 広報での呼びかけ | 13. 啓発ポスターの掲示 |
| 14. 若い年齢層からの「いのちの教育」 | 15. ストレス対処法の学習会 | |
| 16. 適正な飲酒に対する啓発 | 17. 保健師や民生委員などによる戸別訪問 | |
| 18. 高齢者対象の生きがい事業の促進 | 19. その他 () | |

問16 あなたご自身が、自殺対策に対してどのようなことができると思いますか。

(例：身边に悩んでいそうな人がいたら、声をかける)

問17 「ゲートキーパー」を知っていますか。

- | | | |
|----------|-------------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない | 3. 知らない |
|----------|-------------------------|---------|

※自殺予防に関する「ゲートキーパー」とは…(厚生労働省 HP より引用)

自殺の危険を示すサイン気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです

問18 「自殺予防週間」(9月10~16日)や、「自殺対策強化月間」(3月)を知っていますか？

- | | | |
|----------|-------------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない | 3. 知らない |
|----------|-------------------------|---------|

問19 若者の死因の 1 位が自殺であることを知っていますか？

- | | | |
|----------|-------------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない | 3. 知らない |
|----------|-------------------------|---------|

問20 19歳以下の子どもが困難に直面した時に、乗り越えられる力になるものとはどのようなものだと
思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1. 自己肯定感・自分を大切にする気持ち | 2. 大切にされていると感じること |
| 3. 居場所・安心できる心の拠りどころがある | 4. 夢・目標・打ち込めるもの |
| 5. 認めてくれる人の存在 | 6. 話を聴いてくれる人の存在 |
| 7. 自ら助けを求められる力 | 8. その他 () |

問21 19歳以下の子どもが困難に直面した時に、何が(どのようなことが)あれば良いと考えますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------|--------------------------|-----------------|
| 1. 心の支えとなる人間関係 | 2. 相談にのってくれる人 | 3. 気づき声をかけてくれる人 |
| 4. 公的な相談機関 | 5. 対応を知る機会(インターネットサイトなど) | |
| 6. その他 () | | |

問22 あなたは、市の相談窓口を知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問23 あなたは、市の相談窓口を利用したことがありますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 利用したことがある | 2. 利用したことがない |
|--------------|--------------|

[1] 「利用したことがある」と答えた方にうかがいます。それはどこですか。具体的にご記入ください。

--

[2] 「利用したことない」と答えた方にうかがいます。それはなぜですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| 1. プライバシーが守られるか不安 | 2. 話したくない内容を聞かれるのではないか |
| 3. 上手く話せないのでないか | 4. 逆に責められるのではないか |
| 5. 場所が遠くて不便 | 6. 相談したい時間帯に開いていない |
| 7. 面倒くさい・おっくうだ | 8. 恥ずかしい |
| 9. 効果が期待できない | 10. 相談場所を知らない、わからない |
| 11. 相談することがない | 12. その他 () |

問23 その他、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

--

※データ処理の都合上、封筒には調査票以外のものを同封しないでください。
ご協力ありがとうございました。

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

資料編

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一條 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。一 自殺総合
対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進
すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣大臣が指定する者
をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図る
ものとする。

附 則（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（抄） ※平成 27 年法律第 66 号

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に
定める日から施行する。

一・二 （略）

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定
により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一
項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（抄） ※平成 28 年法律第 11 号

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
2 （略）

市川市自殺対策関係機関連絡会

(平成 22 年 4 月設置、平成 27 年 12 月改正)

設置要綱

「市川市自殺対策関係機関連絡会に関する要綱」(抄)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、本市が関係機関と調整を図ることを目的として開催する市川市自殺対策関係機関連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整事項)

第 2 条 市長は、連絡会を開催し、関係機関と、次に掲げる事項について調整を図るとともに、自殺対策の推進に関し情報を共有するものとする。

- (1) 本市が定める自殺対策の推進に関する計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る連携に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る役割分担に関すること。
- (4) 自殺対策の具体的な事例の紹介に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項。

(出席依頼)

第 3 条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関に所属する者それぞれ 1 人（一般社団法人市川市医師会にあっては、2 人）の出席を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人市川市医師会
- (2) 一般社団法人市川市薬剤師会
- (3) 社会福祉法人市川市社会福祉協議会
- (4) 社会福祉法人千葉いのちの電話
- (5) 精神保健福祉関係の活動をしている特定非営利活動法人
- (6) 市川商工会議所
- (7) 市川市民生委員児童委員協議会
- (8) 千葉県市川健康福祉センター
- (9) 千葉県市川警察署
- (10) 千葉県行徳警察署

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者 2 人に対し、連絡会への出席を依頼することができる。

3 市長は、第 1 項各号に掲げる関係機関について、本市における自殺対策の推進状況を踏まえ、おおむね 2 年ごとに見直しを行うものとする。

(守秘義務)

第 4 条 連絡会に出席した者は、そこで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(連絡会の進行)

第 5 条 連絡会は、保健部保健センター健康支援課長が進行するものとする。

(以下 略)

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 8 日から施行する。

令和5年度 市川市自殺対策関係機関連絡会 名簿

	所 属 機 閣	氏 名 (敬称略)
1	国立国際医療研究センター 国府台病院	鵜重 順康 (学識経験者)
2	国立国際医療研究センター 国府台病院	山本 啓太
3	一般社団法人 市川市医師会	吉岡 雅之
4	一般社団法人 市川市医師会	岩澤 秀明
5	一般社団法人 市川市薬剤師会	新井 るり子
6	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	山崎 泰介
7	社会福祉法人 千葉いのちの電話	齋藤 浩一
8	特定非営利活動法人 ほっとハート	松尾 明子
9	市川商工会議所	後藤 晃司
10	市川市民生委員 児童委員協議会	田中 隆
11	市川健康福祉センター	山本 裕香
12	市川警察署	田野 英明
13	行徳警察署	小佐野 絵梨奈

市川市自殺対策庁内連絡会

(平成 30 年 4 月設置)

設置要綱

「市川市自殺対策庁内連絡会設置要綱」

(設置)

第 1 条 自殺対策に関する情報を庁内で共有し、及び自殺対策に係る施策の調整を図ることにより、本市の自殺対策を推進するため、市川市自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る部門間の連絡調整に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 連絡会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長は保健部次長の職にある者を、副会長は保健センター－健康支援課長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 5 条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、第 2 条各号に掲げる事項について関係する職員を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

3 会長は、会議において協議を行った事項について、必要に応じて、市長に報告するものとする。

(事務)

第 6 条 連絡会の事務は、保健センター健康支援課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 12 日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 保健部次長
- (2) 総務部職員課健康管理担当室長
- (3) 総務部多様性社会推進課長
- (4) 企画部企画課長
- (5) 財政部財政課長
- (6) 市民部総合市民相談課長
- (7) 経済観光部商工業振興課長
- (8) 福祉部地域共生課長
- (9) 福祉部地域包括支援課長
- (10) 福祉部介護保険課長
- (11) 福祉部障がい者支援課長
- (12) 福祉部生活支援課長
- (13) こども部こども家庭支援課長
- (14) 保健部保健センター健康支援課長
- (15) 保健部保健センター疾病予防課長
- (16) 消防局救急課長
- (17) 教育委員会事務局学校教育部指導課長
- (18) 教育委員会事務局学校教育部教育センター所長
- (19) 教育委員会事務局学校教育部少年センター所長

いのち支えるいちかわ自殺対策計画（第3次）

2024年3月

編集・発行 市川市保健部 保健センター健康支援課
〒272-0023 千葉県市川市南八幡4丁目18番8号
電話：047-377-4511 FAX：047-316-1568
市川市ホームページ：<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>
